

令和4年 第3回定例会

大和村議会会議録

第3回定例会 令和4年9月7日（水）開会
令和4年9月21日（水）閉会

大和村議会

令和４年第３回大和村議会定例会会期日程

９月７日（水）開会～９月２１日（水）閉会 会期１５日間

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第 １ 日	９ 月 ７ 日	水	本会議	開 会 １ 会議録署名議員の指名 ２ 会期の決定 ３ 諸般の報告 ４ 行政報告 ５ 議案第３２号 令和４年度大和村一般会計補正予算（第２号）について ６ 議案第３３号 令和４年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について ７ 議案第３４号 令和４年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について ８ 議案第３５号 令和４年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第２号）について ９ 議案第３６号 令和４年度大和村介護保険特別会計補正予算（第１号）について １０ 議案第３７号 令和４年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について １１ 議案第３８号 令和４年度大和村大和の園特別会計補正予算（第２号）について １２ 議案第３９号 令和４年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について １３ 認定第 １ 号 令和３年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について １４ 認定第 ２ 号 令和３年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

日 次	月 日	曜 日	会 議 別	日 程
第 1 日	9 月 7 日	水	本会議	ついて 15 認定第 3 号 令和 3 年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 16 認定第 4 号 令和 3 年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について 17 認定第 5 号 令和 3 年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 18 認定第 6 号 令和 3 年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について 19 認定第 7 号 令和 3 年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について 20 認定第 8 号 令和 3 年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 21 令和 3 年度決算審査特別委員会の設置について 22 議案第 40 号 小型動力ポンプ付軽積載車購入取得について 23 陳情第 8 号 義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について 24 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択について
第 2 日	9 月 8 日	木	休 会	
第 3 日	9 月 9 日	金	休 会	
第 4 日	9 月 10 日	土	休 会	

日 次	月 日	曜 日	会 議 別	日 程
第 5 日	9 月 1 1 日	日	休 会	
第 6 日	9 月 1 2 日	月	委員会	決算審査特別委員会（現地調査）
第 7 日	9 月 1 3 日	火	本会議	1 一般質問（6 名） （午前） 8 番 宮田 到 議員 7 番 中井文忠 議員 2 番 前田清和 議員 （午後） 1 番 市田実孝 議員 6 番 勝山浩平 議員 5 番 蔵 正 議員
第 8 日	9 月 1 4 日	水	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
第 9 日	9 月 1 5 日	木	休 会	
第 10 日	9 月 1 6 日	金	委員会	決算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第 11 日	9 月 1 7 日	土	休 会	
第 12 日	9 月 1 8 日	日	休 会	
第 13 日	9 月 1 9 日	月	休 会	敬老の日
第 14 日	9 月 2 0 日	火	休 会	
第 15 日	9 月 2 1 日	水	本会議	1 議案第 4 1 号 大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 2 議案第 4 2 号 大和村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について 3 議案第 4 3 号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について 4 議案第 4 4 号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 5 同意第 3 号 大和村教育委員会教育長の任命について 6 認定第 1 号 令和 3 年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日 次	月 日	曜 日	会議別	日 程
第 15 日	9月21日	水	本会議	7 認定第 2 号 令和 3 年度大和村簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定に ついて 8 認定第 3 号 令和 3 年度大和村国民健康保険 特別会計歳入歳出決算の認定に ついて 9 認定第 4 号 令和 3 年度大和村大和診療所特 別会計歳入歳出決算の認定につ いて 10 認定第 5 号 令和 3 年度大和村介護保険特別 会計歳入歳出決算の認定につい て 11 認定第 6 号 令和 3 年度大和村集落排水事業 特別会計歳入歳出決算の認定に ついて 12 認定第 7 号 令和 3 年度大和村大和の園特別 会計歳入歳出決算の認定につい て 13 認定第 8 号 令和 3 年度大和村後期高齢者医 療特別会計歳入歳出決算の認定 について (決算審査特別委員長報告及び採決) 14 議員派遣の件について 15 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査につい て 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査につい て 閉 議

第 3 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 4 年 9 月 7 日（水）

大 和 村 議 会

令和４年第３回大和村議会定例会会議録

令和４年９月７日（火）

午後１時３０分 開 会

１ 議事日程

開会の宣告

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 行政報告
- 日程第 ５ 議案第３２号 令和４年度大和村一般会計補正予算（第２号）について
- 日程第 ６ 議案第３３号 令和４年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 ７ 議案第３４号 令和４年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 ８ 議案第３５号 令和４年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 ９ 議案第３６号 令和４年度大和村介護保険特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 １０ 議案第３７号 令和４年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 １１ 議案第３８号 令和４年度大和村大和の園特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 １２ 議案第３９号 令和４年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 １３ 認定第 １ 号 令和３年度大和村一般会計歳入歳出決算の確認について
- 日程第 １４ 認定第 ２ 号 令和３年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 １５ 認定第 ３ 号 令和３年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 １６ 認定第 ４ 号 令和３年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 １７ 認定第 ５ 号 令和３年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 １８ 認定第 ６ 号 令和３年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 7 号 令和 3 年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 8 号 令和 3 年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 令和 3 年度決算審査特別委員会の設置について

日程第 22 議案第 40 号 小型動力ポンプ付軽積載車購入取得について

日程第 23 陳情第 8 号 義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第 24 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の 2 分の 1 復元をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8 名)

1 番	市 田 実 孝 君	6 番	勝 山 浩 平 君
2 番	前 田 清 和 君	7 番	中 井 文 忠 君
3 番	重 信 安 男 君	8 番	宮 田 到 君
5 番	藏 正 君	9 番	奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0 名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 崎 一 也 君	主 査	後 藤 美穂子 君
--------	-----------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	森 永 学 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	早 川 勝 志 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君
教委指導主事	前 田 剛 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午後１時３０分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和４年第３回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則第127条の規定によって、５番、藏 正君、６番、勝山 浩平君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第２、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月21日までの15日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から９月21日までの15日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第３、諸般の報告を行います。

令和４年第２回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで諸般の報告は終わります。

-----○-----

日程第４ 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第４、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。行政報告の前に、先週末からの台風11号におきましては、私ども奄美大島には直接影響がなかったことに対しまして、安心したところでもございます。その中で、今後も台風襲来が予想されますので、我々もしっかり避難所の対応などを取り組んでまいりたいというふうに改めて思うところでもございます。

また、今週からコロナの感染者も増えている状況でございまして、診療所の小川医師とも連携を図りながら、今、対応をしているところでもございます。我々も業務に支障がないようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思うところでもございます。

それでは、令和4年の第2回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月、7月におきましては、鹿児島県における会合と、そしてまたスポーツ大会もコロナ感染対策をしながら開催をされたところでもございます。

7月の16、17におきましては、大島地区大会が開催された中で、本村から10競技に100名余りの選手団を送り出したところでもございます。その中で、ラグビー競技とカヌー競技が見事優勝ということで、我々も誇りとするところでもございます。本来なら祝賀会も開催したいところでもございましたが、今後、状況を見ながら実施に向けて取組めればというふうに思っているところでもございます。

7月の22日でございますけれども、元村議会議員の今井喜秀幸氏に叙勲の授章がございましたので、役場のほうで伝達をさせていただきました。昭和55年から5期20年にわたっての議員活動の中で、村の振興に大きく寄与されたということで、御家族の皆さんの御出席のもとで伝達をさせていただいたところでもございます。

7月の26日でございますが、御案内のとおり遺産センターのオープン式典がございました。我々大和村には野生生物保護センターもありますけれども、この本島内での周遊観光ができる位置付けの場所ができたというふうに思っております。我々もアマミノクロウサギの施設を含めて、今後、来村される方に大きくPRできることにもつなげて行きたいというふうに思うところでもございます。

7月の26日でございますが、奄振の要望にあわせて自民党の奄美振興特別委員会が開催されました。現在のところ、先日、参議院の議長に就任しました尾辻秀久参議院議員が、今、委員長でございますけれども、今後、組織も変わっていくんじゃないかというふうに思っております。また、来年度の予算要望の中では、公共、非公共合わせて213億円が示されたところでもございまして、我々も奄美群島の12市町村が一体になりながら、そしてまた議会議長の皆さんと連携を図りながら、予算獲得に向けて今後も取り組んでいきたいと思っているところでもございます。

8月に入りまして、8月の3日に10回目の子ども議会も開催させていただきました。子供から身近な率直な御意見も賜り、そして特に子供の遊び場がないということもございまして、議会のみなさんにも御理解をいただいている中で、各学校の遊具施設についても、今後しっかり対応をしてい

きたいというふうに思っているところでございます。

8月の25日でございますけれども、知事と会う機会がございまして、懇談を交えてお話をさせていただきました。現在、奄美大島本島内での大型プロジェクト、3月に宮古崎トンネルが開通をいたしました。今現在、奄美市のトンネル事業が進められる予定になっておりますけれども、今後、大島本島内の県事業に対する取組について、いろいろと懇談をさせていただいたところでもございます。我々もしっかり県当局とも連携を図りながら、いろんな形で進めさせていただければというふうに思うところでございます。

8月の30日でございますけれども、皆さんも御案内のとおり大和村における政策住宅の誘致に関する協定をさせていただきました。これは大和村にとりまして初めての取組でございますが、我々がその整備されたところに対しまして助成をするということもございまして、村の定住促進には大きく寄与する取組ではないかというふうに思います。また、民間をしっかりと活用する中で、我々も定住促進の対策につなげていければというふうに思っておりますので、また議会の皆様からいろいろと御意見をいただければ大変ありがたいというふうにおもうところでございます。

以上かいつまんだ説明をいたしましたけれども、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第32号 令和4年度大和村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第32号、令和4年度大和村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業やプレミアム商品券事業など、歳入歳出それぞれ2億3,174万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2億3,174万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,974万2,000円にしようとするものです。

歳入の主なものから御説明いたします。

7ページをお開きください。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税

の交付額決定により 1 億1,566万円を計上いたしました。

同じく 7 ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額の決定により2,220万3,000円を計上いたしました。

8 ページをお開きください。款15県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金は、プレミアム商品券支援事業補助金における経費分と事務費分の合計で287万3,000円を新規計上いたしました。

同じく 8 ページでございます。目 3 衛生費県補助金は、大和診療所特別会計繰入金の減額により446万5,000円を減額計上いたしました。

同じく 8 ページでございます。款19繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度からの繰越金として7,969万6,000円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。款20諸収入、項 3 雑入、目 2 雑入は、消防団員安全装備品整備事業補助金の決定及びプレミアム商品券の販売見込額の合計で815万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 財政管理費は、財政調整基金への積戻しとして 1 億2,300万円を計上いたしました。

同じく10ページの目 6 の財産管理費は、大和浜埋立地における造成費用の重機借上料と公有財産購入費として名音集落住宅用地購入の113万円と合わせ、役場背後地の購入1,036万円の合計で1,234万円を計上いたしました。

11ページをお開きください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目18地方創生臨時交付金事業原油価格物価高騰分につきましては、学校給食及び福祉施設関連の賄い材料費などの需用費のほか、肥料高騰対策補助金、地域商品券事業における負担金補助及び交付金の合計として2,240万円を新規計上いたしました。

12ページをお願いいたします。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目25福祉事務所設置準備事業は、福祉事務所設置に向けた会計年度任用職員の期末手当のほか、研修における旅費及び福祉事務所システム導入委託費など、合計で347万5,000円を新規計上いたしました。

13ページをお開きください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 大和診療所費、節27繰出金は、特別会計前年度繰越金の増による一般会計繰入金減により大和診療所繰出金を450万円減額計上いたしました。

14ページをお願いいたします。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 8 農地費は、大棚毛陣地区市民農園用の公有財産購入費と合わせ、その立木などの補償費の合計で316万8,000円を計上いたしました。

同じく14ページでございます。款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費は、プレミアム付商品券の販売委託料及び関連して商品券の換金費用のほか、時短営業協力支援金などの合計として1,096万1,000円を計上いたしました。

15ページをお開きください。款7 土木費、項6 住宅費、目3 空き家改修事業は、定住促進住宅の修繕費と合わせ名音地区財産購入予定の用地内における廃屋解体の重機借上げ料として、合計で700万円を計上いたしました。

同じく15ページをお願いいたします。款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費は、消防団員公務災害補償共済基金の採択を受け、消防団員用救命胴衣等の安全装備品の消耗品として110万円を計上いたしました。

同じく15ページをお願いいたします。目5 防災行政費は、今年度から3カ年計画で進める防災無線更新事業に合わせ、あまみFM電源装置及びバッテリーの修繕料として105万円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。款13 予備費におきましては、44万7,000円を増額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

4点お伺いをいたします。まず10ページ、公有財産購入費、名音に住宅用地確保のためとありました。また、15ページにも解体費用等が計上されておりますけれども、集落からの要望であり、早い対応をとっていただき誠にありがとうございます。集落に移住を望む方がたくさんいらっしゃるんですけど、これまで家を紹介できないという状態が続いておりました。早急に住宅の確保を求めたいところでありますが、今後、解体また土地の登記等、作業があると思いますけれども、なるべく早い整備を求めています。大体いつぐらいの整備計画がありますか。

○総務課長（政村勇二君）

この住宅用地の確保につきましては、以前、名音集落のほうからも要望がございまして、3件ほど御案内をいただいたところでございますが、やはり現所有者の名義であったり、建物の名義、そういったところから、まず、この1件を今回購入を進めていきたいと思っているところでございます。やはり、現在ある建物の状態もかなり古いものでございますので、その解体も含めてですね、実際、今正直、じゃ、何月からというはっきりした答弁はできないところではございますが、予算の計上も含めてですね、新年度予算に計上を進める予定で、また査定の段階で話を進めていければというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

次に、11ページですね、肥料高騰対策補助金、この事業の説明、午前中もいただきましたけれども、確認のために再度お願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

説明いたします。地方創生臨時交付金の中で肥料、化学肥料の高騰に対して農家さんに助成しようということでございます。化学肥料、ひらとみで販売している化学肥料、数が多いんですが、その種類ごとに値上がり幅も多いわけですが、7月から高騰いたしましたので、その高騰分についてを助成というか、農家さんは高騰前の価格で購入できるような形でございます。年間を含めた購入額を予算計上しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

これから今、国で進めている肥料等価格緊急対策事業が始まってまいります、高騰分の7割を国、15%を県が補填をするという内容であるそうですが、この新しいこれから始まる肥料補助制度の活用は考えておりますか。遡って6月から来年の5月まで対象ということではありますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

国の肥料高騰対策事業の情報が入る前に、役場のほうでこの臨時交付金を高騰分に当てるということで、農家さんは物価高騰の影響を受けてないということでございますので、大和村の農家さんに限りましては、国の高騰対策事業は該当しないと思われいます、今年度はですね。次年度以降はその動向をよく見ないと分かりませんが、今年度についてはもうすでに高騰分の恩恵をうけますので、影響はないと、申請もできないということでございます。

○6番（勝山浩平君）

農家の経営支援で素早い対応で進められたようで、すばらしいものであったと思いますが、これからに関しても、この新しい補助事業の活用はできないのですか。今回は交付金で農家への肥料も大和村が先んじて行っておりますが、もし、これから補助事業が適用、活用できるのであれば、その分を別な分野へのコロナ対策臨時交付金の活用として使用ができると思うんですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今回はタイミングよく臨時交付金がありましたので、それを当てられたわけですが、従来から村単独で肥料の助成はしておりますが、それを上回る値上げ幅であったために交付金を当てたわけですが、今後、国の肥料高騰対策事業が継続するようであれば、その辺に変えていって、一般財源を減らすというのとも考えられるとは思いますが、そうすべきだと思います。

○6番（勝山浩平君）

同じく11ページの地域商品券ですね、3月議会の補正予算と合わせて1,000万円を、1,000円券1万円分、全村民に支給をするという内容で伺っておりますが、この商品券の支給の時期はいつぐらいを予定をしておりますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

コロナ対策に伴う商品券の配布時期なんですけれども、まず県の補助金で実施いたしますプレミアム商品券を先に優先して実施した上で、時間を置いた中で地域商品券の配布を考えております。

以上です。

○6番（勝山浩平君）

この地方創生臨時交付金、今回の原油価格物価高騰分の交付金の今回の使い方に関してなんですけれども、本村の産業、農業に関しては農業肥料等で使われておりますが、林業もあり、水産業もあります。前回、一般質問で質問させてもらったときに、各課に積み上げてもらっているということでありましたが、この産業に影響を受けているかどうか、恐らく受けているでしょう。今回のこの交付金の使い道を決めるにあたって、一次産業者からの実態を調査をするために、意見等を伺っておりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

物価高騰に対してまして、農業、漁業、林業関係者からの意見は聞いてないところでございますが、肥料価格が高騰するという情報は先に届いておりましたので、その分の対応をいたしました。原油価格、ガソリン価格高騰もあるわけでございますけれども、ガソリン価格の高騰については漁業者のみならず全ての職種において該当するものと思ひ、今回は申請しなかったところでございます。また、漁業者については、村単独の助成制度があり、令和4年度から対象者をですね、正組合員から準組合員に増やした経緯もありまして、ある程度は対応できているかなという思いがいたしますが、漁船の燃油の助成につきましても、現在は一律でありますけれども、今回広げたことにより予算がどれくらいかかるかを含めまして、次年度以降、出漁日数とか、漁民の漁業所得とか、そういういったものを勘案した形に変えていくべきではないかなと検討しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

この間、岸田首相が今回のこの臨時交付金の同額を表明をしておりますが、今後また増えて交付金がある可能性もあります。漁業に関しては、原油、燃料だけが注目されておりますけれども、資材に関しても値上げしているでしょうし、農業に関しても肥料だけではなくて農業資材の高騰も影響を受けております。林業もあるかもしれません。ですから、実際その三業者の意見を聞いてですね、困っている実態に見合った支援制度を、交付金を活用して拡充をするべきではないかと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

農・林・水ともに村単独の助成事業は以前からやっているわけですが、村単独では予算的にも限りがありますので、その辺の事業がありましたらそれらを活用して、少しでも農業者、漁業者、林業者のためになるような形で導入していくべきだと思います。

○6番（勝山浩平君）

最後、先ほど少し説明をいただいたプレミアム付商品券、今回、二つの商品券の予算が組まれておりますけど、このプレミアムから先に実施をするということでありましたが、やはりこのプレミアム付商品券、1人当たりの購入上限とかあるということでありましたが、内容はどのようになっているのでしょうか。また、いつぐらいから支給を、販売をしていく予定ですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

プレミアム商品券の1人当たりの購入金額なんですけれども、5,000円を計画しております。5,000円で7,000円分の商品券が購入できる。いわゆる40%のプレミアがついた商品券というふうに考えているところでございます。販売については、現時点で大和郵便局と名音郵便局を想定しております。時期についてはですね、実際の商品券の印刷の見積り入札であったり、要綱の作成であったり、その辺が終わりましたら適宜実施したいというふうに考えているところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

年内には年末で物入りになってきますので、年内には間に合わせるように、支給販売を始めてもらいたいと思っておりますが、郵便局で販売をするということでありましたが、名音と大和浜2局、交通弱者、移動困難な方々への対応というのはどのように考えていますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

プレミアム商品券なんですけども、実は3年前にも実施しております。3年前には消費税の増額に伴うときにプレミアム商品券の事業を実施したところでございます。そのときにも同じく大和郵便局と名音郵便局で販売したところでございますので、役場で販売すると、なかなか1カ所ということで遠いものですから、できるだけ分散した形で大和郵便局と名音郵便局ということで想定しておりますので、そこを利用していただきたいというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

簡易郵便局が今里と大棚にあるじゃないですか、そこも販売店に加えてもらう協力をするとかですね、高齢者は公共交通機関等のバス等がありますけれども、なかなか移動は大変だと思いますので、集落の協力をいただくとか、そういった購入希望者が購入しやすい環境を整えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

簡易郵便局の販売につきましては、郵便局のほうからちょっと難しいのではないかというお話をいただいているところでございますので、大和郵便局と名音郵便局というふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにございませんか。

○5番（藏 正君）

1点だけ、帰島旅費助成5万1,000円ですか、あるんですが、申し訳ない、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、これのこの内容というか、対象者はどのようなものが対象になるのか、ちょっと教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

11ページの帰島旅費助成についてでございますけれども、これにつきましてはコロナの陽性患者

となった場合に、島外にやむを得ず搬送された場合の島までまた帰って来るための旅費を助成するという内容でございます。

○5番（藏 正君）

ごめんなさい、大和村で感染して、療養のためにしかたなく島外に出た人が帰って来るための助成ということですね。

ウッドチップ購入について、ちょっと確認だけしたいんですけど、先ほど説明を受けたんですが、どうもその利用の仕方が、今現在向こうに集まっている堆肥センターに集まっている資材の処理のために使うのかなというようなイメージしかわからないので、確認したいんですけども、このウッドチップ購入して、将来堆肥を製造して、有機栽培みたいなのを推奨していくんだとかいう、そういった構想も一緒についているものなのかどうか。とにかく今だから購入できるから購入して、現状の堆肥センターの資材を処理するために使うんだというのか、ちょっとその辺の堆肥製造まで将来考えていきたい構想があるのかどうか確認したいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

ウッドチップ購入につきましては、化学肥料が今後も高騰していくと、JAさんからの情報もございまして、それに連れて国のほうも化学肥料に頼らず有機肥料を、化学肥料を少し減らして有機肥料に少しずつ変えていくような取組をしておりますので、その一環となるようにウッドチップで有機肥料の原料、土壌改良資材なり、今堆肥場に集まっておりますものをそういった資源に変えるような形、将来的には鶏糞、牛糞、堆肥等混ぜて農家さんに配布できるような取組になればいいなと考えての導入でございます。

○5番（藏 正君）

今回の一般質問の中でも、持続可能な農業への取組というものも題に上げておりますので、詳細についてはそこら辺でまた質問したいとおもいます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○3番（重信安男君）

2点ほどお聞きしますが、先ほど勝山議員が燃料助成金のこととはちょっと言ったんですけども、やはり農業も大事ですけど、漁業水産関係は大和村はとても少ないです。だから、無理言っちゃれとは、やっぱり私も強く言えませんが、やっぱりこうやって少しでもいいから、こういう助成を見せていくことで漁業者が増えるかもしれませんので、やっぱりちょっと水産業のほうにも少し力を入れて、今後、やっていただきたいんですが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

農業のほうは対象者が多いということで、助成も多くあるんですが、広く浅くという形の助成になっております。漁業の助成もあるわけですが、その他の助成があるわけですが、対象者が少ないんですが、漁具助成等については大きな助成を行っております。先ほどの燃油高騰に対しまして

も、村単独で行っておりますけども、4年度から少し対象者を変えましたが、次年度以降見直しをかけて拡充していきたいと考えておりますので、農業だけを大事にしているわけではないということを御理解願いたいと思います。

○3番（重信安男君）

すみませんが、よろしくお願いします。もう1点なんですが、16ページの款9教育費、修繕料で50万、これは教員宿舎の修繕料だと思います。私の家は民宿系もやっていまして、だれだれとは言いませんが、教員がですね、風呂が壊れているので今日は家族、風呂に入りに来ていいですかとか、何回か来られるんですよ、うちのほうにですね。その教員の方に聞いたら、風呂が壊れて入れないとか、そういうふうなことを聞いて、2件か3件ほどありました。だから、今この修繕とか、いつもやってはいるんですけど、実際、どうなんですかね、大和村の教員住宅は。まだ終わらない状態ですか。そんなだったら、教員もやっぱりね、人間ですので、家族連れて来て、ちゃんと風呂も入れないような住宅は、やっぱりいやですよ。だから、やっぱり名瀬に行ったりとかされると言うんですよ。ちゃんと整備をしていただきたいんですが、今、どのような状況になっているかだけ、ちょっとお願いします。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

こちらの修繕料の中には風呂の修繕なども含まれております。こういった風呂の整備は全て一応されてはいるんですけど、何かしら不具合が生じて修繕が発生している状況で、連絡がありましたらすぐ修繕ができるようにしております。

○3番（重信安男君）

やっぱり教員ということで遠慮したりしますので、やっぱり一回村からですね、1件1件回って、どこが悪いのかとか、やっぱり点検確認したほうがいいと思うんですよ。本当、悪ければすぐ直してあげるとか。そうしないと、やはり住んでくださる教員に対して、やっぱり失礼だと思うんですよ。ちょっともう少し考えていただきたいのですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

教員住宅の点検につきましては、退去時にまず点検をいたしまして、そこで悪いところは修繕しております。また、新しく入居された方などが気付いたことなどがありましたら、またこれも連絡を受けて修繕をしている状況でございます。

○3番（重信安男君）

これからですね、そういうことのないように、私はいつでも受け入れはしますけども、やっぱり遠いところから来られる教員とかいますので、家族でですね、大変だと思いますので、これからちゃんと管理をしていっていただきたいと思います。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○1番（市田実孝君）

2、3お聞きいたしますけども、11ページの保育所遊具撤去、こういったのは具体的には、今大体お考えはお決まりですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

保育所遊具撤去設置ですけれども、具体的にはまほろば保育園に新しい遊具を設置、砂場等も含めて0・1歳児向けを予定をしたいと考えております。あと大和保育所、大和へき地保育所における古い遊具の撤去工事を予定したいと考えております。

○1番（市田実孝君）

こういった場合ですね、是非現場の先生方の御意見なりを十分聞かれて、適した遊具設置にしていただきたいと思います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

保育所側からもしっかり意見を徴取いたしまして、このようなのがよいのではないだろうかというのは、一緒に考えながら進めているところでございます。

○1番（市田実孝君）

敬老者年金について、ちょっとお聞きしますけども、今月ですね、また敬老年金の支給もなさるかと思うんですけれども、10月から後期高齢者の介護保険料が、なんか、2割に上がるような話を伺っているんですけれども、後期高齢者、話を聞きますと、330人が該当で、2割になるのは20数名だとお伺いしましたが、いずれにせよ、今、社会がコロナでいろいろな値上げとかで収入が限られた高齢者にとって、働いている皆さん、私を含めてですね、その方々よりも大変厳しい世相の中にいらっしゃると思うんですが、そういったことを含めて、何らかの今後、配慮とか、お考えじゃないですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

高齢者の方々の主に年金生活ということで、非常に経済的にも厳しい状況があるというふうには思っております。特にコロナという状況に限らずですけれども、本村におきましては高齢者の方々には村単独でほかの市町村にも比べましていろんな政策をしているというふうには思っております。

○1番（市田実孝君）

一応また実情を踏まえて何らかの年金を、1,000円でも2,000円でも上げるような施策を、また検討お願いいたしたいと思います。

続きまして、公有財産大和浜地区の隣ですか、購入の件について、ちょっとお伺いしますけれども、先ほど総務課長よりお伺いしたんですけれども、この山を含めてということで、墓地を含めて購入なさったということですが、あの墓地はまだ遺骨とか入っておられるんですよね。

○総務課長（政村勇二君）

今回予算計上させていただきましたのは、今、私の左手にあるその宅地と付随する山林ですね、合わせての面積のことでございます。今、その土地の管理者に関しましては、一応、こういった

我々のほうで取得しい意向を伝えまして、そういった中で、であれば山林もという、向こうからも申し出もございましたので、そういった中で予算計上はさせていただいているところではございませんけれども、また、この購入に関しましてはですね、また今、現地権者の管理をされている親族の方と密にですね、予算が通過しましたら協議、説明等を進めながら、また事業を進めていきたいというふうに考えております。その遺骨あるなしについては、そこまでの細かに話にはいっておりませんのも、まだ予算もない中で、そこまで詳しい話に至ってない状況でございます。

○1番（市田実孝君）

それを聞きましたときにですね、やっぱり遺骨もあるだろうし、ここのその墓をちょっと聞いたところによりますと、大和村の重要な、昔ですね、御活躍をされた方だとお伺いしておりますので、そういったことに十分配慮しながら、ことを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（前田清和君）

1点だけお伺いいたします。12ページ、款3民生費、目25福祉事務所設置準備事業、村長の施政方針にもありましたように、今年度から福祉事務所設置に向けての検討をするということで、早速347万5,000円を組んでおられます。これは今年度からの事業なんですけど、大体その福祉事務所設置に向けて開始時期というのはどれぐらいになりますかね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度では準備時期ということで進めておりますけれども、開始につきましては令和5年度の4月からスタートできるようにというふうに考えております。

○2番（前田清和君）

令和5年度の4月、ということはあともう半年ですよ。半年でこの設置ができるということは大変喜ばしいことだと思うんですが、では、この福祉事務所の管轄は保健福祉課になるのか。保健福祉課の中で、業務に携わる職員の数とか。具体的にどういう、保健福祉課は業務が大変ございます。その中で、その保健福祉課の業務と福祉事務所の業務の、その内訳とかも、そういうのも今の中では、課長の中ではもう考えておられて、4月の開所を目指されているのか、確認をしたいと思います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

設置の詳細につきましては、まだ決定というわけではございませんけれども、幾つかの案の中で準備を進めているところでございます。一つは課の中なり、保健福祉課とは分かりませんが、どこかの課の中に設置をしながらという案も一つにはございます。実際、保健福祉課、現在の業務の中に、例えば生活保護であったり、児童扶養手当であったり、実際、関連するものも多く、実際はございますので、そのあたりは新しく福祉事務所のものでしっかり分けていくのか、それと

もある程度兼務をしながら、効率よくやっていくのかということも、ちょっと選択肢としてはあるかというふうに考えております。

○2番（前田清和君）

今まで大島支庁が担当していた生活保護とか、これが一番大きな仕事になってくるんじゃないかなと予想されていますので、ある程度の知識のあるかた、そしてやっぱり専門分野を入れてですね、しっかり保健福祉課の事業と福祉事務所設置という形を、しっかりと仕事がうまくできるような、そういう体制をしっかりと作ってから令和5年度スタートしていただけるようお願いしたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

答弁ありますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

福祉事務所に关しましては、置かねばならない職種というのが当然専門職ということで位置付けが決まっている部分もございますので、そこはしっかりとすることと、あと事前に研修なども行うということになっておりますので、そういった体制でしっかりと構えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第33号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第33号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和４年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、提案の理由を申し上げます。

令和４年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入におきましては繰入金及び繰越金の額、歳出におきましては総務管理費及び施設管理費の工事請負等の増額など、歳入歳出それぞれ708万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長の説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和４年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ708万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,329万4,000円にしようとするものでございます。

８ページの歳入から御説明申し上げます。款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金の150万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を図ったものでございます。

款４繰越金、項１繰越金、目１繰越金の558万6,000円の増額は、前年度の歳入歳出の差引きによるものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款１事業費、項１水道管理費、目１総務管理費の役務費の増額につきましては、税理士が作成する消費税申告書作成に係る手数料でございます。

款１事業費、項１水道管理費、目２施設管理費の委託料の増額につきましては、公営企業法適用システムと水道料金システムの調整に係るものでございます。また、工事請負費の増額につきましては、国直地区における水道配水管敷設工事に伴うものでございます。

款３予備費において31万4,000円減額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第34号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第34号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、特別調整交付金の減額や国保診療所会計繰出金の減額などによりまして、歳入歳出それぞれ486万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,446万5,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金は、特別調整交付金の減額見込みに伴い900万円減額計上いたしました。

款6繰越金、項1繰越金、目1その他繰越金は、前年度繰越金の確定により414万円増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費

は、保険証発行に伴う消耗品費として14万円を増額計上いたしました。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1準備基金積立金は、保険給付準備基金積立金として400万円を増額計上いたしました。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、特別調整交付金の減額見込みに伴い、900万円を減額計上いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第35号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第35号、令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）は、新型コロナウイルス感染症関連事

業の増額など、歳入歳出それぞれ399万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ339万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,648万1,000円にしようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金の450万円と、項2他会計繰入金の900万円は、前年度繰越金の増により減額計上いたしました。

款4繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金の確定により1,380万7,000円を増額計上いたしました。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入、節2雑入は、新型コロナワクチン接種費用支援金として110万円、コロナ感染症医療従事者支援金として184万円、マイナンバーカードを保険証として利用するときの顔認証付カードリーダー導入費用補助金として50万円、PCR検査等無料化事業補助金として25万円、雑入合計369万を増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般解離費、節3職員手当等は、感染症外来勤務手当として160万円、節7報償費は診療所医師不在時に代診医に支払う謝金として42万円を増額計上いたしました。

款2医業費、項1医業費、目1医業費、節10需用費は、新型コロナ感染症検査関連の増による医療機材費として105万円、節11役務費は同じくコロナ感染症検査の増による臨床検査手数料として80万円を増額計上いたしました。

款4予備費、項1予備費を12万7,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第36号 令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第36号、令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては保険給付費増額に伴う国・県等の支出金の増額など、歳出におきましては保険給付費の増額など、歳入歳出それぞれ2,017万3,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,017万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,817万1,000円にしようとするものです。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、前年度分確定額及び現年度分の増額見込みに伴う国庫負担金の増額分として、合計で390万1,000円を増額計上いたしました。

款4県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金は、前年度分確定額及び現年度分の増額見込みに伴う県負担金の増額分として、合計で291万4,000円を増額計上いたしました。

7ページをお開きください。款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金及び目2地域支援事業支援交付金は、介護給付費の増額見込みに伴う支払基金交付金の増額分とし

て、合計で502万6,000円を増額計上いたしました。

8ページをお願いいたします。款8繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により455万3,000円を増額計上いたしました。

次に、9ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費から目9居宅介護サービス計画給付費は、介護度の重症化や新規利用者増に伴う介護給付費増加見込みにより、合計で1,665万円を増額計上いたしました。

款2保険給付費、項1介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費及び目7介護予防サービス計画給付費は、介護予防サービス利用者の新規利用者増に伴う介護予防サービス給付費増加見込みにより、130万円を増額計上いたしました。

10ページをお開きください。款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等費につきましては、施設利用者のうち低所得者利用費に係る増額見込み分として31万4,000円を増額計上いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、前年度の介護サービス給付費等の確定による返還金として144万7,000円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第37号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第37号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては一般会計繰入金の増額や繰越金の増額、歳出におきましては事業費の増額など、歳入歳出それぞれ341万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ341万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,688万1,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の150万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を行ったものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の191万7,000円の増額は、前年度の歳入歳出の差引きによるものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の需用費の増額につきましては、集落排水施設の中継ポンプ清掃等に伴うものでございます。委託料の増額につきましては、公営企業法システムと集落排水料金システムの調整に係るものでございます。工事請負費の減額につきましては、西部地区機能強化対策工事の事業変更及び見直しに伴う減額でございます。

款2事業費、項1事業費、目1農業集落排水事業東部地区工事請負費の増額につきましては、機能強化対策工事の事業変更及び見直しによる西部地区から東部地区への移管に伴うものでございます。

款4予備費において2万3,000円減額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第38号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第38号、令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては施設介護サービス費収入の減額や繰越金の増額など、歳出におきましては施設整備費の増額など、歳入歳出それぞれ71万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議方をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71万1,000円増額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ１億8,876万9,000円にしようとするものです。

７ページの歳入から御説明いたします。

款１サービス収入、項１介護給付費収入、目１施設介護サービス費の406万1,000円の減額は、今年度の実績見込みによるものです。

８ページに移りまして、款４繰越金、項１繰越金、目１繰越金の477万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、９ページの歳出について御説明いたします。

款１総務費、項１施設管理費、目１一般管理費の８万8,000円の増額は、介護トータルシステムの機器更新リースによるものです。

款２サービス事業費、項１施設介護サービス事業費、目１施設介護サービス事業費の12万3,000円の増額は、厨房用空調機のリースによるものです。

款３施設整備費、項１施設整備費、目１施設整備費の50万円の増額は、空調機等の修繕が重なったため増額計上をいたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第39号 令和４年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第39号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては、繰越金の確定に伴い増額など、歳出におきましては、保健基盤安定分担金の増額など、歳入歳出それぞれ33万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,396万5,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金確定に伴い33万4,000円を増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度繰越金の歳入調整に伴い30万円増額計上いたしました。

款5予備費において、3万4,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

-----○-----

再開 午後 3時00分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第13 認定第1号 令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第3号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第4号 令和3年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第5号 令和3年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第6号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第7号 令和3年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第8号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、認定第1号、令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、認定第8号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

これから、提案者に提案の理由及び内容の説明を求めますが、各特別会計の内容説明については、議案日程の順序を問わず、各関係課長において関係する議案を一括して説明を行い、内容については簡潔にお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、認定第1号から認定第8号までの8件の議案について一括して提案の理由を申し上げます。

令和３年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算につきましては、議会による認定を求めたく地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付して提案をいたします。

内容につきましては、関係各課長ほか事務長及び園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和３年度大和村一般会計歳入歳出の決算の概要について御説明申し上げます。

令和３年度一般会計の決算は、歳入総額が37億3,066万7,000円、歳出総額は35億6,498万3,000円であります。収支の現状でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支が１億6,568万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源7,598万7,000円を差し引いた実質収支が8,969万7,000円の黒字となりますが、令和２年度における単年度収支が１億1,160万4,000円であったため、前年度比といたしましてマイナス2,190万7,000円となりました。また、基金への積立金が４億500万円、繰上償還を2,648万8,000円行い、収支を調整するために基金２億4,800万円を取り崩し、実質単年度収支は１億6,158万1,000円のプラスとなっております。令和３年度末の基金増額は、前年度比と比較いたしまして、１億7,796万2,000円増の14億1,519万9,000円であります。

以上で決算の概要を申し上げましたが、内容につきましては、お配りしました資料のとおりであります。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により御説明させていただきたいと思っております。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和３年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算及び令和３年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和３年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額7,870万7,606円、歳出総額7,212万1,508円で、歳入総額から歳出総額を引いた実質収支は658万6,098円の黒字決算となりました。

次に、令和３年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１億9,691万53円、歳出総額１億8,922万5,166円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支が、768万4,887円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては決算審査特別委員会において御質問により御説明させていただきたいと思っております。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和３年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和３年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和３年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

令和３年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額２億2,907万6,575円、歳出総

額 2 億2,483万6,403円で、実質収支424万172円の黒字決算となりました。

次に、令和 3 年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 2 億5,811万3,892円、歳出総額 2 億5,355万9,826円で、実質収支455万4,066円の黒字決算となりました。

次に、令和 3 年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2,804万2,597円、歳出総額2,765万7,729円で、実質収支38万4,868円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により説明をさせていただきますと思います。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和 3 年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

令和 3 年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 1 億741万5,701円、歳出総額 9,310万7,960円で、実質収支1,430万7,741円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明をさせていただきますと思います。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和 3 年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和 3 年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 1 億8,743万3,826円、歳出総額 1 億8,216万1,413円で、実質収支527万2,413円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては決算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきますと思います。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま令和 3 年度各会計決算の概要説明がありました。

この後設置されます決算審査特別委員会において詳細な審査を行う予定にしております。

したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、令和 3 年度の各会計決算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2 番、前田清和総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○建設総務委員長（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、令和 4 年第 3 回大和村議会定例会にあたり、令和 3 年度決算審査の大綱質疑を総務建設委員長であります私のほうから代表して質疑を行います。

本村の令和３年度予算は、限られた財源の中で村民の福祉向上を図ることを理念とし、４つの基本目標を掲げ、７つの基本方針に基づき予算執行がなされました。

その結果、決算額は歳入においては、37億3,066万7,000円、歳出においては35億6,498万3,000円であります。

また、実質収支は8,969万7,000円の黒字となり、基金は前年度比１億7,796万2,000円増額となり、総額14億1,519万9,000円となっています。これからも厳しい財政状況は続くと思われますが、国・県の財政動向を注視しながら、効率的な財政運営に努めていただきたい。

毎年自主財源確保については、大変厳しい指摘をしておりましたが、令和３年度決算におきましては、住宅使用料が1,000万円を切り836万9,000円となり、前年度より168万円減額しており、総務課及び担当職員の努力に敬意を表したいと思えます。また、住民税務課に一括された各種税及び使用料につきましても、県下でもトップの徴収率を維持されている事に対し敬意を表します。決算書を見ましても、いかに現年度分を限りなく100%に近い徴収をするかにより滞納額の減額につながるのではないかと思います。今後も職員の奮闘を期待いたします。

次に、本村の予算執行に大きな影響をもたらします地方交付税が１億2,744万4,000円増額していますが、何か要因があったのか答弁を求めます。

主要施策の成果から質疑を行います。

農業振興について伺います。

村単支援事業による苗木、肥料の助成又農業生産振興事業における受託作業等、数々の助成事業がなされていますが、物価高による資材高騰の影響を受けており、今後も値上がりが見込まれます。

農家の皆さんにとっては死活問題となっています。本村として、このような状況をどのように捉えているのか、今後の対策など検討されているのか答弁を求めます。

併せて、農業従事者の方々にとっては、農機具の管理も含め必要不可欠であります。農業振興にも農機具購入費助成制度について検討できないか答弁を求めます。

次に、水産振興について伺います。

離島漁業再生支援交付金事業を活用し、漁場の再生に年次的に取り組まれておられます。魚介類増殖を見越した放流事業やシラヒゲウニ中間育成事業など行われていますが、本村における現在の状況はどのようになっているのか、また今後の見通しはどうか答弁を求めます。

水産加工施設運営費について、当初予算に比べ支出も減額、収入においては使用料の2,000円なっていますが当局として、この現状をどう捉えておられるのか、村民に利用していただけるような改善、工夫等検討する必要があると思うが答弁を求めます。

次に、観光振興について伺います。

昨年７月２６日に念願の世界自然登録がなされました。本村においても観光客が見込まれることを想定し、奄美フォレストポリス再整備事業、国直ウミガメ公園整備また奄美満喫ツアー、シマ博

実施者助成事業など多く取組まれてきましたが、この1年を通して見えてきた課題は何か、また今後の取組としてのビジョンは何か、答弁を求めます。

次に、生活環境の整備についてお伺いいたします。

社会資本整備総合交付金を活用し、年次的に村道大柵名音線、村道福元湯湾線と道路改良が行われていますが、観光客増加の中、毛陣（大柵）入口から福元（奄美フォレストポリス）間の村道の整備も早急な対策を講じるべきだと考えるが答弁を求めます。

次に、路線バス代替運行事業について、3年間におよぶ実証実験運行が終わり、令和3年10月に一般乗合い運送の許可を取得しましたが、具体的にどのように変わったのか、またどのようなメリットがあるのか、答弁を求めます。

次に、環境対策についてお伺いいたします。

ノネコ、ノラネコ対策として近年取組まれ、捕獲数も減少傾向にあり喜ばしいことであります。一方でネズミが増えたとも聞きます。今後対策を検討しなければいけないと思うが答弁を求めます。

最後に、住民福祉高齢者対策についてお伺いいたします。

村内において高齢者65歳以上の比率は40%を超え、いよいよ高齢化社会へと移り変わっていきます。高齢者同士が助け合う時代になっています。村民一人一人、特に高齢者の方、が安心して暮らせるよう、見守り体制の充実が重要になってくると考えられるが、当局の今後の対策展開はどのようなものか答弁を求めます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答えを申し上げます。

まず、地方交付税の増額に対する要因でございますが、地方交付税には普通交付税と特別交付税に区分され、令和2年度と比較いたしますと、普通交付税で1億2,959万2,000円の増額。特別交付税で484万8,000円の減額となっており、その増減差し引きで1億2,474万4,000円増の決算となっております。

この普通交付税と特別交付税の算定でございますが、特別交付税に関しましては、詳細項目が明確化されていない状況でございます。しかし、普通交付税に関しましては算出根拠といたしまして、基準財政収入額に対する基準財政需要額との差額が交付税として交付されることになっておりまして、この基準財政収入額が企業撤退や農業所得の減少により前年比が減少したことと、基準財政需要額の新規項目新設による前年比増があり、この収入が減少し需要が増加した、その差が増えることにより普通交付税が増額した一つの要因かと思われます。

次に、農業振興についてでございますが、まず、物価高による資材高騰の状況と今後の対策につきましては、物価高騰の影響は、農業に限らず全ての業種において大きな影響があると思っておりますが、今年7月から実施されました化学肥料の大幅な値上げは、小規模農家や高齢農家が多い本

村の農業者にとって、おっしゃるとおり死活問題だと考えております。そのため、村では、従来の肥料助成を継続するほか、高騰分については臨時交付金を充て農家の皆さんが値上げ前の価格で購入できるよう予算編成を行ったところであります。

しかし、化学肥料の原料については、ほとんどが外国からの輸入に頼っている現状であり、今後も価格の高騰が続くのではないかと考えております。そのため、これからも肥料助成を継続するほか、化学肥料を減らし有機肥料にシフトしていけるよう村としてまして取り組んでまいりたいと考えております。

また、農機具購入に対する助成については現在行っておりませんが、高齢農家の農作業助成、農業資材助成、肥料助成、果樹苗木購入助成等多くの助成事業を行っております。農機具助成に対する助成についても検討はしておりますが、ある程度の農機具につきましては、合同会社ひとみで所有しておりますので貸し出しを行ったり、受託作業で管理作業のお手伝いを行っておりますので、農家さんほうからの御意見等を伺いながら対応を検討したいと思っております。

次に、水産の振興についてでございますが、離島漁業再生支援交付金事業を活用した放流事業やシラヒゲウニの中間育成事業の状況でございますが、まほろばやまと漁業集落では、漁場の生産力の向上に係る取り組みとして、毎年トコブシやスジアラの種苗放流や、シラヒゲウニを中間育成し放流をしているところであります。トコブシ、スジアラについては今後も放流事業を継続し、シラヒゲウニについては、これまでのように放流するだけでなく、一部を親ウニで育成し、繁殖までできないか取り組んでいるところであります。

いしょむん館の利用状況につきましては、令和3年度は、団体使用が、NPO法人TAMASU、まほろばやまと漁業集落、いしょむん海の3団体と個人使用が1名となっております。当初の利用計画では、一般使用だけでなく特産品の加工や、体験型観光と連動した使用を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり非常に低い利用率となっております。

今後、いしょむん館整備の目的に添うよう、漁業振興、観光振興等を視野に利用率の向上について取り組んで行きたいと考えております。

次に、観光の振興についてでございますが、奄美大島が世界自然遺産に登録されたことや宮古崎トンネルの開通等により交流人口の増加や観光外貨の獲得等が期待されていたところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、奄美大島への入り込み客数は、流行前に比べ大幅に減少している状況でございます。

そのため、コロナ過における観光振興施策として、奄美大島の島民を対象とするマイクロツーリズムを推進してまいりました。

今後の取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、ウイズコロナ・収束後は、アフターコロナを見据えた方策を実施し、入り込み客数の維持・増加を図る必要があります。

また、来年度には、奄美では初となる本格的な温泉施設、仮称ではございますが、奄美温泉大和

ハナハナビーチリゾートが開園される予定であります。

温泉施設の開園は、大和村のみならず、奄美大島全体の観光交流人口の増加の契機になると考えます。

温泉施設の開園後は、大和村まると体験協議会が提供する体験型観光と温泉施設・行政が連携し新しい観光需要を掘り起こしながら、更なるマイクロツーリズムの推進を図り持続可能な観光振興を構築したいと考えております。

次に、生活環境の整備における毛陣入り口から福元間の村道整備につきましては、この区間におきましては、改良済みになっており、現在、村内の緊急性のある箇所から道路改良工事を実施しているところでもございますが、改良中の路線におきましては、村道大棚名音線、村道福元湯湾線、村道本前線、名音地区生活道路対策エリアの4路線ありまして、計画中の路線につきましては村道宝田線などが実施予定でありますので、現時点におきましては本区間の道路改良整備は考えていない状況でございます。

しかしながら、この区間につきましては、砕石場や工事による残土運搬等の大型車両が頻繁に利用していることから、毎年、村単独費用において簡易的な路面補修を行ってきたところでもございます。

今後、世界自然遺産登録に伴う観光客や奄美フォレストポリスの利用者の増加及び湯湾岳への登山者等の増加も見込まれることから、今後、定期的な維持管理を行うことと必要性にあった交付金事業等も視野に入れながら検討をしてみたいと思います。

次に、一般乗合い運送許可取得による変わったこと及びメリットにつきましてでございますが、廃止代替バスの実証運行は、大和村の公共交通の在り方を決定するために最大3年間という期限で、特別に許可を得て運行されていたものでありました。一般乗合運送に移行されたことにより、将来的に安定した公共交通を村民に提供できる環境を整えることができました。

また、実証運行は貸切バスを特別の許可を得て、路線バスとして運行できるものであったことから、委託費は、法律で定められた貸切バス料金を基に算出する必要があり、多額の委託費を要していましたが、一般乗合運送に移行したことによりまして、実際に運行に係る経常費用を算出根拠とした委託費とすることが可能となりまして、実証運行時に約5,100万円であった委託費を令和4年度では約4,200万円と約900万円の大幅軽減が図られ、経費節減効果を得ることができたところでもございます。

今後も安定的な運行に努めていきたいと思います。

次に、環境対策におけるネズミの対策につきましては、先日の事務嘱託員会で、各集落事務嘱託員に対しまして、確認を行ったところ、3集落から増えている気がするとの回答がありましたが、各集落に存在する空き家やゴミ出しの在り方などいろいろと原因があると思いますので、意見のありました集落などへ聞き取り調査を行いながら村としての対応策や村民への周知などを図ってまいりたいと思います。

最後に、住民福祉高齢者対策についてでございますが、本村における高齢化率は43%を超えており、今後も高齢化率は上昇を続けながら令和12年には50%を超える見込みとなっております。

そのため、これまでのように若い世代が高齢者を支えるという社会構造ではなく、高齢者もできる限り元気で過ごしながら社会の担い手となり、お互いに助け合っていくことがますます求められてまいります。

本村においては、これまでも介護予防や健康づくりに力を入れるとともに、年をとっても主体的に活動できるための取組を進めてまいりました。また、介護サービスでは対応できない部分を補う意味でも、集落での通いの場の設置や御近所サポートなど独自の施策にも取り組むとともに、民生委員等とも連携を図り、個別相談に対してもできる限り早期の対応を心がけてまいりました。

しかしながら、認知症や8050問題等、簡単には解決できない問題も数多く存在しており、引き続きさらなる取組が必要であると認識をしております。

このことから今後、よりきめ細かい対応を行えるための福祉事務所の設置や、子供から高齢者までが日常的に交流しながら集落での暮らしを支えていけるための拠点の整備を計画しておりますが、こういったことも特に高齢者の方々が安心して暮らせる見守り体制の充実につながっていくものと考えております。住民の方々が本村において安心して暮らし続けていけるために、今後も引き続き積極的な取組に努めてまいりたいと思います。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○建設総務委員長（前田清和君）

ただいま村長より答弁いただきましたが、また来週、14日水曜日、そして16日金曜日の2日間、一般会計、特別会計の決算審査委員会を設けておりますので、そのときにまた詳しいことはお伺いしたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで、大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 令和3年度決算審査特別委員会の設置について

○議長（奥田忠廣君）

日程第21、令和3年度決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について以上8件は、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選しましたので、結果を報告いたします。

委員長に前田清和君、副委員長に市田実孝君が決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議案第40号 小型動力ポンプ付軽積載車購入取得について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、議案第40号、小型動力ポンプ付軽積載車購入取得についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

小型動力ポンプ付軽積載車購入取得について、提案の理由を申し上げます。

大和村消防団の小型動力ポンプ付軽積載車購入取得の契約締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条、議会の議決に付すべき財産の取得または処分の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

小型動力ポンプ付軽積載車購入取得について、内容の御説明を申し上げます。

現在、大和村消防団第二分団大和浜集落に配備しております小型動力ポンプ付軽積載車におきましては、平成9年度に購入配備され、導入から25年が経過し経年劣化による支障の懸念もあることから、今回、新たに小型動力ポンプ付軽積載車を購入し、現在所有する軽積載車との入替え更新を行うことで、消防団車両の機能向上と消防団員活動における資機材の充実を図り、消防力体制の向上に取り組むものであります。

なお、契約の方法といたしまして、指名競争入札により執行し、仮契約を行っている状況です。契約の金額といたしまして764万5,000円、契約の相手方は、住所、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、氏名、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役、尾曲昭二でございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、陳情第8号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第24 発議第1号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（奥田忠廣君）

日程第24、発議第1号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

なお、本件に対し趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時37分

第 3 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 4 年 9 月 1 3 日（火）

大 和 村 議 会

令和4年第3回大和村議会定例会会議録

令和4年9月13日（火）

午前10時10分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問（6名）

午前（3名）

8番 宮田 到 議員

7番 中井 文忠 議員

2番 前田 清和 議員

午後（3名）

1番 市田 実孝 議員

6番 勝山 浩平 議員

5番 藏 正 議員

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 市田 実孝 君

2番 前田 清和 君

3番 重信 安男 君

5番 藏 正 君

6番 勝山 浩平 君

7番 中井 文忠 君

8番 宮田 到 君

9番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎 一也 君 主 査 後藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君
 副 村 長 仲新城 長 政 君
 総 務 課 長 政 村 勇 二 君
 建 設 課 長 前 田 逸 人 君
 教委指導主事 前 田 剛 君
 会 計 管 理 者 大 石 松 美 君
 兼 会 計 課 長
 住民税務課長 池 田 浩 二 君

教 育 長 晨 原 弘 久 君
 教委事務局長 森 永 学 君
 企画観光課長 早 川 勝 志 君
 産業振興課長 郁 島 武 正 君
 兼農委事務局長
 保健福祉課長 早 川 理 恵 君
 大和診療所事務長 松 崎 泰 郎 君
 大和の園園長 勝 健一郎 君

開会 午前10時10分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許可します。

8番、宮田 到君に発言を許可します。

○8番（宮田 到君）

改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。ここ3年、世間はコロナで生活に大きな影響がありましたが、私たちの村は1回目の予防接種では、世間よりいち早く他の行政が3回目の接種をしている今日、大和村は4回目の接種事業が終り、油断はできませんが、一応安堵していることであります。村長をはじめ、職員の皆さんに感謝いたします。コロナ感染症により豊年祭が中止となり、集落の運営資金として村から30万円の助成金をいただいて助かっています。来年度以降、行事が再開されても集落の人口減少に加えて、景気の停滞により今までの寄附が見込めないのが必至であります。現在いただいております助成金の名目が、集落伝統行事自粛関連助成金であるため、なくなる恐れがあります。名目を変えて、現在の金額よりも少なくとも、毎年継続的な助成金制度はできないのか。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きして自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの宮田議員の御質問にお答えをいたします。

集落の助成金についての御質問でございますが、御案内のとおり令和2年度及び令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、集落での行事が開催できなくなり、集落活動の運営等が厳しいことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、志戸勘集落に10万円、その他の集落に30万円の助成を行ったところでございます。本年度におきましても、コロナウイルス感染者の増加等を受け、集落の行事が行えないことなどから、同交付金を活用いたしまして集落への助成を計画しているところであります。御質問にありましたコロナウイルス収束後の集落への助成でございますが、集落によって運営資金の状況や集落行事の内容等が異なることや、村単独事業となりまして経費も高額になることなどから、一律の助成は難しいのではないかとこのように考えられます。しかしながら、集落におきましては多様な事情があると思われますので、集落のほうからの御意見等をお伺いしながら検討をしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

他職員ありませんか。

○8番（宮田 到君）

単独で難しいということではありますが、私たちの集落のことは私が一番、一番というのではなくて、私が理解している、役員を40年以上していますので、知っていますが、5年ぐらい前から赤字なんです。8万円、24万円、26万円、27万円として赤字で、西部、戸円以西のテレビのアンテナですね、共同アンテナをしたもんですから、各集落で負担金を持つということで、個々人、個人個人に持たせないようにするため、してあるために戸円がそうしましたとか、名音がそうしましたということなどを聞いて、今里も少ない金でありましたが、それで150万供出されていきました。それと、以前の事務嘱託員の報酬は役場から出ますが、区長の報酬は集落のほうで手当をしています。役員会や常会では決めてないんですが、区長自身から区長の報酬を削ってきているんです。前任者が削ったから私も削りましょう、私も引きましょうということで、4万円ぐらい引いているんですよね、トータルで。そして区長の報酬がものすごく少ないんですよ。それは集落に基金が少なくなったために、区長さん自ら削っているわけです。そういった状態ですので、行政も各集落をやっぱり財政あたりを尋ねてですね、豊かな財政というかな、ある集落もあります。ですが、私どものところはもうあと10年したら枯渇するだろうということで、この3年間で伸びたと、10年があと13年だろうというような、区長さんと話をしていますが、そういうのが枯渇したときに、行政の相当な負担が、と思うんですよ。ですから、無駄遣いをしているわけではありませぬので、実情を本当に踏まえてですね、金額は問いません。30万でなくてもいいんですが、多少なりともその負担金を加勢していただければ、長続きしていけるんじゃないかということですので、再度お聞きしたいんですが、本当に、補助金は。交付金といいますか、臨時交付金というのは時限法みたいなものですか、それは。ずっとあるものじゃない。単独でということになりますけども、もう一度考えられないですかね。

○企画観光課長（早川勝志君）

集落の助成金でございますが、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、集落によってはいろいろな事情があると思います。議員の質問にあります今里集落の件もありますし、例えば集落の人口、高齢化率、字費の収納状況等、総体的に踏まえまして集落から相談をいただけましたら、またその助成の内容とか、その辺を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○8番（宮田 到君）

これは是非ともしてもらいたいんですよ、これは。やはり各集落が元気であって、活力があれば大和村も良くなりますけれども、負担金もできない、出せないで、動きも取れない集落が幾つも出

てくると思うんです。うそみたいな話なんですけど、ある集落はこの30万円がなければ、単独で十五夜を開催しなければ、集落の運営ができないという話まで聞きました。ですから、やはり行政が集落を守るためにそれを捻出して、補助金として出していただけるということは、是非、考えられないですかね。

○村長（伊集院 幼君）

各集落高齢化が進んでいる中で、これまでと事情が変わってきているというふに我々も認識しております。そういう中では、今回のこの質問が出たからではなくて、我々ももう少し集落の意見をしっかり聞くべきじゃないかなということは、まさにコロナ感染症の影響によりまして、地域がどういう状態になっているのか、我々がただ助成金を出すことによって大きく助かっているという話も伺っておりますので、その現状を把握をしながらですね、村としてどういう支援をしていかなければならないのかということは、我々も年内で各集落をまた御意見を賜る機会を作っていきたいというふうに考えておりますので、その点を含めてですね、是非とも来年度早々できるのかどうかということを含めて、できるだけ地元の御意見をしっかり把握したいというふうに思っているところであります。

○8番（宮田 到君）

集落が、先ほども言ったとおり元気になるようにですね、今、共益費あたり、島では字費と言いますが、現代っ子と言うんですかね、私は出しませんよという人なんかがいらっしゃるんですよ。そして、戸数は減りましたが、集落の家が建っていた面積は変わらなくて、あの家が引っ越ししました、あの家が壊しました、あの付近は暗くて歩かれませんよということで、逆に街灯は増える状態であるんですよ。ですから、人口は少なくなりまして、この間、資料をいただいたら、もう54戸しかありません、今里は。どうしてもやはり維持する金が足りない。私は今里だけじゃなくて、私が効いた中では名音は少し余裕があるみたいですけど、大棚や大和浜の大きなところは、金も集まりますでしょうが、本当、今里あたりは過疎の村で、その共益費を上げるわけにもいかない、どうしようもない。そして毎年20万ずつぐらいの赤字が出ます。そういうことはもう、今まで出てきたことですから、できるだけ前向きにですね、検討されて、やっぱり集落が維持されてこそ村ですから、各集落を調査してですね、できる限り、私も30万と言いませんと書いてありますが、やっぱり集落が負担しているものが、多少なりとも軽くなるように、そして長く続けられるように、行政の力でしかできないと思っていますので、これ、本当に調査して、前向きに検討していただけないでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

確かにこの集落の現状というものが、我々もしっかり把握していないところもあると思います。おっしゃるように、このコロナ禍の中で、行事が中止になることによって、人とのつながりがなかなか薄れているんじゃないかと。これから集落もいろんな活動したい中では、やっぱり先立つものがないと、いろんな形で活動もできないんじゃないかと。そしてまた集落の皆さんを集めることも

できないんじゃないかということは考えられますので、我々もそういう点から、やっぱりある程度の今回のコロナ助成金をですね、実際のそれぞれの集落における利用状況等も把握しながら、今後、集落の活動が疲弊しないためにも、村としてもいろいろと御意見を賜りながら手だてをしていきたいということでございますので、その点について御理解をいただければということでございます。

○8番（宮田 到君）

集落を把握しているのが、総務ですかね、企画ですかね、実情というのを理解して、今、騒ぎにならないのは、その補助金があるために穏やかなんですよ、これは。もし、3年前からでもこの補助金がなければ、いまごろはもう大騒動ですよ、集落民は。ですから、今静かになっているのは、この補助金の効果です。だから、皆さんが思っている以上に、集落民、各集落は危機感を持っていますので、そこあたりはしっかり調査をして、金がほしいだけじゃないんですけども、維持するためにはやっぱり最低限必要な金は必要ですので、是非前向きな検討をして、何度も言いますが、企画課長、総務課長、答弁してください。

○総務課長（政村勇二君）

直接的な助成金の件もありますが、以前、郡の総務課長会の中でも、近隣市町村、大島本島内における近隣市町村の中で、様々な各自治体の助成制度、そういったもの、こまかく言えば外灯の費用負担とか、そういった話があった経緯がございますので、そういったところを踏まえまして、直接的な現金支給がもちろんいいかもしれませんが、そのほかの手だても各集落から御意見をいただき、調査した中で、協議する中でも、そのほかのいろんな我々が知っている各自治体の情報も踏まえてですね、協議を進めてまいっていききたいというふうに考えております。

○企画観光課長（早川勝志君）

先ほどから御質問の集落の助成金なんですけれども、やはりその集落からいろんな事情をお聞きしまして、集落ごとによって、やはりいろんな事情があると思いますので、その辺で助成の金額とか、助成をすとかしないとかも含めまして検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○8番（宮田 到君）

是非これは助成を行うように、前向きに検討されることを期待してですね、希望して、質問を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。これで8番、宮田 到君の一般質問を終わります。

次に、6番、中井文忠君に発言を許可します。

○7番（中井文忠君）

こんにちは。通告をしてある3点について、一般質問を行いたいと思います。

その前に、私事ではありますが、6月議会を全休したことをお詫び申し上げます。コロナによる

全休でした。

では、窓口業務の改革について。年輩の方々が役場に行きたくないということをよく耳にします。何をするにも書類を書かなければならない。年を取り、目が悪くなり、手が震えて字が書けないということです。役場場内に入るのも場内の雰囲気にも負ける人もいます。もし、住民票を取りに来ましたという、これを書いてくださいと言われる。本人確認証があれば、職員が手伝い、書類を書いてもいいのではないか。職員が書いたら何か問題でもあるのか。書類を書かずに申告書類が取れる窓口を設ける自治体が増えております。必要な事項は職員が入力するため、市民は記入の手間がなく、職員は問い合わせの対応が不要になり、利便性向上と業務の効率化を図る窓口改革が進んでいる。少なくとも全国71自治体が同様の窓口を設けているということです。私たちの大和村でもお年寄りの方が住民票や戸籍抄本、謄本等が取れるような窓口が必要ではないでしょうか。

2点目に、マイナンバーカードについて。国の施策により日本の津々浦々までマイナンバーカードの取得を促し、私たちの大和村でも役場職員が集落を回り、加入率が大島郡内でも上位にあることを新聞で見ました。甘い言葉でマイナンバーカードを作らせ、本当に役場関係の書類が取れる、健康保険証にも使えるという、いいことづくめの話でカードを作る方もいたと思います。大和村では今、カードを使いどのようなことができるのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目に、大和の園について。入所の方が大和の園から抜け出し、暗い夜道を歩いて名音まで来ていた。夏の夜道はよくハブが出る場所。ハブに遭遇しないで名音まで来れたことが何よりです。さて、入所者が簡単に園外に出れたのか。以前は遅出の看護師さんや調理師の方が帰って行くと、守衛さんが門扉を閉めていたが、いつの日から門扉を閉めなくなったのか。夜勤ともなると二人体制で大変と思うが、車いすで園内を動く入所者、寝たきりの入所者なら心配ないが、自分の足で動ける入所者は特に目配りが必要ではないか。全職員で力を合わせて、二度とこのようなことがないように対策を考えていただきたいと思います。

壇上からは終わり、自席のほうから再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、中井議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の役場窓口業務の改善についての御質問でございますが、必要な申請書類等がある場合は、主に直接記入する紙方式や、デジタル申請の方式となりますが、本村におきましては、役場各課の窓口や御自宅において直接紙に記入いただくものなどがあるところでもございます。特に、高齢者や障害者の方々にとっては、書類の記入が難しい状況もあることにつきましては承知をしております。そのような場合には、直筆が必要な場合を除きまして、役場窓口において職員が代筆をし、記入支援を行うこともございます。また、書類の種類によりましては、あらかじめ住所や氏名が記入されたものを使用することにおいて、記入の負担を減らす対応も行っているところでございます。今後も住民のサービス向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また現在、国におきましてはデジタル化が推進される中で、本村におきましてもその取り組みを進めていくために、DX研修という形で、今年6月及び9月に職員研修を行ったところでもあります。さらに、各課における職員の代表によってチームを編成し、できるところから業務改善を進めていきたいというふうに考えております。今後、そのような取組が進んでいく中で、住民の方々の負担が軽減されるような業務改善が徐々に図られていくものと考えておりまして、まずはできることから進めて行きたいというふうに考えております。

また、住民係のほうでは令和5年2月頃にマイナンバーカードを利用しました申請書作成支援システムの導入を予定しておりまして、カードを読み込むことによりまして住所、氏名、生年月日が印刷された申請書が作成され、窓口職員に渡してもらえば職員のほうで証明書の書類、必要枚数を聞き取り、記入するといった運用を考えております。つまり、申請者が申請書に直接記入することはありませんので、そういう形で対応を考えております。なお、対応における申請書におきましては、住所異動届、住民票、戸籍等申請書、印鑑登録関係申請書の2種類、税関係証明書に係る申請書の5種類の予定を考えております。今後も国の動向に沿って、村としても対応を検討していきたいというふうに思っているところでございます。

次に、2点目のマイナンバーカードについての御質問でございますが、マイナンバーカードのメリットといたしましては、現時点といたしまして、本人確認書類や健康保険証としての利用、住民票や税の証明等のコンビニ及び無人発行機等での取得、子育てや確定申告等の行政手続のオンライン化でございます。また、9月末までにカードの申込みをした方を対象といたしました最大2万円分のマイナーポイント事業がありまして、マイナンバーカード取得率の向上を図る観点からも今後も村民への制度の内容等についても周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、カードを利用するのメリットでございますが、本村におきましてはコンビニがございませんので、コンビニ事業に予算化していないことから、他市町村にあるコンビニを利用するの住民票の取得をすることができない状況でございます。マイナンバーカードを利用するの住民票の取得につきましては、村民の利便性の向上を図る観点から現在様々な視点によりまして検討をしているところでもございます。

次に、保険証としていつから使用できるかについてでございますが、現在は令和3年10月20日から運用が始まっているところでございます。ただし、保険証としての利用をするためには、国のマイナーポータルというサイトで利用申し込みを行い、かつ利用しております医療機関や薬局が、マイナンバーカードの読取装置を導入する必要があるとございます。本村の医療機関でございます大和診療所におきましては、顔認証付カードリーダー及び専用パソコンを8月中旬に設置をいたしております。現在、設置業者と操作及び運用について調整をしているところでございまして、今月中には運用開始できるよう努めているところでもございます。今後、関連部署と周知の方法について協議の上、実施していきたいと考えております。

また、マイナンバーカードを活用した様々な取引が円滑に実施できる環境が進んでいくと思いま

すので、国の動向にも注視しながら、村としても取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の大和の園についての御質問でございますが、議員の御質問にもありましたとおり、7月17日日曜日の午後8時半過ぎにショートステイ利用者が園外に出ておられました。このように無断で施設を離れることを、介護業界では離設と言いますが、介護事故の一つでありまして、交通事故やハブ咬傷などの恐れがあり、大変重大な事例だというふうに認識をしているところでございます。それに伴いまして、事故防止対策委員会において検証をいたしましたところ、日勤者が退出する際の夜警への声掛けや、夜勤の介護職員の行う利用者の所在確認の徹底など、協議をしたところでもございます。午後7時半頃から午後10時頃までの時間帯が一番離設のリスクが高いということから、全職員に再度周知をしながら、利用者の安全・安心のために制圧防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、園の門扉につきましてでございますが、錆など経年劣化が進んでいる状況でございます。門扉の開閉に支障があることから、早急に門扉の改修を対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○7番（中井文忠君）

今村長から答弁をいただきましたが、この窓口業務の改革、本当年寄りの方はなかなか役場に行きたくないという言葉やずっと聞かれておるもんですからこのような質問をしたわけですが、手が震える、目が見えないと言われたら、何ともならないことですので、村長が言われたように、今準備中ということですので、このことはですね、一日も早くできればいいかなという思いであります。

私はね、このことを新聞で見てですね、今新聞の切り抜きをここに持っているんですが、これは書類を書かずに住民票などの申告ができる書かない窓口を設ける自治体が増えているということで、それでここではですね、印鑑の証明書の申告に来た60歳の女性は、職員の聞き取りに答える本人確認を行っただけで、ただ5分内で書類が取れたということで喜んだことですね。だから、今からですね、やっぱり年寄りが役場に出向けるような、そして雰囲気とですね、そういうのが作れていければいいかなという思いであります。村長の答弁によりますと、いろんな業務がデジタル方式とか、6月と9月に研修をしたり、いろいろなことをしておりますので、これが時期尚早にですね、できる、できうれば、まあ、年寄りの方が杖をついて役場ばいっじこうえと言って来れるようなことになると思うので、やっぱりいいことかと思うので、できるだけ早めですね、対応をいただき、お年寄りの方、また目の見えない方なんか来たときの対応をですね、しっかりしてもらえればいいかなという思いであります。この件については、これでもいいと思いますので。

村長、マイナンバーカードについて、まあこのマイナンバーカード、結局はいい話づくめで、自

分なんかも、コンビニで取れるとかいうこと、保険証に使えるということ、何もかもが鵜呑みにしたような感じで、大和村では全然手付かずなはずだと思いますよね。そういうことであったものですから、小さい子供からね、もうみんなナンバーカードを作らせ、これをこのナンバーカードというのは、国の施策で個人の資産とか、そういうのを確認するためのものではないのかなという思いですよ、私が思うのは。どうですかね、そういう思いもあるのかということをお尋ねさせていただきます。

○住民税務課長（池田浩二君）

マイナンバーカードですが、基本的には身分証明書とか、保険証の代わりとかいうふうになっていきますけど、あくまでも個人の資産とか、そういったものは管理するものではありませんので、確かに確定申告書などではマイナンバーカードを必ず個人番号を入れないといけないものですけど、それは税務署とかで把握しますけど、それ自体で個人の資産を把握するとかいう、そういったものではないです。

○7番（中井文忠君）

個人の管理ということとは関係ないということですね。であればですね、このナンバーカード、役場の保険証でも自分の身分は証明されるわけです。免許証でも身分は証明されるわけですよね。だから、その身分が証明されるにも関わらず、個人個人の番号をみんなつけられて、何番何番ということをつけられておるわけですが、そんなのが自分の身分が証明されるのがあれば、別にナンバーカードじゃなくてもいいと思うわけですね、私が思うには。役場に来て、書類を取るぐらいだったら免許証でできるから、まだ構わないんですけれども、このナンバーカードを作らせた国の施策が、自分にはおかしいかなという、自分の考えですよ、それは、国はどう考えているか分かりませんけれども。どうかなという思いでおるわけですが、村役場に来たら、とにかく免許証を拝見させてくださいということで、免許証を見せたりして確認をしておりますので。

それとですね、やっぱり年寄りなんかが来たときに、年寄りなんかも、もう自分の持ち物も忘れるぐらいになってきた人なんかは、来はせんだろうと思うけれども、そのときはですね、どこどこの役場の職員でも、ああ、この人はどこの人だと分かるわけですよね。パソコンから拾い出して、この人はこの人だから、いいですよというようにぐらい簡素化ができれば一番いいんじゃないかと思うんだけど、何かこのことにも、役場、もし大和村の住民であれば誰かが分かるわけだから、そういうのでいいんじゃないかと思うんだけど、そういうその年寄りなんかのこと、一番はもう年寄りのことなんですよ。若い者はもうどうでもなると思うんだけど、そういうことでありますので、年寄りのためのことをですね、考えていただきたい。そして年寄りが来たら手を差し伸べてやって、ここですよ、はい、なんが、ぬうほしやしより、住民票がほしやていどはいここですればね、みんな喜ぶと思うんですよ、年寄り。そういうことでありますので、やっぱり島口なんか使いながらですね、年寄りのサポートをしてほしいという思いです。

それと、大和の園について、3番目になりますが、以前にもですね、徘徊をする人、徘徊は大変

な役場の特老の人なんかも大変だと思うけれども、寝たきりの人は動くこともない、車いすの方も動いて外に出ることもないと、ロックをされてる上にもロックをされている。この人がどこから出たのか分からないですね。それと夜間の門扉がされてなかったということ。それは私が連れて行っただから、私はこの門扉が開いているからじゃないかと思って、門扉を引っ張ったら、もう錆ついて動かないですね。前、賀川君がいたときかな、賀川君があっちにいたときは、グリスを差したり、そして動かすようにしておったんだけど、その後、もう何年も動いてるような気がしなかったのが、私は確認したもんですから。そして、守衛さんが閉めていたような感じもあるんだけど、守衛さんももうある程度73、4、5の人だったよう気が、この前見たら、この人は結構年いっている人だなと、俺より年上の方だなと思って、入所者の方か、守衛さんか何か分からないような感じだったもんですから、この年寄りの方、それを引っ張ることは無理だろうと。やっぱりもし事故が、村長が言われるように、事故がなくて幸いですよね。そういうことをですね、やっぱり村長も園長の方などもですね、一生懸命してほしいという。

村長、この門扉の修理はさせるようにするんですか、早急に。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいまの中井議員の御質問の門扉についてなんですけれども、私もですね、ローラーにグリスを塗ったりとか、いろいろこれまでメンテナンスも行ってきたんですけれども、さすがに37年ぐらい経過しておりまして、レールのほうも錆びて、コンクリートに埋められているレールのほうも錆びておりまして、これはもうちょっと補修ができない。今、別の新規に補修するための準備を進めているところでございます。以上です。

○7番（中井文忠君）

補修をするとのことですので、あの門扉は重たくて、ふたつに分けたらいいと思うのですが、検討してください。補修をするということですので、私の質問はここで終わりたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで6番、中井文忠君の一般質問を終わります。

次に、2番、前田清和君に発言を許可いたします。

○3番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してありますコロナ禍における物価高騰対策について、学校管理体制についての2点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、物価高騰対策について、地方創生臨時交付金を活用した本村独自の対策を講じるべきではないか。地方創生臨時交付金は新型コロナ対策として2020年に創設され、自治体が地域の実情に応じたきめ細かい事業に使える。さらに国は、原油高騰を受けた今年4月の総合緊急対策において、同交付金に1兆円の原油価格物価高騰対応分を新たに設けました。これを受けて、各自治体では活用方法に知恵を絞っておられます。例えば、学校給食費の上昇を抑えることに当て、保護

者の負担増回避を目指したり、期間を決めて上下水道使用料の公共料金の減免に活用する自治体もある。また、家計と地域経済をともに支えることを目的としたプレミアム付商品券の発行を行う自治体、ほかにも売上げが減少した事業者への支援金や燃料費支援、肥料、配合飼料の購入支援など、地域の課題を踏まえた対策に活用されています。コロナ禍に入って3年を迎える中、本村においてもこれまで第1弾、第2弾と地域商品券の発行や農業・漁業従事者への肥料、漁具購入支援など、さまざまな支援を行ってまいりました。また、今回の令和4年度一般会計補正予算（第2号）において第3弾となる村民1人1万円の地域商品券が発行されますことは、本村にとっても大変喜ばしい限りであります。しかしながら、今年2月のロシアによるウクライナ侵攻によって生じた原油高騰や、円安などによる物価高騰など、今後も先行きは不透明であります。こうした状況を見据えた上で、本村として今後、物価高騰対策としてどのような見解をお持ちなのか、対応策をお考えなのか、村長の答弁を求めます。

次に、2点目は学校管理体制についてお伺いいたします。近年、日本国内においても自然災害が頻繁に発生している状況にあります。地震や豪雨、洪水、竜巻など、ときには私たちが想像をも超えるほどの災害をもたらす危険性を伴っています。奄美群島本村において、自然災害で一番に重要視されるのが台風です。避難所として位置づけられている学校の校舎、台風対策において雨戸を取り付けるなどの安全強化を図るべきと思うが、村長の答弁を求めます。

次に、学校敷地内、校庭等の管理についてお伺いいたします。本村においては児童生徒の減少により、学校職員の減、またPTA会員の減少と少ない人数での学校管理体制となっております。特に環境整備においては、広大な敷地内を管理するのは大変厳しい現状です。年数回のボランティア活動を通して管理をしても、限界があります。今後の対策として予算増額を行い、環境整備を進めるべきと思われるが、村長の答弁を求めます。

最後に、児童生徒の通学路の危険箇所のチェック体制などの実施、また安全確保は守られているのか、答弁を求めます。

以上、壇上より申しましたが、答弁をお聞きいたしまして、再度自席より質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のコロナ禍における物価高騰対策についての御質問でございますが、これまでコロナ禍の中で交付金によりまして多くの支援策に当ててきたところでもございます。本年4月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分が創設をされまして、本村にも2,220万3,000円の限度額が内示されたところでございます。そのうち、コロナ対策交付金といたしまして555万1,000円、原油価格物価高騰対策といたしまして1,665万2,000円の内示を受けて、本村では各課における事業調査を実施いたしまして、事業を選定した結果を国へ事業申請を行い、同内容を本議会へ補正予算として計上させていただいたところでございます。

予算の主な事業といたしましては、物価高騰対策としてでございますけれども、地域商品券、学

校及び保育園並びに老人介護施設等の給食食材高騰対策費、肥料高騰対策費など、コロナ対策費といたしまして保育所の遊具設置費、集落運営助成費等を計上させていただきました。各事業の選定に当たりましては、4月に制定されました交付金の交付要綱、5月に示されました交付金のQ&Aを参考にいたしまして、事業効果や優先度を検討し、決定をしており、現在、本村の対応策といたしましては最善の事業と認識をしているところでございます。

しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や物価高騰の状況によりましては、事業の変更等も検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の学校管理体制についての1番目の避難所として利用される校舎の安全強化を図るべきではないかと御質問につきましては、私のほうから答弁をさせていただき、2番目以降の学校管理体制につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

1番目の避難所として利用される校舎の安全強化を図るべきではないかという御質問でございますが、村内各学校を指定避難所といたしまして、現在は、移動用発電機や大型扇風機のほか、避難者用マットや長期保存水などの備蓄品を配備をしているほか、学校を避難所として開設する上で、事前に各学校長の了解を得て、校舎の鍵の管理につきましても、旧湯湾釜分校を含む学校のある集落区長さんへお願いをさせていただき、ソフト面での対応を図っている状況であります。

これまでの経緯から、各学校を避難所指定にしたことは、鉄筋コンクリート造であり、ある程度のスペースも確保できることと、窓ガラス自体がガラスが割れた際の飛散を防ぐ強化ガラスとなっており、万が一、外部の強風によりまして飛散物によりガラスが割れたといたしましても、細かい粒状に碎ける構造となっており、より安全に避難ができる場所であると思います。また、近年の台風によるガラスの飛散等の報告もないことなどから、現段階における雨戸の設置については考えていないところでございます。

しかしながら、自然災害に関しましては、あらゆる想定を行い、災害対策を講じる必要があることも考慮する上で、学校施設を避難所として利用する際の避難スペースや、各教室の利用状況を含め、その他の安全強化対策につきましても、まずは学校側や教育委員会とも協議を進めさせていただき、対応を図りたいというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○教育長（晨原弘久君）

次に、2番目の敷地内校庭等の環境整備を進めるべきではないかとの御質問でございますが、各学校では教職員による維持管理のほか、PTAなどのボランティア作業も実施されております。学校の環境整備は工事など多額の予算を伴うものは村で別に予算を確保する必要があると考えますが、草刈りなどの軽微な作業は学校で行うべきものと考えております。しかしながら、教職員の減少により管理が難しくなっている学校もありますので、合同会社ひらとみの委託事業として、校庭の草刈りや簡易な修繕などができるよう各学校へ予算配分を行っております。令和4年度におきま

しては、予算増額もさせていただいております。また、夏休み期間には教育委員会の会計年度職員が教職員数の少ない学校の草刈りを実施しており、学校環境整備を図っているところです。

次に、3番目の通学路の危険箇所のチェック体制の実施と安全確保は守られているのかとの御質問でございますが、大和村では大和村通学路安全推進会議として教育委員会、学校、警察、PTA会長、区長会代表及び道路管理者である大島支庁建設課、大和村建設課で毎年通学路安全点検調査を実施しております。合同点検調査では、実際に現地でどのような安全対策ができるかなどを話し合い、結果として道路標識支援の設置やカーブミラーの設置、ガードレールの修繕なども行っております。通学路安全点検調査は国からも実施するよう指導もあり、今後も継続して取り組み、安全確保を図ってまいりたいと思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により事務局長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○3番（前田清和君）

答弁をいただきました。ありがとうございました。それでは、担当課のほうに質問をさせていただきます。

先ほど村長からも答弁ありましたが、物価高騰分ということで今回補正予算で1,600万ほど組んで、学校給食食材、また地域商品券、肥料高騰対策など、例年、今までコロナ1年目、2年目と商品券は本当に村民に大変喜ばしい1人1万円という、また組んでいただいたことに心より感謝申し上げます。先ほど言いましたけど、いろんな今、地方自治体ではそれぞれの自治体において、何が補助事業、補助として使えるのかというのをすごい模索していると思うんですね。例えば、その上下水道の3カ月間、上下水道は役場がメーターを計りますので、金額は役場のほうで把握できるじゃないですか。それであれば、その3カ月間、半額助成、免除したりとか、そういう取り組みもされているところもあります。本村は給食、例えば、もう一つは給食費の上限ですが、本村は給食費は今、上げてない現状で、1年、年度末に毎月毎月払って年度末には3月には全額戻って来るといふ、それも本村独自の子育て支援の一つだと思っています。であるんですけど、この物価高騰の補助事業を見ても、例えばですよ、今その原油です。今リッター190円を超してきているんですよ。やっぱり今、村民においてもほとんどの方が1人に1台車を持ったり、オートバイを持ったりで、もちろん皆様方もそうです、通勤、通学、そしてまた買い物に行かれる時にも、必ず車を今利用されているんですが、ガソリンが本当に高騰していて、今年に入ってから、以前は160円弱が、今はもう190円、本村においては190円、もう近いうちに200円ぐらいに税込入っていく中という現状です。そうしたときにね、商品券を使ってガソリンに使うのも構いませんが、本村独自としてね、例えばそういう原油価格高騰に対しての、そういう今後、そういう支援とか、そういうのを検討はできないかなと思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

新型コロナ交付金を使った助成制度でございますが、やはり先ほど議員もおっしゃったとおり、

村民1人当たり全員に行き渡る助成をするには何がいいかということを検討した結果、やはり商品券がいいだろうと。商品券を使って先ほども議員もおっしゃいましたが、スタンドでガソリンを入れることもできますし、それに今後ほかの例えば食料品とかも、今後値段が上がっていくという情報がありますので、それも含めてですね、商品券を配布したほうがいいのではないかとということで、今回事業を決定しております。ただ今後ですね、さらに物価が価格高騰とか、その辺が変わってきましたら、更に事業計画の見直しとかですね、その辺も検討していかないといけないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○3番（前田清和君）

是非ですね、本当に皆さん方もそうです、私たち議員もそうです。毎月毎月安定した報酬というのをいただくわけですね。しかしながら、村民の方々、特に自営業の方々、また観光業の方々、小売業の方々というのは、働いて収入を得る、働かないと収入は入って来ないと思うんです。そういう方々がやはり、今物価高で上がって、小売業の人なんかも特に高く売らないと、もう自分の給料ももらえない、そういう状況が今後続いています。また、自営業の方もやはりこのコロナ禍で観光業というのも、一時は良かったんですが、この第7波に入って、奄美大島に観光客というのも、ちょっと減少しているのかなと、その季節的なものももちろんありますけど、そういう方々がこれ以上物価が上がって、自分たちの日常生活が本当に死活問題にならないようにね、私たちは本当にありがたいことに、毎月毎月給料をいただいて、そんなにまで物価高騰に対して感じないかもしれませんが、村民の皆さん、特に年金暮らしの方々、年金も年々年々削られている状況で、そうした中、やっぱり生活しているわけですから、本村として、やはり困っている高齢者の皆様方が大変喜んでいただけるような施策を、今後また検討していつていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、学校管理体制についてお伺いします。先ほど村長からは、今は学校にいろんなものを備えて、避難所としての活用されているということです。先ほど強化ガラスがほとんどの学校に入っているということで、少々雨風、また何か飛んで来ても、強化ガラスということでそんなに飛散しないだろうという返答をいただいたわけですが、やはり自然災害ですので、想定外というのが起こるんですよね。いつも何か、思うんですけど、想定内想定内でして、何かあって、何か事故とか、事件があった後に、想定外だったというのを、やはり皆さんもそういうことをよく聞かれると思うんですよ。ですから、想定外のことを考えて、その雨戸というのは、私は教室全部に雨戸ということは言っていません。広い教室の中で、1カ所か2カ所、避難する人というのはその1カ所か2カ所にまとまって、そこで避難されると思うんですよ。あちこち教室、好きなところに行って避難するということは、まず考えられないと思うので、例えば、教室の1教室とか、2教室ぐらいに絞って、台風災害、そういうときにはこの教室に入ってくださいよと、であれば、せめてその1教室、2教室の雨戸ぐらいの設置というのは、設置はやっぱり検討すべきだと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

学校の校舎等における窓の設置についてなんですけれども、先ほど村長のほうにも答弁ありました。確かに強化ガラスでございます。各小学校のほうは、校舎においては見て分かるように、こちらの網入りガラスになってまして、各学校の体育館、体育館自体は網入りガラスではないものの、AGC強化ガラスというシール認定マークがございます。中学校の校舎に関しては、シールはないんですけれども、施工工事を見ましたら、やはり5mm、厚さ5mm、ガラスの厚さ5mmのガラスが入っているということで、この5mmというのは強化ガラスに認定されているガラスだと思っているとございまして。

先ほど御質問のありました、その教室の1室での部分に関してのその雨戸の設置につきましても、我々もこの御質問をいただいたときに、教育委員会事務サイドは知っていたんですけれども、私たちも全学校確認をさせていただきまして、やはり小学校と中学校と統合したところにおいて、例えば多目的広場の使い方とかというの、やはりそこを避難所にする場合となった場合、やはり事前にですね、学校再度、現場の意見と教育委員会とも協議が必要になってくると思います。実際、現場からもそういった必要があるということであれば、設置可能な事業等もいろいろ取れる状況ではございますが、ただいかにせん、学校校舎のサッシ、ガラスに関しましては、雨戸をつける場合には戸袋の設置でサッシの半分をつぶさないといけないという状況、またもしくは上からのシャッター、シャッターを下に固定する固定の状況をどういうふうにするかという施工状況の問題がある中で、じゃ、サッシ自体の半分を戸袋を造った場合の遮光、授業に影響がないとか、通常使う場合のですね、そういったところも考えなければいけないので、まずはそういった必要性に応じてですね、学校再度と教育委員会と協議を進めさせていただいた上で対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

教育委員会として、教育長はどのような考えですか。

○教育長（農原弘久君）

基本的には今総務課長が答えたとおりでございます。今、遮光の話が出ましたけれども、やはり半日が入らないということは、これはまた完全に照明もまたまだまだの状況もありますので、ちょっと今のところ厳しいかなとは思っております。

○3番（前田清和君）

総務課長も教育長もこれは今のところはまだまだ検討していないというふうに捉えさせていただきませんが、何かあってからでは遅いので、日が入らないとか、そういうのは支障なくできるような対策もあると思いますので、そこは是非とも、もうやらないんじゃないくて、検討していただきたいと思います。何かあってからでは遅いかなというふうに思っております。

それでは次に2番目に、学校敷地内の管理についてですが、先ほど教育長からも答弁がありましたが、地域の方々、ボランティアの方方で草刈り等をしております。そして、一応学校の校庭は学校の管理者が責任を持って管理するという答弁でございましたけど、教育長先生の言った答弁も分

かるんですが、それでは、当初予算で学校管理に対しての予算、ちょっと資料がないんですけど、私、令和4年度は幾らぐらい組まれていますか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

学校で行う草刈りなどの軽微な作業につきましては、令和3年度が22万2,000円を合同会社ひらとみで予算をつけておりまして、令和4年度においては29万8,000円の予算をつけて増額をさせていただいております。

○3番（前田清和君）

29万円というのは年間通しての29万、であれば、今大和中、大和校は1校の校庭ですけど、あと大棚、名音、今里、4校ありますが、現在、この作業をされている回数とか、現時点で分かれば教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

現在なんです、大和中においては1回、そして大棚においては草刈りではなく、診療所側の樹木の枝の伐採をひらとみにお願いをしているところでございます。あと名音については、まだ合同会社ひらとみのほうでの作業は行っておりませんが、昨年度も実施をしておりますので、今後、学校からとのタイミングで実施をするのか、提案が上がって来るものと考えております。今里につきましては、今年度学校に今いる職員の中で、かなりまめに草刈りをする方がいまして、校庭の草刈りがかなりきれいにされて、いい学校のグラウンドなどいい状態となっておりますので、今年度はいまだ実施をされていない状況です。

○3番（前田清和君）

大和中、大棚、名音ということで、今里はしていないということなんですけど、僕らはずっとやっぱり、地元にいまして学校の状況をですね、常時、毎日見ているんですよ。それで、あの草の生え方、子供たちが学校で学び舎をしているのに、あの校庭の状況で子供たちは本当にどういう運動をしているんだろうと、すごい子供たちがかわいそうになってくるんですね。そのたびにうちの集落なんかでも、校庭を使うメンバーでボランティアで草刈り2回ほどさせていただきました。でもやっぱり、この梅雨時期とかは、もうひと月ですぐ伸びるんですよ。見たときに学校側から、この29万の予算を組んであるのであれば、教育委員会を通して草刈りをしてくださいとか、そういう依頼というのもあるんですかね、各学校から。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

ひらとみの予算を使いたいという依頼があって、それで草刈りの手配をしている状況であります。

○3番（前田清和君）

学校から依頼がなければ教育委員会としては、ひらとみを動員することはないと。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

この学校へのひらとみへの予算配分につきましては、4月に行われました村の校長会でも説明を

させていただいて、要望が、この分を配分しますので要望があったら教育委員会のほうに連絡してくださいということを伝えてあります。

○3番（前田清和君）

要望がない学校に関しては、草刈りは先ほど教育長が答弁ありましたが、学校の管理者がしていくと。草刈りなんかも地域のボランティアとかでやっていていただきたいと。あえて、当初予算は組んであっても学校側からの依頼がない限り、教育委員会としては学校の環境整備とか、そういうのに関しては直接教育委員会から学校側に言うことはないということで理解してよろしいですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

先ほど教育長からのほうからも答弁をしましたが、基本、軽微な作業などは学校の職員などでやっていただくことが基本になると思います。ただし、教職員の減少でそれが難しい小規模校など、それが難しくなっているところもございますので、そのために学校に予算配分を行っているところでございます。

○3番（前田清和君）

分かりました。先月の9日に曾於市の小学校でイチョウの木が落下して、草刈りをしていた校長先生が亡くなるという、そういう死亡事故も起きています。それを受けて、大和村も奄美群島も、先月24日までに小学校、中学校の点検をされたと思うんですが、大和村の現状はいかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

全ての学校に植物園の業者さんと一緒に全ての学校を回りました。それですぐすぐ危ないというような樹木のところはないところではございましたが、今後危なくなる可能性があるというものにつきましては、剪定をしてもらうよう既にもう植物園の業者さんに依頼済みでございます。

○3番（前田清和君）

是非ですね、しつこいようですが、本当に児童生徒の減少で学校管理体制は本当にもう大変です。特に子供が少なくなって、児童生徒が減少することによって教職員は減っていますよ。大柵はもう3名ですよ。あとPTAですよ。これから運動会も始まるのに、先月草刈ったのに草ぼうぼうですよ。そんな中で子供たちが運動会、楽しくさせてやりたいのに、今、そういうことも考えながらね、PTAの方なんかもやっているんです。であれば、やっぱりその年間ね、29万組んであるんだったら、各学校、4・5回ぐらいは草なぎでできると思うんですよ。ましてや、この梅雨時期は1月に1回なんで、梅雨時期に3回とか4回してもらって、秋から冬はほとんど草はいりません。そういうのをしっかり頭において、こういうひらとみを使って常に子供たちがいい環境で校庭が使えるような状況を作るのも、教育委員会の仕事だと思うんですが、教育長、いかがですか。

○教育長（農原弘久君）

先ほどの事務局長の答えに少し補足にはなりませんけども、ちょっと付け加えさせていただきますと、各学校ではちょっとある部分遠慮している部分もあるかなと感じる部分もありますので、そ

こはもうこれだけの予算がありますので、どうぞお使いくださいと、また私たちも勧めていきたいと思います。私も余談ながら現職時代は放課後とか、自分で草刈りはある意味趣味でしたので、自分で校庭の整備などを自分でしておりました。体育主任として自分の勤めの一環としてやっておりましたが、先ほど学校職員に頑張ってもらいたいという趣旨の答弁をしましたけれども、自分の経験を踏まえてでございます。ただし、事務局長が答弁しましたけれども、大柵校など、特に学校職員が本当に少なくなっております。校庭は広いし、前田議員さんがおっしゃるのはよく分かります。私も大柵におじゃまするたびに、ああ大変だなと思います。ですので、予算の有効活用、そこはそれほど必要じゃない部分であれば、こちらに回していただいてそういうことやら、また私ども教育委員会スタッフも時間を見つけて環境整備のお手伝いというんでしょうか、一緒にやっていきたいなと思っております。

それと、樹木のことでございますが、痛ましい事故がありまして、本当に大変だったと思います。私どもも気になる部分もありますが、それを植樹した人の思いとか、特に卒業記念樹とかいったもの場合は、簡単に伐採というか、もちろん安全が第一ではあるんですけども、そういう方々の御意見とか、気持ちとか、踏まえながら、順次安全対策をしていくことになると思っております。

○3番（前田清和君）

是非ですね、学校側と管理職の方々とも結構ですから、多分、月に1回ぐらい、こちらのほうで会も持たれていると思うんですよ。その際に、しっかり今の学校の環境整備など、どうなっているとか、しっかりと学校側と意思疎通を取っていただいて、常に子供たちのために学校環境はいい状況であるべきだというふうに思いますので、是非今後ともやっていただきたいなと思います。

建設課長にお伺いしますが、建設課長、大柵は特に水はけが悪いんですよ。これはもう何年か前から学校の水はけの件は話をしたことがあると思うんですが、それ以降、調査とか、今後その水はけに対してのグラウンド整備とか、建設課としてそういうことも検討されてないのかなと思って。

○建設課長（前田逸人君）

急にきたもんですから、ちょっとあれなんですけど、校庭は私も地元に住んでいる以上、あの水はけの悪さというのは理解しております。今のところそういった水はけの悪さというのを改善するというのは、今考えてはないんですが、今後柵が、溜め柵があるので、そこら辺の通り道というか、そういったところに側溝をちょっと入れたり、側溝が入れなければ、地盤を少し改良したりとかいう、そういった対処はちょっとしていかないといけないかなというふうには私は思っております。以上です。

○3番（前田清和君）

建設課長、是非、水はけが悪いというあれで、そのまましておくんじゃなく、何かこうちょっとした事業でもいいですし、あまりお金のかからない、予算を使ってもいいんで、少しでもやっぱりグラウンドの整備状況ですね、しっかりと把握していただいて、検討していただければなというふう

に思います。

○建設課長（前田逸人君）

そこはまた教育委員会とお話しながら、また学校ともしょっと意見を聞きながら、状況をもう一回、再度確認いたしまして、どこがどう悪いのかというのを、またそこを調査して、そこに重点的におきながら、グランド管理をしてみたいと思います。以上です。

○3番（前田清和君）

ありがとうございます。じゃ、最後の児童生徒の通学路の危険箇所のチェック体制、実施されているか。安全確保はあるか。先ほど教育長からも答弁ありまして、年に1度、いろんなそれぞれの方々として、チェック体制を行っているということですが、大和校におかれては今、中学生においてはスクールバスですよ、国直、湯湾釜は。津名久からこっち側はみんな歩いて通学されていると思います。小学生も津名久からこちらは全部歩いての登校ですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

津名久、思勝、大和浜につきましては、徒歩での登校となっております。

○3番（前田清和君）

児童生徒の通学路というのは、学校側からちゃんと指定されてて、この道を通って、この道から帰ってくださいよということも、それぞれの学校で決まっていますか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

各学校で決めております。

○3番（前田清和君）

何年か前にですね、大阪の高槻ででしたかね、地震かなんかで、歩いている子供が小学生がブロック塀が倒れたということで亡くなっている、何年か前の話なんですけど、それは地震か何かのあれだったと思うんですけど、例えば今、集落の中でもブロック塀のね、何十年も経っているブロック塀があって、また針金が入っていないブロック塀とか、しょっちゅうあるんですよ。そういうやっぱり、そういうところを子供たちが通学路として利用されているのであれば、そういうきめ細かな、そういうところまで、やっぱりチェックする、ここは今、ブロックが半分割れているとか、ひびが入っているとか、そういうのも各学校にしっかりと通達をしてですね、子供たちが歩く場所、児童が歩く場所、生徒が歩く場所、それとかは特にやっぱりチェック体制を持つべきだと思うんですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

今年の夏、通学路安全点検調査でも、一つの学校から通学路の途中に危険であると思われる構造物があるという話もございました。ただしそこは、やはり民間のもので、個人の所有のものでございますので、学校としてはそこに、そこからできるだけ離れて歩く、そういったような対応で通学路を確保していくしかないかなというような結論になったところでございます。

○3番（前田清和君）

今事務局長からありましたけど、そういうところを離れて歩くのも結構ですが、例えば、そういう危険な場所があるのであれば、そこを通らないで違うルートで通学として活用するとかもできると思うんですね。あえて絶対この道を通学路として通りなさいという決まりはないと思うんですよ。であれば、その危険なところは避けてもらって、安全なところを子供たちには通ってもらおうというの、また一つの方法ではないかなと思うんですが、いかがですか。

○教育長（農原弘久君）

前田議員さんのおっしゃるとおりだと思います。あなたはこの道を通って帰りなさいねというのは、できるだけより安全な、より広い道路を考えてのことだと思います。それに基づいて学校安全何とかなしそこで事故とかが起きた場合は、いわゆる保険金が出るということで、その道路をその個人個人に指定しているところなんですけど、今おっしゃるような状況がありましたら、また学校とも相談して、いいふうに対策を考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○3番（前田清和君）

最後になりますが、学校管理体制について、少し熱く話させていただきましたが、やっぱり子供たちのことをやっぱり私たち大人は第一に考えないといけないと思います。もちろん教育もそうですが、スポーツもそうです。小規模校が大和村4校で、中学校1校で、一生懸命統合もせずに、それぞれの地域特性を生かした学校生活を送っています。子供たちがやっぱり安心・安全で学校に通えるような環境づくりをするのも、私たち大人の役目だと思います。そして、大和村で小学校、中学校卒業してよかったと思えるような子供たちに自信をもってもらえるような環境整備、子供たちの教育を今後も皆さん一つになって、子供たちのために頑張っていただきたいというのをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

これで2番、前田清和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。なお、13時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時37分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、私の質問をさせていただきます。

1、宅地、農地の流動化促進について。その1、宅地、農地、転売希望者を把握し、宅地、農地

銀行は検討していけないか。

2番、村内に新築住宅地や村の基幹作物であるタンカン、スモモ園を計画、購入を希望する若者世帯へ助成金制度は検討できないか。

その3、耕作放棄地に住宅用地を確保して、新たな12番目の集落を造る構想はできないか。

2番、湯湾釜津名久間の県道沿いに、休憩所や展望所の設置について。その1、思勝湾を臨み、大和浜、津名久集落が一望できる県道沿いには、よく車を止めて歩道より思勝湾を眺めている方々を見かけるが、駐車場を設置し、海沿いに展望所を計画できないか。

2、県道沿いの大蛸伝説の話を基に、設置されている大型看板は、今、周りの木に覆われつつあり、汚れて見にくくなっているが、新たに整備はできないか。

3、旧県道の村境にある大型の大和村サンセットマップは、現道への設置は検討していけないか。

以上、壇上より質問いたしまして、あとは自席で行いたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、市田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の1番目、宅地、農地転売希望者を把握し、宅地、農地銀行は検討できないかとの御質問でございますが、まず宅地につきましては、本村では今年度に空き家を所有者から借上げ、入居希望される方へ賃貸する不動産サブリースの取り組みを奄美群島内で行っておりますNPO法人奄美空き家ラボと、村内に点在する空き家の利活用を促進し、集落環境の改善や地域活性化定住人口の増加を図ることを目的とした連携協定を締結する計画を進めているところでございます。今回の連携協定におきましては、空き家だけでなく空き地となっている宅地の賃貸または売買に関する連携も含めることも合わせて検討をしております、空き家と空き地の両方を利活用を促進することで、さらに連携の効果が発揮されるものと考えております。

次に、農地の売買につきましては、鹿児島県地域振興公社農地中間管理機構と令和4年度から業務委託契約を締結しているため、事業の実施は可能となっておりますが、対象農地が農業振興地域内の農用地区域であり、買い手が認定農業者等であるなどの制限がございます。農地の貸借につきましては、平成26年度から実施をしております、これまでの実績といたしましては、件数が5件で合計11筆の貸借が行われております。そのほか、農業委員会のほうで農地の売買や貸借などが年間で10件ほどあり、少しずつではありますが農地は動いている状況であります。今後は農業委員会の活動の中の農地利用状況調査や貸したい借りたい総点検活動、農地利用意向調査等を強化してさらに農地の流動化を図ってまいりたいと考えております。

2番目の住宅地やタンカン、スモモ園を計画購入を希望する若者世帯へ助成金制度は検討できないかとの御質問でございますが、村単独で宅地や農地の購入に対する助成は行っておりません。助成を受けて購入したのちに住宅を建設できない場合や、途中で離農する場合、また購入した土地を転売するなどの問題が予想されると思います。現在、新たに住宅を建設された方には新築住宅助成

制度があり、新たに就農する場合には農業次世代人材投資事業という国の制度がありますので、これらの制度を活用していただきたいと考えております。

次に、3番目の耕作放棄地に住宅用地を確保して、新たな12番目の集落を造る構想はできないかとの御質問でございますが、耕作放棄地であっても登記簿上は農地でありますので、農地法による農地転用の県知事許可か、非農地証明が必要になります。その場所が農業振興地域内の農用地区域の場合は除外手続も必要になり、完了までに相当の期間を要します。本村の農地は相続未登記が多く、まとまった土地を住宅用地として確保するためには困難であると思います。

また、現在の本村の集落の状況は、人口減少に伴い空き家空き地が増えてきております。新たな場所に多額の予算を投じてインフラ整備を行い、住宅用地を確保するよりも、まずは集落内の住環境の整備を重点的に進めるべきであると考えているところであります。

次に、2点目の湯湾釜津名久間の県道沿いに休憩所や展望所の設置についての1番目の大和浜津名久集落が一望できる県道沿いに駐車場を設置し、海沿いに展望所を計画できないかとの御質問でございますが、議員の御質問の場所につきましては県道敷地であり、駐車場及び展望所を設置する場所は県の許可が必要となりますが、広場付近におきましてはカーブが近く、駐車場の出入り時に危険性が高いと思われることから、駐車場の設置は難しいと考えられます。また、村としましては公園等の整備には多額の費用が発生することから、事業の実施にあたっては基本的に村の財政負担のない県の魅力ある観光地づくり事業を活用しながら、公園整備を要望しているところでございます。今後は事業が確定しております戸円今里地区の整備状況を見ながら、新たな公園整備につきましては、景観等に適した場所について検討してまいりたいと考えております。

次に、2番目大蛸伝説の話をもとに設置されております大型看板について、新たに整備できないかとの御質問でございますが、大和村では道路の道しるべ、観光看板等、全ての看板について調査及び不要な看板の撤去を実施し、新たな看板等については来年度の県の地域振興事業などを活用し、再整備要望を行っております。調査の中で質問にあります看板を確認しましたが、今後、清掃及び周りの木々の伐採等を行えば、まだ利用できると判断をしましたので、近いうちに清掃、伐採等を行うことで看板の機能を果たしたいと思っております。

次に、3番目の旧県道の村境にある大型の大和村サンセットマップは、現道への設置は検討していないのかとの御質問でございますが、質問にもあります奄美大島サンセットマップロード観光案内図は、平成21年度に鹿児島県が奄美大島の西回り観光の促進を図る目的で設置をしております。既存の看板は設置場所が現在位置等表記などもされているほか、支柱の基礎が大型であり、簡単には移設するのは困難と考えております。また、いわゆる旧県道はまだ村道に移管されておきませんが、今後、村道に移管し、利用されると考えておきまして、現在の看板は必要であるというふうに思います。このようなことから、先ほどの質問で回答しております県の地域振興事業等を活用しながら、設置について検討をしてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席の

ほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

最初に、人口のですね、増加のためには定住を促進する必要があることは、大島郡内をはじめ全国の市町村の問題でもあります。特にですね、他の市町村に比べ大和村は山間部が多く、集落も集合して宅地、農地も少のうございます。それでですね、14、15年前ですか、集落推進員として当時ですね、総務課長が担当なさっていたかと思うんですけども、地籍のですね、地籍推進員、各集落の主だった方を推進員にして、地籍を計ろうかということで、多分、当時担当者でございましたよね。名前はちょっと忘れたですが。そういうことで、資料なんかもいただいて、大和浜は大和浜が、各集落別ですね、多分推進員をつくられたと思いますが、5、6人ですね。その当時、私も推進員になれということになったんです。資料もいただきました。そして、見てみますと、集落近くの山々の名義ですね、その名義の恐らく7割、半数以上が名義がですね、墓の中に入っておられる方がたくさんありますよね。その現状というのは今も変わらないと思いますが、どうですか、課長。

○総務課長（政村勇二君）

私が総務課の課長になる以前の建設課時代、確かに地籍調査担当しておりました。そのときですね、思勝集落の地籍調査も担当しておまして、やはり今市田議員がおっしゃるとおり、当時はその山間部の調査に入るための推進員のほうに依頼をして、一緒に立ち会いをさせていただくような事業推進をしたことは憶えております。やはりおっしゃるとおりほとんどの用地名義人に対する現存されている方は、ほとんどもう少なかったということは憶えております。

○1番（市田実孝君）

このような状況からですね、大和村各集落内の宅地、恐らく名義がまともな土地は少のうございます。私自身が30代で家を建てたくて、宅地を集落内の空き地をいくつか当たったんですけども、現在でも空き地の状況があります。やっぱりですね、ほかの市町村と違って大和村は宅地面積が少ないもんですから、個人でですね、宅地を自分で宅地を探して家を建てるということは、これは他の市町村に比べて難しい問題があります。私がですね、言いたいのは、そういう状況の中で、大和村に家もない、親戚もいない方々に自分で家を建てる宅地を探すということは、恐らく不可能ではないかと思いますが、企画課長、それをどう思いますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

確かに議員のおっしゃるとおり集落内に空き地となっている宅地があるのは、結構散見されるところでございます。先ほど村長の答弁にもありまして、今年度村としましてはNPO法人与法人の奄美空き家ラボと協定を結ぶ計画にしておまして、そちらを経由してですね、売買並びに賃貸ができればというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

高齢化による不動産の固定化、保健福祉課長にちょっとお聞きいたしますが、やっぱり要介護認

定、認知症の認定、一応保健福祉課に問い合わせましたが、認知症の把握までは現在大和村ではなさっておられないということで、全国的に見ますとこの認知症がようテレビのコマーシャル等と言う65歳に1人は認知が入るんじゃないかと、60歳以上で7人に1人は認知になるんだろうという問題が、日本全国でも問題になり、この認知を認定を受けると、資産の凍結があるということを聞いたんですが、保健福祉課長は御存知ですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず、認知症の数について、把握をしていないということでございましたけれども、認定調査というものをを行う中で認知症の具合、レベルと申しますか、ということには調査がかかりますので、およそ何名ぐらいが該当するところの数字は把握しているところではございます。資産についての凍結ということでございますけれども、恐らくその成年後見制度なりの情報の中で、そういったサポートが行われて行くというふうに考えておりますので、認知症になったからすぐに凍結ということではないかというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

今ですね、社会で問題になって来つつあることは、この間の防衛費が2倍に5.6兆円になったということを皆さん御存知だと思うんですけども、規模が私なんかには分からないんですけども、年を取られて資産をお持ちの方が凍結状態になる、またはその方が名義を持ったままですね、おられる間はその資産は凍結状態にあるという、財産がですね、総務省のデータによると200兆円、あと5、6年もすると300兆円になるだろうと、これは社会問題になってきているんですよ。先ほどから総務課長にお聞きしたように、登記も変更されないまま、自分はまともだからといって親を介護しようと子供が介護費用に財産を処分しようとしても、もし認知症など認定されると、さっきのですね、保健福祉課長がおっしゃった成人後見人、これは調べてみますと身内はなれません。裁判所関係の第三者がなるとなっています。そういった手続を経て、大和村が好きだから大和村に住んで、安心・安全な生活を送りたいという若者が、そういった手続までして宅地を得るということは、ほとんど不可能だと私は思いますが、それに対してですね、村のほうで何とかそういった新規のですね、もう家を建てたとか、子育てを終わったとか、私なんかの年代の方には関係ありませんが、この後の大和村をつくるね、世代のために村として何らかの努力をしてほしいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

現在、村のほうとしましては、新築の住宅を建てられる方には新築住宅助成金、また住宅を改修する場合は住宅改修助成金という形で助成金を出ささせていただいております。土地に関しましては、今現在そういう制度はないところでございますが、土地の購入にもし助成金を出す場合は、先ほど村長が申し上げましたように、例えばそれを売買したりとかですね、農地から転用して宅地に変えた場合とか、不平等性が出てくるもんですから、なかなか難しいのではないかとというふうに考えております。ただ、先ほど申しましたように新築住宅助成金等を有効活用して住宅の建設等を

お願いできたらというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

農地もですね、都道府県で公的制度として先ほど村長も申しましたように、農地バンク制度、昔の農地銀行ですね、農地中間管理機構、不用となった農地を一度借受け、必要とする人に転貸いたしますというような流れになっていますが、大和村は件数が今のところ若干多いようでございますが、今後、ますますですね、他の市町村とは別に宅地、農地が少ない私たちの村にとっては、活性化を図るためにも大切な機能をするだろうと思いますが、産業課長のお考えとしてですね、農地とは別に宅地も含めた形で進めていってほしいと思うんですが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課で行っている農地の流動化というのは、農地を農地として、使っていない農地を農地として有効活用していくという中で、管理機構さんを、農地中間管理機構さんをとおして行うものもあれば、個人同士で行うのもあります。ただ、ある集落に家を建てたい。それが農地だったという場合には、農地転用の許可が必要になりますけれども、あくまでも農政担当課、農業委員会担当部署といたしましては、使っていない農地を使う方がいたら、農地として生かすために進めていく事業でございますので、宅地にするというのは少し農政担当課としては動きにくいところがある。

○議長（奥田忠廣君）

市田君、マイクのスイッチを入れてください。

○1番（市田実孝君）

農地関係では、やっぱり縛りがありますので、企画課長もですね、産業課と連携をなさってこのことは他の市町村よりもですね、先立って中心的にですね、話を進めないと、不動産情報をちょっと奄美市の情報を聞きますと、長浜で坪単価が28万とか、あの広大な海を埋め立てた奄美市のマリントウンですね、あれで金が幾ら掛かったか分かりませんが、このたびまた公募をするみたいですが、坪単価が33万だという、自分も不動産などの状況から聞いております。奄美市ですね、そのような高額な状況がありますので、是非ですね、耕作放棄地、もうこれ3番目に入ろうかと思うんですが、住宅用地をですね、確保してですね、若者世代のために造って、宅地をですね、準備していただけないか。もしですね、多額の金が掛かる、海を埋め立てたら多額の掛かる、資金が掛かるというようなことを前々前回の議会でもお聞きいたしました。大棚の空き地を転売できないか、大和浜の海を埋め立てて公共用地として村は確保しておきたいということですから、私の考えとしては大棚ですね、道の駅構想がある農作放棄地ススキが何十年も生えていますね、県道沿いに。調べてみたら、あそこは農作物ができないみたいです。ラッキョウとか、こういった砂地にできるのしかできない。それをいつまでも農業用地として確保するよりも、農地転用をスムーズに行い、住民課長にお聞きしますが、志戸勘集落の世帯数はいかがですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

8月31日現在の数字ではありますが、志戸勘集落は6世帯となっております。

○1 番（市田実孝君）

あのですね、私がここに12番目の集落を造れないかという提案をしているのは、大棚とか大和浜みたいな大きな集落を造れとは申しておりません。若者主体に是非大和村に住みたい、親元の近くにいたい、集落のですね、まだ、先ほども村長が申したように、空き家情報を調べてとか、そういう状況があります。1反2反の土地をですね、村で買い上げて、坪2万なり3万で売れば、そんなに予算は変わらないと私は思います。そうすれば、道の駅構想のそのあたりもススキが今後20年30年生え続けるのか、新しい発想に進んでいくのか、企画課長、どう思いますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

宅地の確保につきましては、本来なら不動産会社が和村にあると、また、奄美市内の不動産が土地の売買とか、そういうのを中間に入っていただくのが一番いいと思うんですけども、なかなかそういうわけにはいかないのが現状でございまして、先ほど申し上げました空き家ラボとの連携が一番やりやすいのではないかとということで、今年度連携を締結する予定にしたので、まずはそちらを活用してですね、空き家の取得といいますか、あっせんの推進をしていきたいというふう考えているところでございます。

○1 番（市田実孝君）

そのまだ空き家情報というのは、各集落に何件あるかというのは調べてはいないわけですよね。

○企画観光課長（早川勝志君）

私どもではまだ調べてはおりません。まずこの連携の方法としましては、例えば役場のほうに、この土地に住んでいる家が、例えば廃屋に近い状態とか、誰かに貸したいという情報がありましたら、そこを空き家ラボさんに紹介して、空き家ラボさんが、そのまた貸したいという人とかを、借りたいという人を探していただいて、そこで活用するという形で進めていく考えております。

○1 番（市田実孝君）

先ほどから産業課長から農地バンクのことについて説明を受けましたが、今企画課のほうでも空き家についてそのように進めたいということです、その集落にある空き地ですね、その相続関係は地域の民生委員なり、区長さん方がここにおられる方々よりも詳しくございます。今後はですね、是非お願いしてですね、空き家を調べると同時に宅地の登記状況とかも、転売希望があるのかどうかまで付け加えてもらってですね、そういった情報をほしい方が、若者世代がですね、閲覧できるような、私たちこの機関、行政だけが知るんじゃなくて、大好きな大和村に住みたいという方がいらっしゃるわけですから、公に閲覧できるような、そういったほうに話を進めていただきたいんですが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

議員のおっしゃいました閲覧となりますと、やはり個人情報とか、その辺が出てくるので、ちょっと難しいのではないかなと思うんですけども、その集落の区長さんに対する呼びかけにしましては、連携協定の際に区長さんあたりにもその内容を周知しまして、集落からの情報とか、その辺も

周知したいなというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

個人情報ということではありますが、そういったことまで調べるわけですよ。閲覧していいですか。もし転売希望があるなら、お貸しになる希望があるのなら、話が進むように、役場のほうでもあっせんしていきたいから、公募みたいな形で閲覧の中に載せていいですかということまで聞くわけです。そうすれば何も問題ないですよ。一応ですね、そのほうにそういうふうに話を進めて、なぜ私がそれまで言うかと思うと、せっかくですね、スモモを作って、タンカンを作って、年を取られて、もう誰かに譲りたい、個人的に思っても、そういう機関がなければ、せっかく汗水流して何十年もかかって開拓した農地をですね、その方を介護しようとして資金がない。隣地を月何千円でも貸せば、介護費用の一部にでもなるわけですね。そういった目的がこの農地バンクだろうと思います。宅地も一緒ですね。今、私が話を進めたかった方にやっぱり話が進んでいるようでございますので、是非そういう形で進んでほしいんですが、やっぱり大和村はなかなか他の市町村に比べて、先ほどから申し上げましたとおり、徳之島とか、与論とか、笠利とか、広大な面積があるところは農地を転用して、すぐ宅地化できます。大和村は少のうございますので、なかなか難しいところがあります、他の市町村よりもですね。宅地、そういった形で話を進めていただくか、また村内に宅地を希望する方にですね、他の市町村より抜きん出て大和村は、ああ、家も建てやすいんだ、土地もスムーズに手に入るんだ。是非ですね、その宅地、農地の希望者にですね、資金援助まで考えてもらえないか、そう思うんですけれども、今、ロシアでロシアのパルプも不足して、建設費も上がっています。若者が登記とか、そういったことに関わるということはなかなか難しいのが、先ほどから申し上げてようにありますので、そういった資金援助でね、宅地をほしい方にも何らかの形で資金援助を検討いただけないでしょうか。

○企画観光課長（早川勝志君）

先ほどもちょっと回答させていただいたんですけれども、宅地の購入に関しては、原則宅地を購入した後に住宅を建てるのが目的だというふうに私どもは考えております。その中で、購入後住宅を建築しましたら、新築住宅家賃助成金が100万円出るようになっておりまして、それをまず活用していただきたいというのが第一になります。ほかに、例えば先ほども申し上げたんですけれども、農地から宅地に転用して購入した場合には助成金が出ない形になりますので、その辺の不公平をなくすためにですね、やはり宅地の購入のみの助成は難しいのではないかとこのように考えています。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃる主旨はよく理解をしているところでございますけれども、今現在、大和村でも空き家の活用の仕方、そしてまた個人の方が土地を譲りたいとかいう形でお願いが来た場合には、宅地の農地においては一応役場としてもいろんな活用を考えながら、生かせるものは村の財産としてやっていこうということも進めているところでございます。まさに定住促進の方策としては、い

ろいろなやり方があろうかと思います。大和村が今現在どういう形で進めていくかということをするね、別に将来のことを考えてないわけじゃありませんけれども、やはり農地の活用の在り方、そして集落内の宅地の活用はどうしたらいいのかということ、今できることからやっていこうということで、今しているところでもございます。そして今、皆さんの御理解をいただく中で、廃屋の助成制度を作りましたら、ここ数カ月の間で名瀬在住の方が多くの方が廃屋の助成制度を活用していただいて、もう既に更地になっている場所も出て来ています。その後、更地にしたのはいいけど、どうなっていくのかということも、今ちょっと私も最近思ひましてですね、後々村にそういう相談も来るんじゃないかというふうに、今予測をしながらですね、その集落内のやっぱり農地の生かし方、宅地の生かし方を村としては将来的に考えていかなきゃならないというように思いますので、現段階でその助成制度をどうやっていくかということは、まだまだ我々も決めてはおりませんけれども、そういう時代に沿った形で我々は制度の確立に向けた取り組みが、今後していかなければならないというふうに思いますので、議員の御理解をいただければと思います。

○1番（市田実孝君）

大和村は子育て世帯、他の市町村ではね、宅地購入補助金とか、いろいろ作っております。大和村は特にですね、特化したこのような世帯には、特化した支援体制をですね、500万の住宅地、宅地をそこに住まわれたら差し上げるんだという市町村もございますので、私が家を建てた、子育てが終わった方には、私は別にいいんじゃないかと言ったら弊害があるんですけども、今からの子育て世代に、是非こういった支援を充実させるような、今村長が考えているということですので、そういった考えを持って行ってほしいと思います。

2番、引き続きいいですか。課長。湯湾釜津名久間の県道沿いに休憩所や展望所の設置でございますが、大和村にちょっと行ってみようとしたときですね、大和村に入って来て、まず車を止めて、休憩する場所が今多分、今のところちょっと入口からですね、トンネル抜けてないような感じがいたしますが、私はよくあの現場で止めて、高齢者が昔のですね、国直にある展望所がありますね。ああいう感じで見ておられる方がいますよね。そういった形の施設を計画を持っておられないのかということをお聞きしたいんですけども、これは企画課長、建設課長。

○企画観光課長（早川勝志君）

議員のおっしゃいました湯湾釜津名久間の県道上に、展望所と駐車場を設置できないかという御質問なんですけれども、村長の答弁にもありましたとおり、場所がですね、カーブの近くである。その場合に、カーブを、駐車場を設置した場合には大変駐車場の出入りに危険であるということから、なかなか駐車場設置は難しいというふうに考えているところでございます。あと海側にですね、展望所を計画できないかというお話なんですけれども、海側はまた埋立地、埋め立てないといけないと、展望所はできないという形になりますので、その辺の埋立ての申請とか、その辺も出てきますので、なかなか難しいのではないかとこのように考えているところであります。

○1番（市田実孝君）

この2番、3番のですね、看板の設置も同時にいきたいと思いますが、大蛸伝説、何カ月か前にですね、名瀬市内を名瀬の同級生と走っておりましたら、大和のPR、FMラジオでだいばんタンガ、エビみたいなタンガがあるよということを産業課長と村長が話しておられて、おい、大和村にはこんなタンガがおるのかということで、2人で大笑いした、多分ですね、2人はね、大蛸伝説みたいなことを言っているんだなと、私はすぐ分かったんですけども、友人はですね、そんな大タンガが大和村におるのかとって、夢を持つようなお話をされて、私は喜んだ憶えがあります。これは夢を持つような話ですね。現実か幻か分からないんですけど、お二人の話はですね。そういうふうにして作られたのが、この大蛸伝説の看板だと私は思うんですけども、大蛸がおったか、なかったか、それと同じですよ。そういうふう楽しくですね、人を喜ばせるような夢を持たせるような看板も、当時の課長、多分観光課長、課長が作られた看板をですね、あれも村の予算を使ってやっているわけですから、あやふやに汚れたまま木に覆いかぶさるというような状況でおかれるのは、当時の村政に対して、企画課長に対して失礼じゃないかと思うんですが、企画課長、どう思いますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

確かに大蛸の看板が汚れておりまして、ちょっと見にくくなっているのは実際そのようになっております。先ほどの村長の答弁にもありましたけれども、実は来年度に看板の設置作業、村内の看板の改修というか、全面的な見直しをしたいということで県の事業に要望している最中でございまして、要望にあわせて今年に入りまして、今年度に入りましてから、村内のですね、看板の村内に設置されている看板の確認をして、今、撤去とかですね、確認をしている最中でございまして、その大蛸の看板も実際に現場で確認をしております。その中で、やはり汚れているところがありましたので、確認しまして、まずはどうしても来年度までは現在もいかないといけないということで、ある程度清掃したらですね、汚れが落ちるのが確認できておりますので、その看板に関しては清掃とですね、ちょっとした補修と伐採をして、またしばらく使いたいなというふうに考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

近いうちに何らかの形で3番目のサンセットマップ、このマップもしょっちゅう、国直の上にありますね。それもしょっちゅう車を止めて見られている方を何度も目にしました。そういったことを踏まえて、先ほど展望所は埋立て、私は埋立てとは言っていない、ちゃんと梁でも建ててですね、5、6人の人が展望できるような、そんな難しいことは私はここに造れとは言っていない。やっぱりいろんな方法があると思いますよね。そういったことを踏まえて、危険性が少ないところにやっぱり思勝湾を眺める場所、海を眺める場所はほかの住用、他の市町村を言ったらいいかなですね、海の近辺を走る交流人口の方に対しては、大切な場所、休憩する場所だと思いますので、そういったのを村的に予算がなければ県に要望するなり、そういった形で話を進めていてもらいたいんですが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

現在、村長の答弁にもありましたように、県のほうに魅力ある観光地づくり事業ということで、要望して確定している場所が戸円地区と、今里地区にありまして、まずはその公園の整備状況を確認しまして、次に新たな場所というふうに村では考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

是非ですね、戸円今里まで行かれたら、もう大和村を半分以上見ておられるわけですから、国直から津名久あたりの最初に大和村に入ったときに、ああすごいね、何かあるねという形で思わせるような場所にですね、検討して行ってほしいと思いますが、是非お願いできますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

先ほどの看板のお話でよろしいでしょうか。今この宮古崎トンネルが開通しまして、今まだ道路の工事をしている最中なんですけれども、県のほうでですね。そこに実はまだ魅力ある観光地づくり整備事業ということで、そこに看板の設置をする予定であります。その中身については、宮古崎はこちらですとかいう看板を設置する予定でございますので、その辺も含めてトータル的に来年度全体の看板を見ながらですね、どこに新たな看板を設置するか、案内板を設置するとかいうのは考えていきたいというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

是非ですね、交流人口、村内の若者対策、中心にですね、皆様が図っていければうれしいかと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可いたします。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。6番、勝山です。傍聴にお越しいただいてありがとうございます。コロナ感染支援策の強化充実を求めて、前回の一般質問にて島外での後遺症治療にあたる場合の宿泊費の助成を要望したところ、今回の補正予算にて宿泊費が新たに新たな支援制度後遺症治療宿泊費助成を設けていただき、お礼を申し上げます。

感染者は約10日間の療養待機を余儀なくされ、働きに出ることができずに収入減に見舞われる場合もありますが、感染療養者見舞金などの支援金や食料品、日用品支援など経済的な支援策を打ちだすべきではないでしょうか。

年代別の感染者数とワクチンの接種率はどのようになっていますでしょうか。

村民の回復者の中には、倦怠感や味覚症状などの後遺症を訴える方もいらっしゃいますが、後遺症の発症状況はどのようになっているのでしょうか。また、後遺症治療の支援体制の強化を図っていくべきではないでしょうか。

4回目のワクチン接種について、基礎疾患の対象項目を活用し、18歳以上60歳未満の方の接種を推進するべきではないでしょうか。

次に、昆虫など生物持ち出し禁止対策の強化を求めて。現行条例等の規定の網をかいくぐり、昆虫トラップでの規制対象外種や規制区域外を狙った大量捕獲による生態系への悪影響などが指摘をされておりますが、持ち出しやトラップ設置を全面禁止にするために、条例等で規制の強化を図るべきではないでしょうか。

次に、国立公園ヒエン浜沖での海砂採取中止を求めて。昨年の第3回議会定例会の一般質問に対して、村の意見を記す副申書を県に提出をする前に、漁業者との意見交換の場を設けることを約束をすると答弁をされておりますが、どのようになっていますでしょうか。

最善の方策は採取地に分散化であり、今後は鹿児島県、奄美漁協だけでなく、採取業者に対しても採取地の分散化等について要望を行っていくと答弁をされておりますが、どのような要望活動を行い、その結果はどのようなものであったのでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目のコロナ感染支援策の強化充実についての1番目の、感染療養者に支援金や見舞金、食料品、日用品支援など、経済的支援策を打ち出すべきではないかとの御質問でございますが、現在、コロナ陽性者に対する療養期間につきましては、症状のある方は10日間から7日間へ短縮され、自宅待機要請も緩和されたところでありますが、やはりその期間に収入に影響がある方もおられると考えられます。そのため、これまでも国や県などにおいて生活、雇用、学業など、多岐に渡る分野において給付金や手当等の支援が行われておりますが、本村におきましても見舞金という形ではございませんが、経済支援につながる独自の施策を講じているところでございます。また、食料品や日用品の経済的支援についてでございますが、支援を必要とする方に対しましては、基本的に県が聞き取りを行う中で食料支援を行っているところでございます。村といたしましては、それを補完するという位置づけで県から要請があった場合や、御本人から相談があった場合につきまして、必要に応じ食料品や日用品の調達支援を行うことで対応をしております。

次に、2番目の年代別の感染者数とワクチン接種率について、どうなっているかとの御質問でございますが、村内における年代別の新型コロナウイルス感染症数につきましては、8月末時点で10代未満が21.9%、10代の方が11.1%、20代が8.3%、30代が12.5%、40代が12.8%、50代が12.2%、60代が9%、70代が5.9%、80代が4.5%、90代以上が1.3%となっております。

また、年代別のコロナワクチン接種率についてですが、それぞれの接種回数、年齢ごとの内訳としましては、5歳から11歳までで2回接種を終えた方は29.5%、12歳から59歳までで3回接種を終えた方は78.3%、60歳以上で4回接種を終えた方は68.6%となっております。

次に、3番目の後遺症の発症状況と後遺症治療の支援体制強化についての御質問でございます

が、新型コロナウイルス後遺症につきましては、疲労感や息苦しさなどが何らかの症状を長期にわたり呈している方が全国的に一定程度存在するといわれておりますが、その詳細につきましてはまだ不明な点が多い状況でございます。大和診療所の状況について申し上げますと、今年8月末日までに大和診療所にて新型コロナウイルス感染症と診断された方が271名のうち、後遺症と診断された方は1名となっております。後遺症治療の支援体制についてでございますが、後遺症治療に係る費用面につきましては、既存の制度の中でも傷病手当金等や任意保険における医療給付などが受けられる場合もございますが、基本的に治療に関する医療費につきましては、通常の病院受診時同様、各自が加入しております保険制度内で行われている状況でございます。そのため、本村におきましても後遺症治療に係る直接的な支援は予定しておりませんが、関連する独自の施策といたしまして、後遺症による島外医療機関受診時の旅費及び宿泊費の助成を行っているところでございます。

次に、4番目の18歳以上60歳未満の方の接種を推進するべきではないかとの御質問でございますが、現在、4回目のコロナワクチン予防接種対象者として、18歳以上60歳未満の基礎疾患がある方も対象となっております。そのため、本村におきましては3回目の接種を終えました18歳から60歳未満の方、全てに個別通知を行うことで周知を図り、基礎疾患に該当する方からの申請による接種ができる体制といたしました。接種はあくまでも御本人の意思によるものでありますが、8月に行いました4回目のワクチン集団接種におきましては、申請者数30名のうち21名の方が接種を行っております。また、その機会に接種ができなかった方につきましては、8月下旬に再度個別通知を行い、大和診療所を含め6カ所の医療機関で接種ができる体制とし、対象者の接種を推進しているところでございます。

次に、2点目の昆虫など生物持ち出し禁止対策の強化についての御質問でございますが、現在、大和村では国や鹿児島県の関係法令及び大和村希少野生動植物の保護に関する条例によりまして、希少な生き物の捕獲等を禁じ、その保護に努めているところでございます。しかしながら、一部のマナーを守らない人たちが法令の網をかいくぐり、奄美の生き物を捕獲し、持ち出す事案が発生しております。対策といたしましては、奄美大島5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会では、環境省や警察など、関係機関と連携をし、定期的にパトロールの実施や監視カメラを設置し、その対策に努めております。

採取を規制する条例につきましては、大和村だけではなく、奄美大島全体で制定する必要がありますので、現在、協議会で制定に向け検討をしているところでございます。

次に、3点目の国立公園ヒエン浜沖での海砂採取中止を求めている御質問でございますが、まず最初に、意見交換会の場の設定についてでございますが、役場のほうからそのような場を設けることはいたしませんでした。理由といたしましては、昨年の12月5日に防災センター講堂におきまして、奄美漁協大和支所の正組合員と準組合員の合計41名が出席をし、奄美漁協から離脱を促されていることについての意見交換会が開催されました。この会には勝山議員も漁業者の立場で出席をし

ておりますので、その内容については御存知だと思います。意見交換の中では、海砂採取についてもかなり白熱した議論がありましたが、最終的には奄美漁協から離脱するか残るかについて27名の正組合員による投票が行われました。投票は離脱反対が22票、離脱賛成が5票であり、多くの組合員がこれまでどおり奄美漁協大和支所として残ることを選択した結果となりました。これは、奄美漁協に残るのなら、今後、奄美漁協の運営方針に従うということであり、意見交換会の中でもそのような話がありました。奄美漁協におきましては、その運営のために海砂採取をさせており、大和支所の組合員もそのことに同意するという結果であるとの認識から、村といたしましては意見交換の場を改めて設定する必要はないと判断したところでございます。

次に、関係機関への要望についてでございますが、これまで県や奄美漁協に対し、賦存量調査の実施や採取地の分散化について要望を行ってございましたが、賦存量調査の実施も新たな採取地の選定も採取業者が行うものであるとのことでありましたので、昨年10月6日に奄美市の採取業者へ直接出向き、要請を行ったところでございます。

内容につきましては、採取地を分散化するために新たな場所を選定できないのか。また、戸円沖の採取量の削減はできないかなどでありました。採取業者のほうからは、奄美漁協大和支所の状況は把握しており、採取量を削減していくように計画をしているが、賦存量調査や新たな採取地の選定にはかなりの予算がかかるため、現段階では困難であるということでもございました。また、戸円沖の採取量の実績につきましては、令和元年度3万2,800m³、令和2年度2万1,600m³、令和3年度1万5,200m³と削減をしてきており、令和4年度の採取予定量につきましては、1万4,400m³と削減されているようでございます。また、令和2年度までの3業者が戸円沖で採取をしてございましたが、令和3年度からは1社が撤退し、2社で採取をしている状況であり、奄美漁協といたしましても海砂に頼らない運営に少しずつ変わってきているのではないかというふうに感じているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（勝山浩平君）

コロナの支援策強化から伺いますけど、前回、6月も質問をさせていただきましたが、今回も取り上げて申し訳ないという思いがあるんですね。今は本当、コロナ禍の対応で忙し、超忙しい多忙な中ですね、質問させてもらいましたけど、前回やって、今回までの間に村民複数名から相談、疑問の声があったもので、今回質問をさせていただきます。前回、コロナの相談窓口の設置を提案しましたが、その窓口はどのようになっていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

コロナに関する相談窓口でございますけれども、特にコロナ感染症自体に関するものについては、名瀬保健所あるいはかかりつけ医ということで日頃から周知をさせていただいております。ですが、保健福祉課のほうでもどこに相談してよいか分からないというようなことについては、当然

受付をさせていただいておりますので、窓口としてその辺にも対応させていただいているところがございます。

○6番（勝山浩平君）

保健福祉課が窓口であるという村民への周知、9月に入ってから村民からあったんですね。感染、濃厚接触者になったんですけど、大和村はどこに相談をしたらいいんですかねというのがありました。周知の頻度もあるでしょうけど、周知の方法をまた再度検討させていただいて、定期的にこの収束が収まっていくまでの間ですね、村民に周知をしてもらいたいと思っていますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

コロナと一口に言いましてもいろいろな内容の相談が、やはり多岐にわたるというふうに思っております。ですので、細かい相談につきましては、各課でもしかして担当する場所が違うかも分かりませんが、保健福祉課のほうでもどのような相談がしたらいいか、どこに相談したらいいか分からないということには、当然受付をさせていただいておりますし、あるいは診療所であったりですね、あるいはかかりつけ医、その他のかかりつけ医のほうから情報があることもあるかも分かりませんが、そのようにしております。あとはチラシを配布させていただくというようなお話を以前させていただいておりますけれども、今回、補正の関係もございましたので、その時期を終えて配布ができるようにということで、9月中にはそういった相談窓口も含めた形のチラシを配布させていただく予定でございます。

○6番（勝山浩平君）

1回2回して終わりじゃなくてですね、やっぱりそういった感染の時期になってきましたら、感染が増えた場合にはたまに定期的にはそういった周知を図っていただきたいと思います。

食料品等の物資の支援ですね、生活物資の支援のこれまでの実績はどうなっていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

物資の支援の状況でございますけれども、県から要請があったというケースは1件もございません。あと御本人から食料ではないのですが、生活物資の支援の相談ということで1件ございます。あと何かそういった支援がないのかという問い合わせを含めて2件ということでございます。

○6番（勝山浩平君）

前回質問させてもらったときに、保健所からの県からの協力要請があれば、本村の物資の支援ができるように、備蓄品等で考えている。また、相談があれば職員が買い物代行で買い物をして来るという計画を持っているとありましたが、前回の議会の後に、8月にまたピークが来て今に続いているんですけど、その中で、食料支援、県に電話したら、県はそのときもう大変な状況で手に負えない。役場に電話をしたら、役場は担当のほうでは分からない、保健所に電話してくれと言われた。保健所でできないと言われたんですよと思った、言われたと伝えたという話がありました。6月の答弁と若干大和村の体制が違うなと思っておりますが、今、食料支援体制、再度確認しますけ

ど、どのようになっておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

コロナの感染者数が非常に増えた時期につきましては、県から通常スムーズに行われておりました食料支援が、少し時期が滞ると、あるいは数の制限があるという時期はございましたけれども、現在におきましてはほぼ御希望があればそのとおりに、少し台風等も含めて遅れることはあるけれども、御希望があれば対応しているというふうに伺っております。村のほうに対応につきましても、基本的には県からの要請を受けて、それを補完的に行うという位置づけでやっておりますけれども、実績といたしましては、勝山議員がおっしゃったように、必要な方については職員が代行で買い物を行った支援というのが1件ございます。あともう1件につきましては、緊急、聞き取りによって緊急を要する、あるいは諸事情によりまして食料支援を行ったというケースが1件ございます。

○6番（勝山浩平君）

買い物代行についても、職員がやっていただけるという話ではあったんですね。でも村民が困っている方が電話をしたら、村内の民間団体がやっていますから、そこをお願いをしてくださいと言われたそうです。ですから、庁内でも、本村はこういった体制を取っているんですね、ですよというのを、職員の中でそういった考え方の共有をしっかりと図っていただきたいと思います。また、鹿児島県も食料支援行っていますけど、本村のそういった食料に、物資に困っている方がいたら、独自でも支給ができるような体制、その準備を進めていただきたいと思います。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

我々が前回議員の皆さんに、こうして報告をさせてもらったのは、実際は、この感染症はあくまでも県が感染者を把握して食料支援もするという事になっているものですから、我々も県から来ない限りはできないと、だけど困っている人が周りにいるんだったら、我々独自でもしなければならぬんじゃないかということも、今回、担当課のほうとして反省をしたところでもございます。ですので、我々も村が出しやばってできないというところが、この感染症にはあるものですから、もう少し今回の8月から急激に感染した状況の中で、やっぱり身近にできるのは、やっぱり我々役場のほうでしたほうが早いんじゃないかなということも、我々も反省しながらですね、対応策をしっかりと、我々が思っていたのは、県がやるということがあったものから、そこは県が対応しているんだろうという我々認識で、買い物手伝いは民間の方をお願いしようということの流れでやっただけですけど、そこがちょっとまだまだしっかり確立されてないところもありましたので、今回を反省点にですね、しっかり対応させていただきたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

支援物資のサポートもよろしくお願いいたします。支援金ですね、見舞金と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、答弁では労災保険とか、保険組合の疾病手当というのがありましたけど、労災保険、休業補償8割、疾病手当4日目から3分の2となっておりますが、この本村で感染をした方

で働いている方の中で、この労災、既存の労災保険制度とか、健康保険組合、国保とかの疾病手当の支援の対象から漏れている方もいらっしゃるんじゃないですか。事業所によっては福利厚生等の問題もあるでしょうし、村民に漏れている方はいませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

漏れている方がおられる可能性はありますが、数については把握をしていないところでございます。

○6番（勝山浩平君）

先ほどから支援制度の周知ですね、支援物資に関しても、この経済的な困窮に関してもですね、やはりその村民に本当に周知しないといけない。そういった制度があるのは分かります。けど、村民が知らなければ意味がないんですよね。村民に分かりやすく周知をするような方法を是非検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

おっしゃいますように、その制度についてはたくさんあるにも関わらず、やはり細かいところまで全部把握するというのは、非常に困難というふうに考えております。そのため、先ほども申し上げましたとおり、今月中にまずチラシという形で周知をさせていただきたいと思います。ホームページですと、見る方にやはり偏りがあったりということもございますので、必ずお手元に届くようにということで、まずチラシの配布というのをさせていただきたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

村長の答弁の中に、独自の経済的な支援策があるとおっしゃっていましたが、どのような内容ですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

例えば、直接的にということではないということをお願いしておりましたけれども、例えば今議員がおっしゃいましたような、そのような手当金であったり、そこは独自といいますか、村のほうでも国保対象、あるいは後期高齢の方も対象になるという意味での制度でございますけれども、あとは島外の医療費に係る助成であったり、あるいは商品券の配布であったりと、何らかの形で経済的支援につながるようにという意味でございます。

○6番（勝山浩平君）

今おっしゃった国保の方、後期高齢者の方、どれぐらいの手当、休業補償がありますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

休業補償につきましては、従来の国保、あるいは後期高齢以外の方で、従来からあります傷病手当金と同じ形で給与の3分の2を目安にということで制度設計されているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

手当は支給すべきだという考え、全体で質問させてもらっておりますので、役場職員、会計年度任用職員が感染して仕事を休んだ場合に、同じく待遇はどのようになっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

会計年度任用職員のコロナに感染した場合、そしてまたコロナに感染せずともですね、同居家族の感染に伴って濃厚接触者認定された場合はですね、給与有りの特別休暇扱いとして、その職員の日当を付けている状況でございます。そのほか、また国のほうからも令和2年のコロナ感染が広がり始めたときにですね、通知のほうがございまして、そのほか、今言った感染者、そして濃厚接触者認定のほかにはですね、例えば学校が休校、保育所が休園になった場合、保護者、どうしても子供の面倒を見なければいけないとかいった場合も、特別休暇の扱いとして対応を図っているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

支給してもらいたいというのは前提ですからね。ということは、役場の職員、会計年度の方がなった場合は、給与は変わらないということですよ。

○総務課長（政村勇二君）

そのとおりでございます。

○6番（勝山浩平君）

午前中前田議員からもありましたけれども、物価高騰で本村の民間企業の方で働いている方、よくて8割、休業補償、傷病手当よくて3分の2、4日目から、2割減って3分の1減るんですよ。物価高騰があって、追い打ちですよ。実際に、コロナ交付金というのが国が作って、補正でもありましたけど、実態に即した支援というのは、実際仕事に行けなくてお金が減ってくる、物価が上がって買い物も大変だ、そういった方々へのまずそこが優先じゃないかなと、私は感じるんですよ。ですから、奄美の市町村の中には、3万円支給とか、見舞金やっているところもありますし、子供、以前本村がした島外の大学生、高校生に対しての支援金という、本当に直接的な経済的な支援をしているところ、自治体もあります。今回、首相がこの交付金の増額6,000億円という数字が出ていますけど、増額を表明をしております。今後、このコロナ交付金、物価高騰対策交付金がまた支給があった場合には、直接的な現金支給支援制度、そういったのが必要ではありませんか。それが村民が仕事に行けずに困っている実態に即していると思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

新しい交付金がまた決定しまして、内示とかきましたら、やはり今回と同様にですね、各課に事業要望を実施して事業内容を決定したいと思っています。まず、時期的にいつになるのか、その時期がどういった状況にあるのか、コロナがどういった状況になっているのかによっても変わってくると思いますので、その辺は実際に交付決定が来ました段階で中身を検討させていただきたいというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

私たちも報酬をもらっていて影響はないんですよ。前田議員もおっしゃっていましたが。役場の皆さんも影響はないということでしたけど、民間の方は間違いなくあるんです。そういった実

情をよく調査をしていただいて検討していただきたいと思います。

ワクチン接種、特に子供たちですね、鹿児島県内でも亡くなった方が2名いらっしゃいますが、5歳から11歳症に接種、2回目29.5、12歳から19歳、3回目、これは先ほどありませんでしたね。この5歳から11歳と12歳から19歳、子供たちのワクチン接種の状況が、国や県と比較して本村はどのような状況ですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

年齢別の正確な数字というのはいないんですけど、県内で比較したものというのは情報がございまして、それと比較しますと、本村はいずれの市町村よりも若干な高めということでございます。

○6番（勝山浩平君）

子供たちの保護者は副反応への懸念等があり、また有効性、重症化、予防にもメリットが大きいと県の医師会等も研究声明等を出しておりますが、今後ですね、小児接種はファイザー製が3回目、国内でも承認されましたが、予防接種法の改定もありましたよね。子供たちが、また保護者が安心して接種を受けれるように、情報を丁寧になお一層提供してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

予防接種に関しましての情報というのは、世界レベルでエビデンスという科学的根拠に基づいて行われているというのがベースでございますので、独自でその数字をどのように変更させてというわけにもまいりませんので、基本的には国からいただく通知をそのまま発信するということになるかと思います。方法といたしましても、対象者に全員個別で通知をさせていただくようにということで、チラシなども同封しまして丁寧に御案内をするということを考えております。

○6番（勝山浩平君）

後遺症1名、前回と一緒でしたね。8月9月から本村でも爆発的な感染が起こっていますが、後遺症、周りにかかった方も何人か、友人とかいるんですけど、倦怠感とか訴えている方は、けっこうやっぱりいますよ。倦怠感が後遺症であるかどうかというのを、多分情報として持っていない可能性があります。情報提供、何度も申し上げますけど、後遺症はこういった症状ですよというのを、さらに今一度村民に周知をして、後遺症で困っている方がいたら相談をしてくれ、またこういった支援制度がありますよという周知徹底を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

その後遺症に関しての周知についてお答えします。県のほうで出しています新型コロナウイルス感染症の後遺症について、これは後遺症を受けられる医療機関も載っているホームページがあります。その中のリーフレットの中に、後遺症とはどういったものか、それと後遺症チェックシートというシートもあります。それによって自分の症状がどういうものであって、症状の程度はどれくらいであるのか。じゃ、その数値によってこれは医療機関、かかりつけ医、そこら等に行くべきなのか、もう少し経過観察をして、治癒を待ったほうがいいのか。そこらあたりもデータもありますの

で、このデータ自体が村のホームページのほうにも飛ぶようになっています。そこで把握するのか、それとも状況によってそこらあたりを紙ベースとして全世帯に周知させるのか、そこはまた関係機関と協議しながら検討していきたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

もう1点ですね、後遺症の診療する診療先、診療機関、医療機関ですね、まだ少ないんですけど、最近は専門に治療する病院も出てきておりますが、そういった診療先を調べていただいて、後遺症の方々に情報提供をしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

そのコロナ感染症の後遺症に関して、いろんな症状があります。呼吸器症状、循環器症状等で、約九つの症状によって分類分けされています。その症状ごとに県内でどこで診察できるのかということで、奄美大島に関しては、その九つの症状で大体四つから五つの医療機関が登録されています。先ほども申したんですけど、県のホームページからも見れます。それと村のホームページのほうにも、そのデータを貼り付けていますので、そこらあたりで見ることができます。診療所の現状としましては、まずその後遺症を診療できる医療機関として、大和診療所はその九つの項目、九つとも一応登録をしている。まずは各症状において診療所を受診していただき、診療所で診療できるもの、それ以外のものに関しては専門医療機関へ紹介状等で紹介していくということで、形を取っています。この医療機関というのは、流動的なものになると思うんですよ。だからそれをその都度ということになるのか、それとも奄美地区内の診療機関を別として周知させるかというのは、またそれも検討していくと思います。

○6番（勝山浩平君）

ネットで情報を得る方は多いんですよね。ホームページですよ、おっしゃっている。今、鹿児島県をはじめ大概の市町村のホームページのトップはこのコロナです。コロナの感染状況とか支援体制とか。本村のホームページに掲載があるかもしれませんが、ぱっと見た感じじゃ分かりにくいんですよね。ですから、こういった状況ですから、ホームページの内容改定、村民がアクセスしやすいような内容に変えていく必要があると思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

ホームページの掲載につきましては、今まで緊急情報ということで、例えば、公共施設の閉館だったり、使用制限とか、その辺を掲載しておりましたけど、今後は先ほど議員がおっしゃったようなのは、感染者等への案内も含めて、ホームページを担当課と協議しながら、掲載できる分は掲載していきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

4回目接種、8月下旬に再度通知をしたということでありましたが、そこには18歳から59歳の方も含まれておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

そこにつきましては申請があった方のみということ、18歳から59歳の方につきましては、それまで申請があった方にのみ通知をしております。

○6番（勝山浩平君）

8月の19日に相談ごとが寄せられまして、18歳から59歳の間の村民です。喘息を持っている。喘息は疾病、基礎疾患に当たりますよね。ですけど、1回目通知が届きました、18から59。そのタイミングで申請をしてなかった。申請をちょっとうっかりしてできなかったという方がいました。でも、ワクチン接種は受けたい。役場に電話をして相談したらいいですよと伝えましたが、遠慮してできない。そういった方もいらっしゃいますので、もう一度18歳から59歳の村民で、1回目の申請をしていない方に再度通知をできませんか。特に今、奄美市とか龍郷町は新聞で広告を、4回目の接種の広告を出していますけど、自己申告でやっていいですよと書いてあります。医者判断ではなくて、基礎疾患に関して。大島郡の医師会も以前、地元の新聞紙で自己申告で積極的に摂取、申請をしてくださいという記事が掲載をされましたが、今一度その年齢層の方々に通知をして、ワクチン接種を推進をしていくべきではありませんか。実際、遠慮して受けられない、受けたいけど遠慮しているという方がいらっしゃいます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

通知につきましては、皆さん平等に行っておりまして、できるだけ漏れがないようにということと、させていただいておりますのと、議員もおっしゃってございましたけれども、通知、申請時期を過ぎましても、何名の方からは接種ができないのかということで、それは接種をする方は可能ですよということでお答えをさせていただいております。遠慮なさらずに、是非受けてくださいと言いたいところなんですけれども、通知の方法に関しましては、個別なのか、あるいはホームページに掲載するなどですね、先ほどの答弁にもありましたが、そこも踏まえてもうちょっと協議をさせていただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

通信費などの予算が伴いますけど、なるべくでしたらもう最後ですね、今後に備えて通知をしていただけたらありがたいんじゃないかなと感じます。

次、昆虫トラップの禁止ですね、今、自然保護協会、協議会などで、全体で制定を検討中ということでありましたが、現在、どの時点になるのか。目標は奄美大島、奄美5市町村、また徳之島3町、ともにその規制を強化する条例を作ることが目的なのかどうか伺います。

○企画観光課長（早川勝志君）

まず、私どもが加入している奄美大島の自然保護協議会、5市町村の中でですね、話になっている、まず、目標としましては、やはり、まずその違法な採取の撲滅がまず大前提となっているかと思います。その中で、例えば国立公園内だけなのか、それとも今規制している植物だけにするのか、その辺も含めてですね、協議会の中で打合せをさせていただいているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

撲滅のために、その市町村で共通した強化するための条例を作ることが目標ということですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

条例で、最終的には条例という形になると思うんですけども、現在もっても例えばセンサーカメラの設置ですとか、自然保護協議会にいるパトロール委員が毎日パトロールしておりますので、その辺も含めた形で、最終的には条例になると思うんですけど、そういった形で私どもは協議をしている最中でございます。

○6番（勝山浩平君）

パトロールをしていますけど、保護地域、保護地区とかではなくて、規制はできません。注意をお願いぐらいしかできません。その昆虫の種類とか、区域外だった場合にはですね。本村のガバメントクラウドファンディングで水辺の広場のトンボとかカエル、希少な動物を守るための誇らしい事業を行っております。奄美で一番高い奄美岳、湯湾岳を有していて、本村が率先して取り組んでもらいたいという思いがありまして質問させてもらっていますが、条例、本村の条例、先ほども説明がありましたけど、野生生物の保護に関する条例、ありますよね。2条、条例で定める生物を捕獲伐採などしてはだめですよ。4条、保護する保護地区を指定することができる、村長は。7条、村長は状況を把握し、施策を講じ、実施する努力をしなければいけないとありますが、今、本村がこの条例、既存の条例、少し一部改正をするだけで、例えば昆虫とか、植物の対象を広げる。保護地区の対象を広げることによって、かなり規制を強化することができると思いますけど、本村が先んじてこの条例改正によって奄美の希少な昆虫や植物を保護するための取り組みをしていくべきではありませんか。

○企画観光課長（早川勝志君）

村長の答弁にもありましたとおり、まず大和村単独でするよりもですね、5市町村で連携してするほうが、例えば空港で違法採取した動植物を持っていた場合、どこから取ってきたとか分からないということになりますので、できれば5市町村で同時に条例を制定したほうが、より効果的になるものだというふうに考えているところでございます。今の既存のですね、本村の希少野生動植物の保護に関する条例もですね、活用しながらやっていくんですけども、今現在、大和村においてはですね、あまり盗掘と言いますか、トラップの設置のという情報がですね、あまり入っていないのが現状でございます。

○6番（勝山浩平君）

トラップの情報が入っていないということでありましたけど、山に行っている皆さんから、そういった情報、意見を聞いたことがありますか。令和3年7月に保護地区で1件ありましたよね。私たちが気付かないだけで、結構山の中、網持っている方が歩いていますよ。その方が昆虫トラップしているかどうか分かりません。そういった情報収集を正確にした上で、やっぱり考えていかなければいけないと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

私どもが掴んでいる情報で同じ情報だと思うんですけど、昨年の7月にですね、2件ほどトラップの疑い、トラップというのが情報が入っておりまして、その以前にもですね、ライトトラップとか、そういう情報もあります。その辺は活用しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

何回も申し訳ありませんね。本村は本当にトンボとかカエルを守るために、池を集めて、資金を集めてやったり、今、いい条例があるんですよ。そこをちょっと変えるだけで、まず本村からやっていくことができる。5市町村がその条例を作るのはいつぐらいですか。1年後だったら1年間の間に結構やられてしまいますよ。まず、どこかの自治体が先んじてやるべきだと思いますけど、いかがですか、本村が。

○村長（伊集院 幼君）

担当課のほうから答弁がありましたように、横の連携を図りながら一斉にやっていくということで、希少種の保護条例も策定をさせていただきました。今現在、いろんな盗掘があったり、希少種の持出しがあったりとかいうことで、それぞれの環境省と県と、今こうしてタイアップしながら、我々も取り締まりを協力してやっておりますけれども、議員の今の御質問にありますように、我々もしっかりですね、早目の条例制定を向けてですね、もう時期がずれるとやっぱり希少種がいなくなる場合もございますので、我々も早く横並びをしながらですね、取り組みをさせていただきますから、よろしくお願いします。

○6番（勝山浩平君）

本村が率先して進めてもらいたいと思います。海砂伺いますね。答弁聞いてびっくりしましたけど、去年の12月、本村の漁業者との意見交換会、そこでそのような意見があったということでありましたが、私は参加しました、確かに。そのような意見があったとは、私は海砂に関してですね、そうは捉えてないんですけど、その会議ではどのような発言があって、どのような内容だったんですか。意見交換会の場でそういった決を取るというのも、変な話じゃないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

意見交換会で決を取るというのは、我々が主催した意見交換会ではなくて、漁協側でございますので、その会議の運営については、私は分かりませんが、話し合いを持つ必要がないと判断したというのは、まさにその意見交換の内容が、海砂採取反対か賛成かについていろいろ熱い議論がありました。勝山議員がよくおっしゃる22人中17名が、半数以上が採取反対。それは漁民ですから、採取反対の方が多いのは理解できますけども、同じ採取反対でも、その意見交換会の話の内容を聞いていると、一つの考え、3種類ぐらいあると。どこで取ろうか、何を取ろうか、絶対反対というのは、勝山議員を含めそういう考えもありました。今の状況、今奄美漁協大和支所であって、海砂の補償費が奄美漁協に入って、その目に見える恩恵がないからいやなんだという方もいました。できれば脱退したい。脱退したいけど、脱退したら運営が、今反対ですが、運営が厳しいから砂を取ら

せなければならぬという話もありましたので、そのようなことを含めて、将来的には離脱したいけど、今は話が急で準備ができないので、大和支所として奄美漁協大和支所として残るのが22対5の投票の結果だったと思いましたので、行政としてこれまでのように業者、奄美漁協に対して強く言うのは、ちょっと組合員の方にも、考えとも少し違うのかなと感じたところでございます。

○6番（勝山浩平君）

意見交換の場で離脱という話が出たときに、びっくりしているんですよ、突然だったので。私は離脱反対に入れました。この大和村は抜けてくれという話は、今までの経緯がありますが、誰が最初に言ったか、御存知ですか。奄美漁協の組合長が言ったんですよ、総会の中で。砂を取らせなければ、大和村は抜けてくれ。そういったのがありました。今回の意見交換会、急にそういった話になって驚いている方もいて、それで三つに分かれました。だったら大和村で独立して、大和村で砂を取らせて、そのお金で漁業振興に使おうという方、もう賛成、もう全然、砂取り大丈夫ですよという方、僕みたいな全く反対の方、それで三つになったんですよ。漁業者は議会広報紙とかユーチューブとかみていますからね、村民は。本村の考えとして、漁業者との意見交換会をやるというのを約束すると、前回、言っているんですよ。その前も場を設けますと言って、できなかったで謝りました、お詫びがありました。今、そうやって賛成、反対の漁業者がどう思っているかって、大和村がうそをついたとしか思っていないよ。漁業者の意見が一番だと、ずっとおっしゃってききましたよね。それは今も変わりませんか。

○村長（伊集院 幼君）

我々がその当時に答弁した中では、お詫びを申し上げたと思います。我々も報告を受けたのは、その話し合いが離脱するかしないかということは、もう離脱しないということは、もう最初に賛成だということで、私も報告を受けたもんですから、そのような対応でいだろうということで判断をしました。議員のおっしゃるとおり、我々が漁民の意見を聞いてないわけじゃなくて、漁民の意見がこのように結果になったんだということを我々はちょっと解釈したもんですから、このような形になりましたけれども、我々が再度ですね、今後のことについて、我々も奄美漁協と採取業者にも出向いて話を聞いていますので、その中で取るか取らないかは、これは漁民の考えにかかっていますので、我々は意見を聞くということは再度約束させていただきたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

是非漁民の意見を聞いて、賛成の方もいらっしゃるんですよ。奄美漁協の経営は厳しいというのも分かります。でも漁業者というのは、海で頑張ってお金を稼ぐ。これは漁業者であって、砂を売るのは違いますよ。漁業をしやすい環境を作るために海砂を止めてくれ、魚の稚魚が産まれない。濁って漁ができない。そういった環境があるので、水揚げを上げたいから止めてほしいというお願いをしているところなので、是非漁業者の意見、正確な意見というのを把握していただいて、来年度県の副申書には反映をさせてもらいたいと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

終わりですか。これで、勝山浩平君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。3時35分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時35分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、藏 正君に発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。一般質問を申し上げる前に、去る6月8日、母が他界した際に皆様方から身に余る御厚情を賜りましたこと、改めまして御礼申し上げます。私事を本会議場に持ち込むことを躊躇し、6月議会では申し上げませんでした。振り返りまして小川先生を中心に母逝去に携わる間の看取りの在り方についてのミーティングの開催や、家族の不安に配慮した看護師の対応など、大和診療所の皆様方の親切丁寧な心遣いに癒される中で、母とのかけがえのない時間を過ごすことができましたことと、村当局が取り組む集落長屋構想の一端が垣間見え、議会人として感動さえ覚えたことをお伝えしたく、申し上げるものでございます。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、一般質問を申し上げます。どうしたら村民の生産意欲が向上するのだろうか。抽象的で分かりづらい通告になっていると思い、通告書に私なりに本村の現状について書いてみましたが、ますます分かりづらくなっていたらすみません。

大和村が大和村らしく存続していくためには、何が必要なのかと考えてみたときに、私は村民が意欲を持って何らかの生産を継続していくことだと考えました。意欲とは、自発的に積極的に何かをしたいと思う心の働きと書いてあります。すなわち、生産意欲の向上とは、村民が光り輝き続けるために必要な条件であり、その生産力、生産意欲こそが本村の自力であり、存続のために必要不可欠な要因と言えます。生産といえば、農産物や工芸品、加工品ばかりでなく、サービスの向上や子作りの意欲も含まれます。大和村はこれまでも農業者支援策を抱負に実施し、農家の生産意欲を維持させてくれています。さらに、子育て対策や定住促進策により、人口が減少していく中でも生産年齢人口が確保され、今後の小学校の入学児童数も増加していく傾向にあるというのは、これまでの取り組みが評価されたあかしであり、村当局職員の方々の努力の結果だと敬意を表すところであります。

今回質問するのは、村当局職員の努力不足を指摘するのではなく、これまで講じてきた支援策とは違う、ある種の機能を構築する必要性について伺っています。これまでの支援策は、あくまでも村側からの支援であり、村民が自主的に意見を出し合って構築してきたものではありません。自由

な発想で計画を立てて、試作してやり直して、実践してまたやり直して、PDAサイクルみたいなことを繰り返すうちに、特別な商品ができあがります。同時に、どうやって宣伝し、どこで売るのかも検討します。自分たちで企画し実践することで、これまで見えなかった課題が浮き彫りになり、解決に向けた新しい取り組みが始まります。みんなで開発した商品に使う原料の生産を農家に依頼し、目的のある計画されたものづくりが始まります。加工を手伝ってくれる仲間が集まり、新たな発送が生まれます。子供たちにも活躍してもらいましょう。子供たちが書いた生き物の絵をプリントし、Tシャツを作り販売します。いやらしく儲けを狙うものではなく、収益は村の自然保護に利用し、教育資金に還元します。子供たちのおかげで島が守られていくことで、子供たちが自信を持ちます。このような仕掛けを企画する環境づくりが必要だとは思いませんか。伊集院村長、あなたはこれまでにあなた自身の持ち味を十分に発揮し、新しい大和村を作り上げてきました。今後も温泉施設やクロウサギの館、集落長屋構想など、大和村はますます注目を集めていくでしょう。それこそ光り輝くと思います。伊集院村長が作り上げた舞台で大和村が、村民が光り輝き続けるためにも、村民の生産意欲を刺激し続ける企画立案機能の構築が必要だと思いますが、どのようにお考えか、答弁を求めます。

次に、住民目線の土木工事について伺います。下水道工事の現場で住民に対する配慮が欠けた行為や施工が見られ、建設課長及び職員の皆様には、指摘のたびに現場指導をしていただき、感謝しております。しかしながら、指導にも関わらず相変わらずの業者がいたり、こちらで下請けから外された業者が、あちらで下請けを受けていたり、現場指導が機能していない状況が見られています。住民目線から申しますと、役場は何をやっているのかから、変わらない状況には村の方針だと諦めます。行政の指導に従わない業者に対するペナルティ制度はないのか伺います。一度ペナルティを受けた業者は、同一集落の事業には参加できないとか、一度指名から外されるとか、緊張感のある制度の導入が必要だと思いますが、いかがでしょうか。村長の答弁を求めます。

最後に、本村における脱炭素及びSDGsへの取り組みについて、何らかの計画があるのか伺いまして、壇上からの質問といたします。村長の答弁の後、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、藏議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の村民の生産意欲向上における村民と行政が常に取り組むシステムの必要性についての村の取り組みについてでございますが、通告に示された中での質問事項と、若干答弁もちょっと前後するかも分かりませんが、答弁をさせていただきます。

村が将来進めていくべき方向性は、我々この企画観光課が主になって長期計画を立てながら、そして大和村の地方創生総合戦略を立てながら将来像を描き、進めているところでもございます。また、そういう中では、行政だけが主体にならずに、民間の視点での発想も入れながら、我々は将来像を総合戦略の中に組み込みながら、そして今は村の長期振興計画を策定中の途中でございますけれども、その中には民間と合わせて地元の高校生の意見なども反映させながら、大和村の将来をど

ういう形で目指していくのかということを示していきたいというふうに考えております。

議員の質問にもありましたように、子供たちの視点での取り組みや、いろんな形で取り組みが考えられると思いますけれども、我々もまだ取り組みに至らない部分も多々ある中で、この企画観光課の位置付けと大和村の進むべき道、まさにこの計画立案においてのことが重要視は言うまでもないと思っております。村の将来を描くためにも、我々もしっかり今後取り組みをしていきたいというふうに考えるところでもございます。そういう中では、私たちこの業務の中で、これまで以上に業務が多忙になっているのは、本当に権限移譲など、そして新たな事業が起きるたびに、我々も四苦八苦しながら少数精鋭で業務を進めていかなきゃならないというふうに考えている現状にございます。しかしながら、私たち大和村は今が待ったなしの状況にあるということは、これは人口減少を含めていろんな施策を展開していかなければならないということで、議員の皆さんの御理解をいただきながら、民間企業との協定を結ばせていただいたり、そしてまたいろんな定住促進の施策も進めていかなければならないというふうに思っているところでもございます。

そういう中では、やはりよその視点での知恵もいただかなきゃならないというところでありまして、やはり地元だけのこういう考えだけじゃなく、よそからの新たな視点での大和村の将来像をしっかり意見を伺いながら進めていかなければならないというふうに考えているところでもございまして、今現在、長期振興計画策定中でございますけれども、その中にもしっかりと外部からの視点での大和村に必要なもの、欠けているものをピックアップしていただいて、それを計画に盛り込みながら施策の中に、やっぱり生かしていくことが重要ではないかというふうに思うところでもございます。

この生産意欲という、この言葉に対しましては、どこでも使われる言葉でございますけれども、やはり地域に住んでいる方が、やはりそこで取り組んでいかなければならない、それを楽しみながら、そして地域の良さをやっぱり生かしながら取り組んでいくことが重要ではないかというふうに考えておりまして、まず、地元の人たちをまず活用しながらやっていきながら、また次の段階に進んでいくことも大事じゃないかなというふうに思うところでもございます。

今現在、このクロウサギの施設を、今進めているところで、その中でクロウサギ施設に特筆したものではございませんけれども、その含めた中での商品開発を、今民間企業の視点で一応御提案をいただくようにしているところでもございます。これは企画観光課の中での取り組みでございまして、産業振興課のほうでも今後大和村の特産品に合った商品開発にも、農業の部門での生産性の向上とあわせて、商品開発にも取り組んでいきたいと考えているところでもございます。

行政としていろいろしなければならぬ山積の中ではございますけれども、我々もしっかり今の人材でやれるところを取り組みながら進めさせていただければというふうに思うところでもございます。

その中では、やはり合同会社ひらとみの位置付けも重要になってくるわけでございまして、まだまだ合同会社ひらとみでの企画というか、実行がなかなか難しいところもありますけれども、一つ

一つこのひらとみでの活動に業務の在り方についても、今後、いろんな展開が出てくるだろうというふうに考えておりますので、皆さんの御意見を賜りながら大和村の農業振興、そしてひらとみの位置付けがいろんな業務展開が広がっていくように、村としても進めていければというふうに考えているところでもございます。

議員の御質問に全て答になったか分かりませんが、再度議員の質問から再質問で受けさせていただきたいというふうに思っております。

次に、2点目の住民目線での土木工事についての、現場での行政指導に対して変化が見られない業者に対するペナルティ制度とはどのようなものかとの御質問でございますが、行政指導に対してのペナルティ制度につきましては、特段設けてはおりませんけれども、過失により粗雑な工事を施工したり、建設業法に違反したりしたものについては、指名停止などのペナルティ処分を行っているところであり、また再三の行政指導に対しての変化が見られない業者につきましては、工事完成時の成績評点の中で厳しく評価を行っているところでございます。また、現場での業者への施工指導に関しましても、これまで口頭及び文書等で指導を行ってきたところでもありますが、発注者側の指導方法に一貫性がなく、なかなか改善がされない案件もあったというふうに思っております。

そうしたことから、今後は全ての工事に対して週間工程表の提出を義務付け、工事監督職員と現場代理人双方で情報共有を今以上に徹底することとし、監督職員の指導に従わない場合におきましては、改善が見られるまで現場の施工をさせないなどの厳しい指導を行ってまいりたいと考えているところでもございます。このことによって、現場がストップになりますと、工期内の完成も難しくなるということで、工期内完成ができないことにおいてはペナルティが課せられるということにつながるというふうに考えたおりますので、しっかりと自分たちが立てた工程について、お互いでしっかり今後とも情報を共有して進めさせていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、3点目の本村の脱炭素及びSDGsへの取り組みについての御質問でございますが、現在の地球環境は人間の暮らしが豊かになるのと引き換えに、温室効果ガス排出量が増え、海面の上昇や様々な異常気象の原因になっております。国の動向は令和2年10月に2050年度までに温室効果ガスを全体としてゼロにする。すなわち2050カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。現状、何も手だてを施さないまま、今のペースで気象変動が深刻化した場合、21世紀の後半には国内で様々な影響が生じることが予想されています。例えば、暑熱による死亡リスクや熱中症リスクの上昇、気象不安による農業不振、洪水や土砂災害の増加、海水温の上昇による自然生態系への影響並びに水産資源の流動による水産業の不振などが懸念されており、特に猛暑日、豪雨、降水日数は、ほぼ全国で増加するといわれております。このように人間の存在すら脅かしかねない過酷な環境を、将来世代に引き継いでしまうことが強く懸念される中、今一度気候変動対策の必要性を、個人や企業、自治体など、あらゆる主体が再認識し、気候変動対策を加速化させ、着実に実施していくことが極めて重要となってきました。

現在、本村では大和村地球温暖化防止実行計画を基に脱炭素計画への取り組みを推進を図っております。主な取り組み内容といたしまして、一つ、環境に配慮した製品の利用、二つ、省資源省エネルギーの推進、三つ、環境汚染を防止し緑化等の推進、四つ、建築、改修、機器更新等における環境配慮、五つ、職員等の環境保全意識の向上のための取り組みなどを実施しています。主に、役場庁内で取り組んでいるのは、昼間の休憩時間の消灯、各机上のパソコンのスリープ状態や電源オフ状態、毎週水曜日の定時退庁による照明電力の削減、冷房の適性な温度設定等を実施しております。また、平成25年度と令和3年度の8年間の大和村役場での公用車の燃料や庁舎を含めた各施設等の使用電力の数値を比較した結果、温室効果ガス排出量が約7%削減されております。今後は大和村地球温暖化防止計画の中期目標の令和12年度までに、温室効果ガス排出量26%削減に向けて、更なる取り組みの強化に努めていきたいと思っております。また、集落によっては街灯の電灯を交換する際には、LEDに変えている集落もありますので、これらにより温室効果ガスの削減が図られることとなります。

令和4年度は専門機関に少水力及び風力、太陽光、またそれ以外の再生可能エネルギーの可能性に関する調査を委託し、国の2050年カーボンニュートラルの実現を図るために、温室効果ガス排出量の削減に向けて再生可能エネルギーによる主力電源化の実現化に近づけるための取り組みを進める予定でございます。

さらに、令和5年度以降は令和5年3月までに提示される調査報告書を基に、大和村の自然条件等を生かした再生エネルギーの可能性を含めた脱炭素社会に向けての取り組みの推進を図っていきたいと考えております。

次に、SDGsとは、誰一人残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す目的で、2015年に国連総会で採択された世界共通の目標でございます。計画には17の目標、169の達成基準が定められており、日本国においても持続可能な開発目標推進本部が設置をされ、行政、企業、団体、個人レベルでの取り組みが必要とされています。しかしながら、国際社会レベルの大きな取り組み目標であるため、どのように取り組むべきなのか、イメージしにくいと感じる方が多いのではないかと思います。

本村としましても、我々行政だけでなく、企業、村民の皆様にも、何に取り組むべきなのか、イメージしやすいように現在の大和村の実情に合った理解しやすい大和村版SDGsとして、保健、教育、インフラ、産業化、イノベーションを重点目標とした上で、身近な目標の達成を官民連携で目指し、その先の国際社会の目標達成に貢献できるという考えを、完成が遅れておりますが、第六次振興計画にその内容を盛り込むこととしていただいております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（蔵 正君）

再質問をしていきたいと思っております。今回のこの質問は、以前からちょっと形は変えているんです

が、商品開発室とか、いろんな形で申し上げていまして、大体同じような質問をしております。ただ、ちょっと抽象的すぎて具体的にどんなふうにするというのが、どうも意思の疎通が図れない中でもやもやしていたので、今回こういった形で質問させていただいているところですけども、ちょっとそこら辺、ちょっとすれ違わないように確認したいと思いますけど、僕の壇上から話しました大和村が大和村らしく存在していくために何が必要なのかということで、村民が意欲を持って何らかの生産を継続していこうということということで、意欲というのが自発的に積極的に、何かをしたいという思いながら、わくわくしながら、ものづくりに励んでいく。ものづくりというのは、農業製品とかいうばかりじゃなくて、サービスの向上とか、そういった意味も含めていますよということで、そういったものが大和村のその中から生まれてくる生産物というのが、大和村の自力で、大和村のパワーであって、それをどんどん啓発していくことが大和村が大和村らしく、それもSDGsにつながるのだというふうに思っているんですけども、そこら辺は共有できるものということによろしいですかね。

○村長（伊集院 幼君）

共有できるというか、まさにそれが我々が今取り組んでいるのも、その一つだと思いますので、それはもう農業にとらわれず、やっぱりほかの分野もですね、そのような考えのもとで生産性の向上に我々は向けて取り組んでいくということで考えておりますので、そういう理解をしていただければと思います。

○5番（藏 正君）

当たり前のことで申しわけないですけど、先ほど答弁にもありましたが、もう一回、例えばですね、今、必要なことはそんなことだと、意欲を啓発していくことが大切なんだよということですけども、その意欲をどんどんマイナスにさせずに、どんどんさせていくためには、例えばですよ、例えば話をします。合同会社ひらとみさんが、福元のダイコンをどんどんいい値段で売ってくれるらしいという話が来たときに、よし、だったら、それだったら福元ダイコン、もうちょっと作ろうと、今まではイベント用のダイコンだったけど、今からは儲かる、有良ダイコンに負けないような形で売ってくれるということになってきたときに、その生産意欲というのは上がっていくんですよ。例えばそういう話。それはひらとみが何かを仕掛けたときの話ですよ。例えば、カボチャを産業課が最近カボチャを思いきり推進しだしたぞ、聞いてみたらJAとタイアップして、カボチャをすごくいい値段で売らされていて、幾ら作っても売れるみたいだよとかいう話があったら、だったらカボチャを作ってみようか、それが広がっていったら園芸部会、もう一回部会を作ってもいいんじゃないかなっていきような、私が申し上げているのは、そこにその仕掛けをする仕組みづくり、さっき言ったひらとみが、仕掛け方は難しいんですけど、ダイコンを何かをやってそのダイコンを売るさばくりをし始めたとか、産業課がカボチャを作らそうとし始めたとか、例えばイヨイモで民間の人たちがお菓子を作り、イヨイモで作ったお菓子ができて、すごく何か売れてるぞ、だけどイヨイモは原料が足りないから、もっといっぱい作ってくれないかという依頼が来たから作ろうかと

か、その中で大和村の特産品とか、そんなものができあがっていったときに、ますますものが足りませんよとなるような、そういったことを仕掛ける舞台というか、環境というか、機能というか、組織というか、何かそういったものを、先ほどの話を聞いていて、ちょっとずつ分かってきたのは、やっぱりそういったものを全職員で、職員だけでそんなチームを作っていこうとしたときには、すごく難しいことだというのは分かるんです。これは前回の商品開発室の答弁の中でも人材が足りないんですよという話を伺っていますから、分かるんですけど、実は全部職員を当てるんじゃなくて、誰かチームリーダーをおいた中で、その協力隊員の力を借りるとか、ちょっとした質問の中にも入れたつもりですけど、企業から知恵をかりながら、その協力隊員のフリーで動ける人たちですよ、その人たちと月1回、週1回のミーティングの中で、何か見つけてきた、こんなのどうですかとかいうような話を取りまとめていく。その中で、さっきも言いましたが、試作をしてみる。それをみんなで試食をしてみる。もう一回やり直すとか、そんなことを何回も繰り返していく中で、何か本物、みんなが喜ぶ商品というのができていくんじゃないかなと思って、そうした繰り返したチャレンジというのは、今までやってないような気がしてですね。ちょっと長くなっていますが、そういった意味の職員だけで対応するんじゃなくて、そういった意味のフットワークの軽い中で、言えば遊び心の中で、そういった案が揉まれていくような組織づくりというのを検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

蔵議員からは何度もこの生産性の向上についての御質問をこれまでいただきながら、我々もまだまだ行動が伴っていない、そして対応もままならない、我々ももやもやした気持ちの中で、今どうしていこうかということを、ちょっと今考えているところであります。確かに、私は今からでも遅くないと、まさにそのフットワークのきく、動ける、これはもう職員なのか、それとも協力隊なのか、民間の企業なのかということは、いろんな選択肢が私はあるのかなと、それはそういう動いてもらう人がいることによって、いろいろ情報を得ながらいろんな展開もやっぱり生産につながることもつながっていくんじゃないかなというふうに思っています。今、平成23年にあのまほろば館が開設されてから、いろいろ厳しい御意見も賜りながら、何とか商品がこうしてなってきた、あそこの商品は今焼き肉のたれとか、麺つゆとか、いろんな好評をいただいて、あのものをいかにこれから守っていくかということを、今議論もしているところであります。そういう中では、私が物産展をしながら取り組んだ中では、やっぱり現物がないと何も進まないということも反省し、その中で実証農園をやっぱり整備しながら、そこで生産を守っていくということのつながりができればなど。議員おっしゃるように、カボチャもいろいろチャレンジをしながら、失敗もありますけれども、やっぱりどうしてもそこで職員が関わっている中では、どうしても限度があるという反省の中です。確かに動ける人を配置して、本当にそこで回っていくかどうか、それは別としましても、やっぱり体制づくりをちょっとやらないと、物事が先に進まないのかというのが、今我々が反省をした中での結論ではありませんが、方向性がそうではないかというふうに考えておりますの

で、そこは早急な体制づくりに努めていければというふうに考えております。せっかくの合同会社ひらとみもありますので、そこで大和村の何というか、今、作られていない作物も、またいろんな発想の中で、いろいろと出てくるのではないかという期待も持ちながらですね、我々はしっかり先を見据えた取り組みを今後も展開していければというふうに思うところでございます。

○5番（蔵 正君）

ちょっと協力隊の在り方について、もう一回確認をしたいんですけども、今、大和村には1名の方ですかね、いらっしゃるんですが、一番最初にこれは多分海士町の事例なんかになると、この協力隊員制度の前に海士町が独自で都会からのIターン者というか、呼び込んでとりあえず1年間、海士町で過ごしてみませんかということで、活動費もあてがえて、旅費から活動費からあてがえて、1年間フリーで海士町を体験してみてもらって、その中で何か宝物になるようなものを探してくださいということでやって、何も探せませんでしたでもオーケーだったですよ、ごめんなさい、何もできませんでしたと、全然問題ありませんよといって帰って行く。中には宝物を探して、この岩ガキを商品化しましょうよとかいって、いろんなシステムを導入しながら商品化にもっていった事例もあります。何もできなかった人たちも、都会に帰って行ったときに、いや、海士町に世話になったという気持ちがあって、向こうのこと、海士町のことを宣伝して回る。宣伝部隊になってもらっているから、前々ゼロな人はいないんですよというのがあって、それが多分基になって、このふるさと協力隊員ですか、その協力隊員制度ができていった基になったんじゃないかと思われるぐらいの事例だったと思うんですけど、やっぱりそれぐらいフリーにしてあげて、課題を背負わせると重荷になるので、フリーにしてあげて、行動している中でこのことについてどう思うとかいうような持って行き方、それぐらいの軽いフットワークで協力隊員を呼びかける、できたらそういった知恵がある人のほうがいいんでしょうけど、そういったことでその協力隊員の募集というのを求めていくというのも、来てみて、ここに来てみてから、こっちの良さを分かりながら見つけていくような体制も必要なんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かにこれまで我々も多くの協力隊を、こうして来ていただきましたけれども、また面接でオーケーをもらいながら、いざ赴任するにあたってお断りをしていただいたりとか、いろいろございました。そういう中では、やっぱり今議員のおっしゃるような、我々があまりその業務に、ちょっと固定をしすぎた点も、ちょっと失敗の一つであったのかなと。しかしながら、相手の希望に沿った形で受け入れもしたんですけども、それでもなかなか継続できなかったということがございます。我々ももうちょっとその協力隊の活用については、もう少し弾力性を持った形で、やっぱりしていかなければならないと思っておりますけれども、もう我々も呼ぶことによって、呼べると思いますので、そこら辺は臨機応変に協力隊にあまり期待をせずにですね、もうちょっと自由なやっぱり角度で、大和村にちょっとでも関わってもらって、良ければ1年延長したりとかいうことにつなげるような、やっぱり取り組みの在り方をですね、我々ももうちょっとやっぱり考えながら進めて

いかなきゃならないというふうに思います。

今現在呼んでいる協力隊員におきましては、正直申し上げますと、12市町村で自然体験協議会という組織が大和村に保護センターができた当時から平成12年に協議会が設立されまして、大和村に環境省の施設ができた関係で、事務局は大和村が持っている関係から、大和村が事務局でそこで事務局の事務員を今まで雇用していたんですけれども、その事務員が、言ってみると、辞めていかれた関係でですね、もう普通の負担金、鹿児島県と12市町村でもつ負担金では雇用できるような、本当に状況じゃないと。だけど今までは我慢して働いてもらったという経緯で、なかなか今の待遇じゃ雇用できないだろうということで、自然環境に関わる仕事ということで募集をしましたら、1名、彼は大学卒業してすぐ来たもんですから、3年間は大和村で働いていただけるということで、期間限定で来ていただいている状況でございます。

そういうこともありますので、我々もしっかり、働きやすい何か受け入れを、今後やっぱり考えていかなければならないと思っておりますので、協力隊をあきらめているわけじゃなくて、いろんな取り組みをですね、今後展開をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○5番（蔵 正君）

ごめんなさい、ちょっと確認ですけど、今いる協力隊員の方は、もう保護センターで努めてもらうと。確保しにくいのは何かその協力隊員自体が賃金が安かったりとか、そういった意味なんですか。協力隊員を確保するのに県・国が出すお金では足りない、大和村の財政を、大和村が支援しなくちゃいけないような形になっているということですか。

○村長（伊集院 幼君）

協力隊員の支援は、あくまでも総務省が持っていますので、実際、待遇的には少し低いだろうというのは我々も感じています。そこはその自治体の配慮によっていろいろと手当てをあげながら働いてもらうということもありますので、そこら辺は十分理解した上で、協力隊としてそれぞれの自治体に来ている現状でありますので、待遇については特にそこまで厳しいものではないと。その人選の在り方を我々もちょっと選択し過ぎた関係で、なかなか今、募集をかけていないという現状がありますので、そこら辺はもう少し庁内で議論させていただいて、協力隊の要請についてはですね、勘案していただければと思います。

○5番（蔵 正君）

もう自分たちはただ言う側で、何でも言うなと思っていると思うんですけど、例えば、子供たちの、子供たちを生かした村づくりという観点なんかも考えたら、僕が発想したわけじゃなくて、絵描きの動物画を描く人の意見を聞いていったときに、子供たちが主になって、子供たちというのは大人の発想と全然違う発想を出してくれるから、子供たちの発想で子供たちのアイデアを生かしたものづくりというのも大事なんじゃないのということで、その人はプロの絵描きなんですけど、プロの絵描きのTシャツとあわせて、自分の絵を使ってもいいけど、それだけじゃなくて、子供たちが描いた純粋な子供たちの視点で描いた絵をTシャツにして売る。だけど、子供たちというのは自

分たちが作った、自分の絵が基になったTシャツが売れて、それが大和村に役立っているんだというのを聞いたときには、絶対、感情的なとか、ものすごいそこに心の成長があるんですよという話を聞いたときに、すばらしい考えだなと思ってなんですけど、例えば、そういった話を聞いたときに、それいいねとは思いますが、どうやってその子供たちを生かして、子供たちに絵を描かせるのというのから、どうやって子供たちを集めていくのとか、その辺のところから考えていっても、なかなか簡単にできることじゃないんですよね。だから、そこら辺をとりあえず、発想は自由なところで発想していただいて、その発想した中に課題を、どうやって集めるわけとか、課題、いつやるのとかいう、そういったことをクリアしていくのを、その全体的なところでカバーリングできる、そういった意味の組織づくりというんですかね。最初のフリートークできる自由な意見を出せる集まり、その次のステップでその課題を解決していくための集まりとか、そういった形を何か作っていくことを、何か今から考えていかないと、なかなか次に向かって動いていけないので、まずはさっきから言っている最初のそのフリーで話ができる、簡単に集まって週1ぐらいの集まりで、そんなことを話できるような集団づくりというのが、まず最初なんじゃないかなと思っているんですよ。ごめんなさい、質問のあれが決まらなくてしているんですけど、やっぱり子供たちを生かしたところとなると、いろいろ難しいのが先になってくるんですけど、そういったことを、この意見は前から子供たちのあれという意見は、前から言っているつもりなんで、そこら辺が何かの形で、ちょっとでも進展してないのかなと思うんですが、そこら辺、企画課長あたり、何か答えられませんか。

○企画観光課長（早川勝志君）

議員の質問のあった件なんですけど、私どもはそのイベントといいますか、内部で検討させていただいているところではございます。ただ、やはり議員も先ほどおっしゃったんですけど、まず計画を立てないといけないと、いつやるのか、対象者は誰なのか、どういった形で進めるのかというのを、まず話し合いしないといけないところなんですけども、私どもとしては、その芸術家の方に私どもの担当から御連絡させていただいたところだったんですけど、それからまたコロナがすごい大感染が始まってしまったことですが、いったん中断しているところでございます。

○5番（藏 正君）

質問の中にですね、民間企業の意見等も活用してと言ったのは、そういった専門家のそんなことに秀でた人たち、経験者の人たちの意見を入れていったら、新しい、自分たちが思いつかなかったことが見えてきたりするんじゃないかなという意味で入れてありますので、是非その辺、活用していただきたいと思います。

このことについて、やっぱりそのチームリーダーになる職員というか、それはやっぱり、誰でもいいというんじゃなくて、やっぱり、何かしゃれのきいた、さっき市田議員がおっしゃってましたけど、大和の方言コーナーの村長と郁島課長のやり取りというのは、もうラジオの聞いているみんなでは大好評で、自分の友達からも最高だよということを知っているんですよ。へんまひんぎじ

やん、えんがひんじゃ、みんじゃと言う話とか、うわんくわつくわぁの話とかですね、やっぱりそういう発想というか、遊び心というか、そういったユーモアのある世界でフリートークができるような、そういったところに配属したらどうですかという意味で、この間3の合同会社ひらとみにそんな機能を持たすのは考えていませんかというのを入れました。特に僕は郁島課長のキャラクターというのは、そういった新しい総合企画の基になるところに、ところのチームリーダーにふさわしい人物だなと勝手に思っているんですけども、そういった、また、それだけじゃなくて、合同会社ひらとみというのが大和村のメインになる一つの総合企業になりうる素材であると思っていますので、その総合企業のひらとみの下に、そういった企画案が発生できる、役場職員とちょっと別のところに民間の考えで、そういった企画を作る企画室みたいなものが、将来できあがっていくべきじゃないかなというのをおわせて、この間3のひらとみというのを入れたんですけど、そういった可能性も含めて村長の答弁をお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

まさに我々も行政として、何でもかんでもできる場所ではなかったんですが、いろいろ我々が関わってきて、やっぱり小さいところは小さいなりに、やっぱりフットワークがきくわけですので、そこら辺をうまく生かすようなことが、まだまだ可能性があるのかなと、そこで末端で動いている職員は、ちょっと大変業務が増えてですね、私があんまり提案するたびに、ちょっと嫌な顔をされていますけれども、まさに今、何をしなければならぬかというところで、やっぱり先ほど私が申し上げました、やっぱり体制づくりが、そこにはもうあるのかなと思ってですね、今現在、その子供の取り組みもですね、ほかの業務も持ちながら、担当者にそこも一緒にやってくれということも言う、やっぱりどこかおろそかになっていくとかということがあるものですから、やはりそこは先ほど協力隊がどこまでできるか分かりませんが、協力隊、職員、そこを含めてですね、やっぱりすぐ動ける人をそこに配置しない限りは、今言った横の連携も取れていけないんじゃないかなというふうに考えています。そこはまさに人選として、産業振興課長にはちょっと難しいかも知れませんが、我々としてはしっかり体制づくりをしていきながら、やっぱり大和村の未来が開けるような、夢が持てるような取り組みにつなげていけるように頑張っていきたいというふうに思うところでございます。

○5番（藏 正君）

ちょっと村長と意見が分かれてしまいましたけど、そういった難しい提案ですけども、そういったものを作っていくと、大和村の将来性というか、発展性とかいうものの変化ができていけないということですので、是非検討していただきたいとおもいます。

住民目線の土木工事という表現をしました。以前から何かのペナルティ制度はあったよねとか思いながら考えていたんですけど、確認ですが、特段のペナルティというのは、今はその点数制とか、今は設けてないんですか。

○建設課長（前田逸人君）

先ほど、村長の答弁にもありましたとおり、特段のペナルティというのは設けてなくてですね、指名停止というのは、粗雑な工事があったり、あとは工期を切ったりしたときには、必ず指名停止と条例にもありますので、そういった形でペナルティは取っております。以上です。

○5番（蔵 正君）

例えば、今回の再三の指摘があったというのは、そのペナルティ的なところまでは、多分いかないと思うんですよ。だから、何と言うかそこら辺をもうちょっと厳しくして、こういう集落での、まず事故とか、住民が怪我したとか、それはもうとんでもないことなんですと、次からこっちに入れませんよとか、何かこう、村独自のそういった、例えば減点しますよとかね、点数制で減点していくとか、さっき言ってました、工期を切ったときには最終的な評価点数が下がるからとかいうのがありましたよ。そういったものを点数制、減点制度とかいうのは、村で独自に作れないんですか。

○建設課長（前田逸人君）

議員のおっしゃるとおり、そういった粗雑な工事をしたりとか、そういった管理が足りなかったりとかして、どんどん点数を評価する内容が決まっていますので、そこでどんどん点数が当然、必然的に下がってきます。下がってきたときにですね、そこでじゃ、いくらでも下がっていいのかという感情にもちょっと業者さん、なってしまったら困るので、条例で大和村建設工事指名競争入札参加者選定基準というのがあります。そこに第3条にですね、過去の工事成績というのがあります。過去の工事成績によって、今度指名推薦委員会で、そういった形で工事があまりにも、極端に例えば40点とか、あり得ない数字なんですけど、そういった工事にもしなつたとしたときにはですね、その指名推薦委員会で過去の工事が悪かったということで、ちょっと指名を入れるか入れないかというのを協議できることになっておりますので、そういった形で、厳しく今後はですね、今まで指導したら業者さんも改善してくるんですけど、なかなか私たちも業者さんも気付きというのがないんですよ。だから、ただ工事をやればいい、だからそういったことには、まだこういったところもできるんじゃないかなとか、私たち発注者側もまだこういったところをやってくれば、昨日みたいなあんなところは、もしなかったと思います。だから、お互いでペナルティを与えればいいという、ペナルティを与えることによって私たち発注者側も指導不足ということになってしまいますので、やっぱり何が足りないのか、お互いで発注者と受注者が協議をしあって、スキルアップをやっぱり図って行って、それでも再三の注意にも関わらず守らない、言われてもしないとかね、と、点数が評価が下がっていきますので、さっき申したとおり、指名推薦委員会でそこは協議しながら、今後は強く厳しく指導して行きたいと思います。考えていきたいと思います。以上です。

○5番（蔵 正君）

その減点制ではそう簡単に改良していかないというような考え方らしいので、現場指導をしてすぐ変化のない業者が今回いっぱい、いっぱいとかね、見られていたところで、自分がちょっと課長にも話した、その現場の、現場でこんなことがあったよというのは、その会社の上司とい

うか、会社の経営者のほうには報告したりしているんですか。

○建設課長（前田逸人君）

今現在、ちょっと年に、今のところは年に4回ほど村内の業者を集めまして、その代表者を集めまして、あと、その工事に携わっている現場代理人とかいらっしゃるんですけども、そういった形でこういった指導をしながら、そういったことがありましたよというのは、ちゃんと報告はしておりますので、今後はこういったことがないように、こちら発注者側もやっぱりそういった形で話していく、お互いで理解を求めていく、報告、連絡、相談をちゃんと守っていくということで、そういった話はやっております。

○5番（藏 正君）

その現場指導で、あっちの集落では、自分、ちょっとガソリン入れながらね、言われたのが、湯灣釜の人はやかましい人がいるというわけですよ。だから、そういうことじゃないよと。だからその程度で済むような業者の体制じゃおかしいと思うんですよ。だから、そこら辺も含めて、さっき課長が言ったように、どうしたら今のこの現状を、その業者の現場のスタッフたちが理解してくんだというような、そこまで踏み込んだ指導をしていただきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

マイクのスイッチが切れています。

○5番（藏 正君）

失礼しました。脱炭素について、答弁をいただきました。その中で、一つ確認なんですけど、庁内の電気節約とか、そういったことに取り組んでいますが、例えば電気自動車を導入したりとか、カート車を利用するとか、特にそういった目に見えたものの導入とかいうものは、近い内の計画には入ってないんですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

先ほど村長の答弁にもありましたが、大和村の地球温暖化防止計画の中にはですね、環境に配慮した製品を利用しますという項目があります。その中で、低公害車の導入とか、そういったものもあります。これはハイブリッドカーとか電気自動車を意味していると思うんですけど、今、令和4年度にですね、専門機関のほうに再生エネルギーを中心とした水力とか、太陽光とか、風力とかあるんですけど、自然エネルギー、そういったものを中心に大和村の自然条件に合わせたもので、これから将来、2050年のカーボンニュートラルに向けてこういった動きをしていかなければいけないのかということも調査させています。そういった中でも、今ほかの自治体でも電気自動車とかも導入しているところもあるんですが、今後、大和村の中でもそういったものが今後できるのかというのはですね、また十分検討はしていきたいと思っております。

○5番（藏 正君）

今検討中ということで理解したいと思います。前回の中でも、一般質問の中だったかな、大和ダムの小水力発電について、前は検討してないという話だったのが、ちょっと再検討してみますとい

うような話があったんですけど、その辺について、ちょっと具体的に教えていただけませんか。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和ダムというのは、県の管理におかれており、大和村のほうでは水利利用権というのがあります。大和ダムからの放流水ですね、そういったものを利用して小水力発電ができないかということで、今それも含めて可能性を、今調べてもらっているところがありますので、今実際検討はしている段階で、それが実現するかは分かりませんが、そういった状況で、今動いているということです。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと補足して申し上げれば、これまで議員の皆さんからも質問いただく中で、小水力は費用対効果で合わないという県の答弁がございまして、我々も小水力についてはちょっと難しいのかなと思っていたわけでございますけれども、小水力の発電の機材が大分小型化になったり、低料金でできるとかという、今機械の開発が進められている中で、実際メーカーさんからもそういった話があった中では、ダムを使うことは別に支障はないということで、県のほうからも回答は既にいただきましたので、村としてはその温暖化計画の中で委託を出した中で、今年の小水力をどうするかという方針が大体示されるというふうに考えておるところであります。

○5番（藏 正君）

最後に申し上げます。本村のSDGs持続可能な開発計画であります。大和村が元気でずっと継続していくためには、冒頭に申し上げました村民の生産意欲の拡充というのが、一番村民が生き生きと意欲を持って生活していくというのが一番だと思いますので、是非その組織づくりについて検討していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで5番、藏 正君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時32分

第 3 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 4 年 9 月 2 1 日（水）

大 和 村 議 会

令和４年第３回大和村議会定例会会議録

令和４年９月２１日（水）

午前１０時３０分 開 会

１ 議事日程

開会の宣告

- 日程第 １ 議案第４１号 大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 ２ 議案第４２号 大和村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 ３ 議案第４３号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 ４ 議案第４４号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 ５ 同意第 ３号 大和村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 ６ 認定第 １号 令和３年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ７ 認定第 ２号 令和３年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ８ 認定第 ３号 令和３年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 ９ 認定第 ４号 令和３年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第１０ 認定第 ５号 令和３年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第１１ 認定第 ６号 令和３年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第１２ 認定第 ７号 令和３年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第１３ 認定第 ８号 令和３年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
(決算審査特別委員長報告及び採決)
- 日程第１４ 議員派遣の件について
- 日程第１５ 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第１６ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 閉会の宣告

２ 出席議員は次のとおりである。（８名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| １番 | 市 田 実 孝 君 | ６番 | 勝 山 浩 平 君 |
| ２番 | 前 田 清 和 君 | ７番 | 中 井 文 忠 君 |
| ３番 | 重 信 安 男 君 | ８番 | 宮 田 到 君 |
| ５番 | 藏 正 君 | ９番 | 奥 田 忠 廣 君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大崎 一也 君	主 査	後藤 美穂子 君
--------	---------	-----	----------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	森 永 学 君
総務課長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	早 川 勝 志 君
建設課長	前 田 逸 人 君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君
教委指導主事	前 田 剛 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午前10時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第41号 大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、議案第41号、大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとすることから御提案するものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

改正の概要といたしましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的とし、育児休業の所得回数の制限を緩和することを規定しようとするものです。その内容として、まず、職員が同一の子について、育児休業をすることができる回数を原則2回以内とし、この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内育児休業をすることができる回数を原則2回以内とすることとあわせ、育児休業に係る請求期間を2週間前までに短縮し、柔軟な育児休業の取得を可能とします。そのほか、非常勤職員の子が1歳以上、1歳6カ月未満の期間に取得することができる育児休業について、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合は2歳までの取得可能にするなど、柔軟な取得を可能とし、また休業の請求期限も短縮しようとするものでございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

本村の役場職員で、これまで男性職員の育児休業の取得の実績はどのようになっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

過去にさかのぼってと言いますか、私が平成30年に人事担当課長になってから1件の実績もございません。

○6番（勝山浩平君）

役場は民間企業の手本とならなければいけないと思いますけど、これまでも取得ができたのに、男性職員はなかなか現実問題として取得ができなかった。こういった改正が図られて、男性職員等も取りやすくなりますけど、なかなか本当に絵に描いた餅になる可能性がいあります。24条で環境の整備に関する措置とありますが、男性職員が取りやすい環境を整えていくために、どのような対策を講じてまいりますか。

○総務課長（政村勇二君）

まず、こういったこの法制度は、10月1日から施行開始となる予定でございまして、まずはこういった改正がなされた旨の周知徹底をまず図っていききたいというふうに考えております。この取得該当する男性職員のいる各課、局、園、所においても、やはり管理職のほうにも周知徹底をし、その取得、取りやすい環境、もちろん仕事もございまして、そういった計画的な取得が取れるような体制づくりを全庁、各課協力のもと、あわせて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

議案41号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第42号 大和村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議案第42号、大和村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の御説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

現行の大和村ふるさと応援基金条例では、寄附者が選択できる寄附の事業内容が、住民福祉の向上、教育振興、産業振興、定住促進、その他の事業と五つの事業ですが、新たに自然環境の保全に関する事業を追加することを御提案いたします。

内容につきましては、企画観光課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

大和村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

奄美大島が世界自然遺産に登録されて1年が経過しましたが、登録がゴールではなく、改善しなければならない自然環境保全の課題が残されています。また、本村ではアマミノクロウサギ研究飼育施設の整備を進めており、施設の運用等にふるさと納税を活用し、自然環境の保全を図るため大和村ふるさと応援基金条例の一部を改正しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

議案42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第43号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議案第43号、大和村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（早川勝志君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

大和村過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年9月定例会で策定しておりますが、事業の追加、変更等がある場合は過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、その都度議会の議決が必要となります。今回の変更は、区分、教育の振興に明記しておりましたアマミノクロウサギ研究飼育施設整備事業を、区分11の地域文化の振興等の区分に変更しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

議案43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第44号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、議案第44号、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村総合福祉検討委員会を設置するに当たり、委員長及び委員の報酬を定めるための改正を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

本村における各種福祉施策の推進において、これまで地域ケア会議や在り方検討会等において現場関係者における施策の検討を行ってきておりますが、今回、更に幅広い知見から協議検討を行うための大和村総合福祉検討委員会を設置し、将来を見据えた総合的な福祉施策推進のための事業展開を図ってまいりたいと考えております。この委員会を設置するに当たり、委員会における委員長及び委員の日額報酬について、委員長を5,200円、委員を5,000円と定めるための条例の改正を行おうとする内容でございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

議案44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決いたしました。

-----○-----

日程第5 大和村教育委員会教育長の任命について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、同意3号、除席の対象者がいらっしゃいますので、除席してください。

[退席]

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、同意3号大和村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村教育委員会教育長の任命について、提案の理由を申し上げます。

大和村教育長の晨原弘久氏が令和4年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めたく御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村教育委員会教育長の任命について、内容の御説明を申し上げます。

同意を求めています方は、住所、鹿児島県大島郡大和村国直107番地3、指名、晨原弘久、生年月日、昭和32年10月20日であります。履歴の主な概要につきましては、お配りいたしました資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第3号、大和村教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時15分

-----○-----

再開 午前11時16分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

再任されました晨原弘久教育長より、挨拶の申し出があります。

これを受けたいと思います。

○教育長（晨原弘久君）

伊集院村長から御推挙を賜り、また議員の皆様の御同意をいただき、恐縮しつつ大変光栄にあらがたく存じます。1期目は子供たちの児童生徒の知・徳・体の向上、そして地域との連携、そして郷土教育、このねらいは将来この大和村で残り、あるいは大和村に帰り、大和村の発展のために頑張ろうという児童生徒を一人でもより多く育てたい。そのために大和村の歴史、文化、伝統、そういったものを学ぶ、これが郷土教育でした。成果は手前味噌ながら多くあったと思います。今、大和村の学校はお互いに連携し、意欲的に子供たちの指導に励んでおります。子供たちもまた知・徳・体の向上を、そしてふるさと大和村を学ぶ活動に精力的に取り組んでおります。

ありがたいことに2期目の同意をいただきまして、これまでの郷土教育、それは継続しながら

も、今度はGIGAスクール構想に基づいて今取りかかっております。ありがたいことに、結構進んでいるところがございます。ですので、このネットワークを形成して、この大和村にいても都会と変わらない、不便を感じない、そして世界、日本とつながる、そういう教育を推進していきたいと思っております。

皆様のまた御支援、御指導、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

-----○-----

日程第6 認定第1号 令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第3号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第4号 令和3年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第5号 令和3年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第6号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第7号 令和3年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第8号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、認定第1号、令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第8号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、令和3年度決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託を受けました、認定第1号、令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算認定及び認定第2号から認定第8号までの令和3年度各特別会計歳入歳出決算認定の審査を3日間の日程で行いました。

9月12日の事業箇所の現地調査から始まり、9月14日及び16日の2日間審査を行いました。提出された決算書や主要施策成果表及び監査委員の意見書等をもとに、詳細に審査を行い、本委員会に付託された8件の決算をいずれも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程での主な内容を報告いたします。

総務課については、村営住宅等に付随して設置されているプロパンガス施設の扉及び鉄格子の錆について補修・点検等なされているかとの質疑あり、点検等で錆が発生しそうな箇所または初期対応としてペンキ等での補修を行っており、必要に応じて鉄製から錆びにくいステンレス製に改修を行っている。また、景観悪化や台風被害も考えられるため、再度早めの点検を行うとの答弁がありました。

次に、企画観光課については、ふるさと納税返礼品について、特産品等の新たな商品開発状況についての質疑があり、令和4年度は4品目の追加があり、現在は常時72品目、期間限定で11品目あり、内3割ほどが村内で生産された商品との答弁がありました。さらに、今後、地元の商品を増やす取り組みが必要ではないかとの質疑があり、現在事業者が制作中の商品もあるが、新たな商品開発に取り組む計画がある場合は、産業振興課と連携し、協議していきたいとの答弁がありました。

また、大和村まるごと体験協議会、移動販売車等について質疑がなされましたが、省略いたします。

次に、住民税務課について、海岸漂着ゴミに対する清掃等の推進について、どのような体制になっているかとの質疑があり、各集落に仮置き場を指定し、回収できる体制を取っている。また、大量に漂着したゴミについては、集落区長等に依頼するか、個人の場合でも写真等の提出により把握ができれば賃金を支払っている。ゴミステーションの管理も含め、体制作りについて検討が必要との回答がありました。

次に、産業振興課について、水産加工施設の利用状況について質疑があり、令和3年度は年18回使用のうち個人使用1回、まほろば大和漁業集落の使用が1回、外いしょむん海利用との回答がなされました。また、使用料の免除や利用料が高いことについて、広く利用しやすいよう改善を求める質疑があり、いしょむん海については、水産振興を図る上で、漁業者の育成を行う目的で使用料の減免を行っているが、その他一般利用についても、村民が利用しやすい価格設定を検討したいとの答弁がありました。

次に、建設課について、港湾に放置された廃船を含む船の管理について行政指導できないかとの質疑があり、船舶管理は個人で行うべきもので、行政が介入できないが、廃船等の放置については近隣市町村全体で問題視されているものでもあるため、今後は漁協と協力して調査を進め、粘り強く対応をしていきたいとの答弁がありました。

また、大和小中学校前の通学路、村内の建設業者との委託等について質疑がなされましたが、省略いたします。

次に、教育委員会について、村内に2団体あるスポーツ少年団以外の団体に対しての支援体制について質疑があり、指導資格、団員の登録等の書類の申請があればスポーツ少年団の登録を検討する。また、ボランティアで行っているスポーツ団体については、体育館や夜間照明の使用料免除等を行っている他、村体育協会に活動費などの補助を行っている。また、学校の教材の利用など、今後できるだけ支援・協力を行ってきたいとの答弁がありました。

次に、各特別会計の決算状況については、本年度も全体的に見ても黒字決算であり、健全な財政運営が行われていることは、大変喜ばしいことであります。

簡易水道において、貯水池について、施錠がされていないが管理はどうなっているかと質疑がありました。貯水池の敷地内への門扉の管理を含め、村の水の安心安全を守るための管理について、改めて体制の強化を図るとの答弁がありました。

次に、国民健康保険において、収入未済について質疑があり、徴収率を向上させ、未済額を減らすよう努めるとの回答がなされました。

他に、各特別会計に関する関連質疑がありましたが、省略いたします。

また、特別会計全般に関する一般会計からの繰出金について、黒字額との調整を行えないか質疑がありました。来年度当初予算で検討したいとの答弁がありました。

最後に、当委員会では、委員長の報告と併せて、議会の意見を取りまとめていますので、意見として取り上げていただくよう申し上げ、令和3年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、委員長報告を終わります。

ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたが、決算審査特別委員会は議長を除く全ての議員が委員となっております。

したがって、認定第1号から認定第8号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各認定議案の討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号、令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和3年度大和村一般会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和３年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和３年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第３号、令和３年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和３年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この採決に対する委員長の報告は、認定するであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和３年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第４号、令和３年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和３年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この採決に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和３年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第５号、令和３年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和３年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和３年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第６号、令和３年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和３年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和３年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第７号、令和３年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和３年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和３年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、認定第８号、令和３年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和３年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告に認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和３年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

次に、決算審査委員会の意見について、お諮りいたします。

本意見を議会の意見として村長に提出したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務建設委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本村の農林水産振興に関する事項及びその他の所管事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして令和4年第3回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 藏 正

大和村議会議員 勝 山 浩 平